

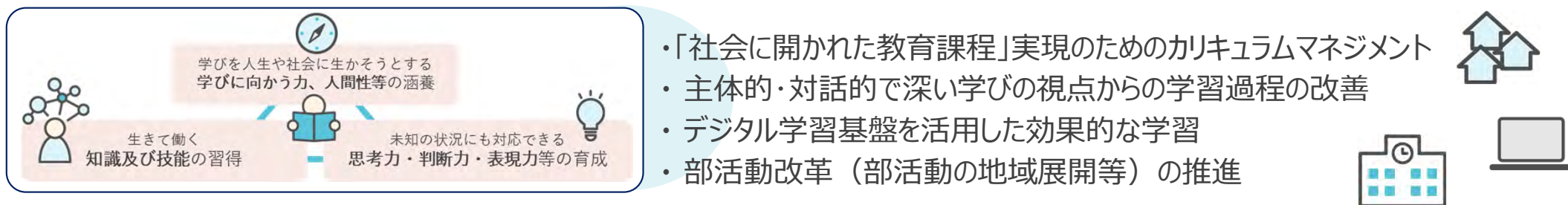
体育・保健体育、健康、安全 ワーキンググループにおける 検討事項等 (参考資料)

体育・保健体育等に関する社会や学校等の状況

1. 社会の状況



2. 学校の状況



3. 子供たちの状況

- 運動に関しては、体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成が図られている。
- 一方で、卒業後も運動やスポーツを行いたいと考える子供の二極化や男女で運動・スポーツの実施に関して肯定的な回答の割合に差が見られるなどの課題が見られる。また、体力調査の結果においても、全体としてコロナ禍前の水準には戻っていない。
- 健康に関しては、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。また、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られる。
- 様々な自然災害の発生、SNSの普及に伴う児童生徒等の被害や性犯罪・性暴力、熱中症や水難事故といった課題が近年顕在化しており、子供を取り巻く健康・安全に関する環境の変化が激しい。



体育・保健体育、健康、安全に関する現状と検討課題

1. 運動に関する課題

- 少子化を含む人口構造の変化や社会のデジタル化が加速する中、健康長寿社会や共生社会の実現、人との豊かな繋がり創出など、運動・スポーツを通じた社会課題解決への期待が高まっており、令和7年にはスポーツ基本法が改正された。こうした状況を踏まえ、学校における運動・スポーツに関する学びの本質的な意義や価値を今一度検討し明確化する必要がある。
- 幼児期からの発達段階を踏まえた系統的な指導と評価の在り方について、指導内容が過度に高度なものとなっていないか、また、評価は適切なものとなっているか、学校における運動・スポーツに関する学びの本質的な意義や価値を踏まえ検討する必要がある。
- デジタル学習基盤の活用について、「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図る観点からその方策をさらに検討する必要がある。

2. 保健に関する課題

- 教師の保健の指導内容に対する意義や重要性の認識は高いものの、子供を取り巻く現代的な健康課題は絶え間なく変化するとともに多岐にわたって存在しており、疾病構造や健康課題の変化に対応できる資質・能力の育成が一層求められている。
- 日常生活において認識しにくい内容に関する知識及び技能や、健康の原則・概念と具体的な生活行動とを結び付ける思考力、判断力、表現力等の育成について課題が見られる。

3. 安全に関する課題

- 安全に関する基礎的な知識の習得は高いものの、日常生活における多様な危険や事故に対して行動化する実践力の育成については課題が見られる。また、安全で安心な社会づくりに参加・貢献するため、主体的・協働的な取組を促す学習の充実について工夫と改善が求められている。
- 近年顕在化している社会構造の変化に伴う現代的課題を含めた様々な課題に対応できる資質・能力の育成が一層求められている。

4. 指導に関する環境面の課題

- 学習指導要領の趣旨を踏まえた着実な指導を行う上で、教師の負担にも配慮しつつ、外部人材の活用や外部機関との連携が図られている一方、人材の確保や連携に係る調整等に関する課題が見られる。
- 気候変動の影響により、運動・スポーツの実施に関して、場所、時間、内容に影響が生じている。
- 運動・スポーツに関する授業を安全かつ効果的に行うためには適切な活動場所等の確保が必要である一方、施設等の老朽化やスペース不足、天候への対応について課題が見られる。



1. 教育課程企画特別部会の議論を踏まえた検討事項

1. 体育科・保健体育科を通じて育成する資質・能力のあり方・示し方

- 「学びに向かう力・人間性等」や「見方・考え方」の新しい整理を踏まえた目標の示し方
- 中核的な概念等に基づく内容の一層の構造化や、その過程における必要に応じた精選のあり方
- 体育科・保健体育科の特質を踏まえた、表形式を活用した目標・内容の分かりやすい示し方

2. 体育科・保健体育科の指導と評価の改善・充実のあり方

- デジタル学習基盤の活用や情報活用能力の育成強化を前提とした、体育科・保健体育科における「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図るための方策
- 資質・能力の育成のために効果的かつ過度な負担が生じにくい体育科・保健体育科の評価のあり方

3. 誰一人取り残さず資質・能力を育む柔軟な教育課程のあり方

- 義務教育における調整授業時数制度や、高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、考えられる教育課程・学習指導の工夫のあり方
- 教育課程の柔軟化に伴って生じうる課題とそれを防ぐための運用のあり方

2. 体育・保健体育、健康、安全に関する課題を踏まえた固有の検討事項

1. 運動に関する課題

- 運動・スポーツに関する学びの本質的な意義や価値の明確化
- 幼児期からの発達段階等を踏まえた系統的な指導内容のあり方
- 指導内容として示してきた「態度」の考え方
- デジタル学習基盤の効果的な活用のあり方

2. 保健に関する課題

- 子供を取り巻く現代的な健康課題や学ぶ価値・意義を踏まえた発達段階に応じた学習内容(教科等横断的な視点を含む)
- 保健の中核的な概念や具体的な生活行動等との関係性に関する分かりやすい示し方

3. 安全に関する課題

- 学んだ知識を日常生活で行動化する実践力を身に付けるとともに、安全で安心な社会づくりに参加・貢献するため、主体的・協働的な取組を促す学習の充実
- 社会構造の変化に伴う現代的課題を含めた様々な課題に対応できる学習内容(教科等横断的な視点を含む)

4. 1～3を実現する上での環境整備に関する課題

- カリキュラム・マネジメントの観点等を踏まえた、外部人材の活用や外部機関との連携
- 気候変動の影響等を踏まえた、運動・スポーツの実施機会・場所の在り方など、持続可能性の確保



参考資料・データ

1. 体育科・保健体育科の 教育課程

学習指導要領（体育・保健体育）

平成29～30年改訂

【体 育】

（小 学 校）令和2年度から全面实施

- 運動が苦手な児童や意欲的でない児童への指導の配慮の例を新たに明示
- 「水泳運動」（5・6年）に「安全確保につながる運動」を新たに明示
- 「ゲーム」（3・4年）に「陣地を取り合うゲーム※」を必修化

※ タグラグビーやフラグフットボールなど

（中学校・高等学校）中学校は令和3年度から全面实施、高等学校は令和4年度から年次進行で実施

- 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等に関わらず、運動やスポーツの楽しみ方を共有できるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を明示
- 「体づくり運動」（中学3年・高校）に「実生活に生かす運動の計画」を新たに明示
- 「武道」（中学・高校）の授業で扱う種目として9種目※を明記
※柔道、剣道、相撲の他、空手道、弓道、なぎなた、合気道、少林寺拳法、銃剣道
- 「体育理論」（中学3年）に、パラリンピックに関する知識を追加
- 「水泳」（高校）は、中学校と同様に原則「水中からのスタート」とした

【保 健】

- けがの手当（小）や心肺蘇生法（中・高）など、技能に関する指導内容を新たに明示
- 中学2年の「健康な生活と疾病の予防」に「がんの予防」を新たに明示
- 高校の「現代社会と健康」に「精神疾患の予防と回復」を新たに明示

平成20～21年改訂

○ 授業時数の増加

（小1～4、中：90時間→105時間※）※小学1年は102時間

○ 中学1・2年で、武道及びダンスを必修化

平成10～11年改訂

○ 授業時数の削減

（小・中学校：105時間※→90時間）※小学1年は102時間

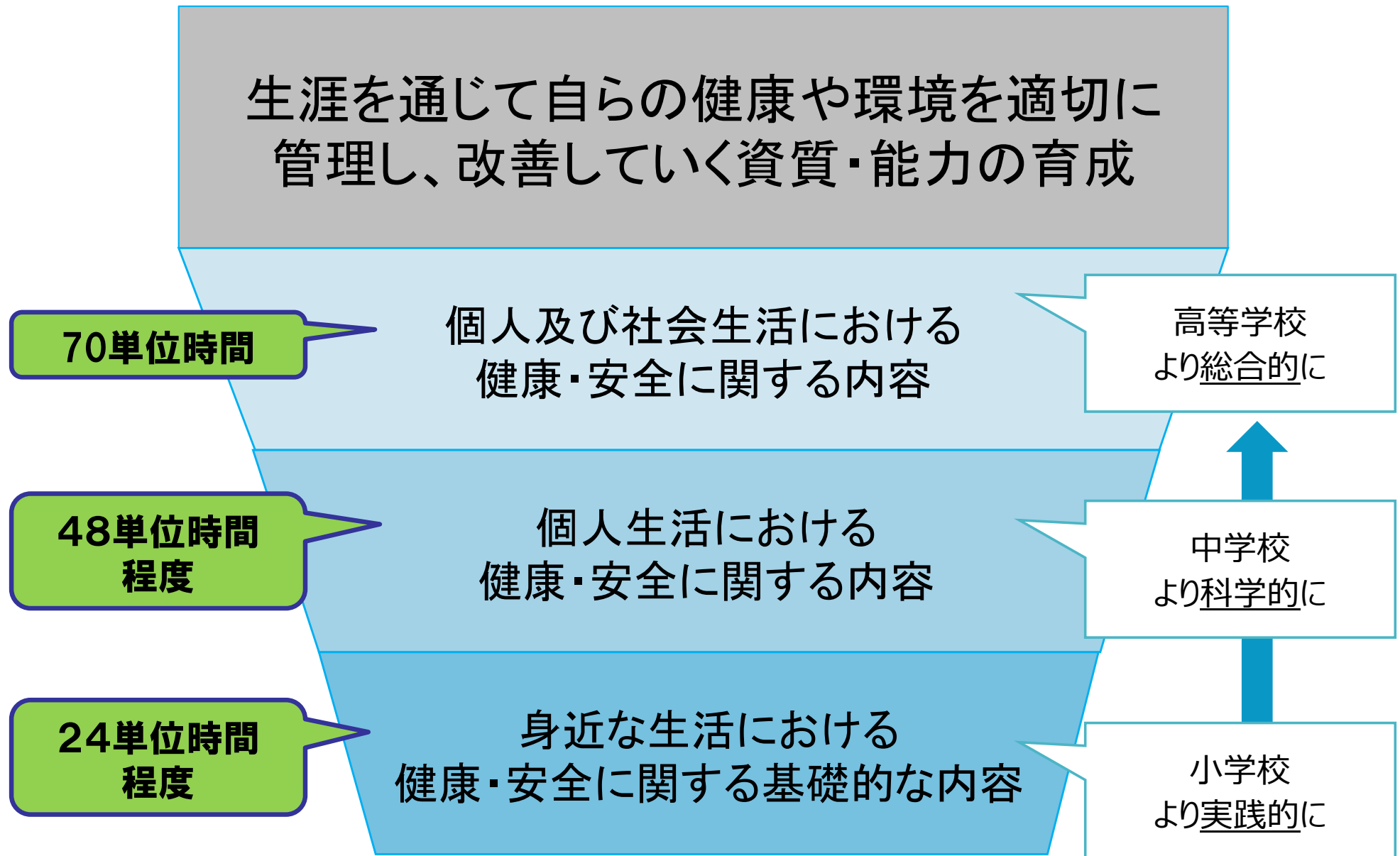
○ 小学3・4年に保健領域を新たに設けるとともに、中・高の保健の指導内容を再整理

体育科・保健体育科の系統性

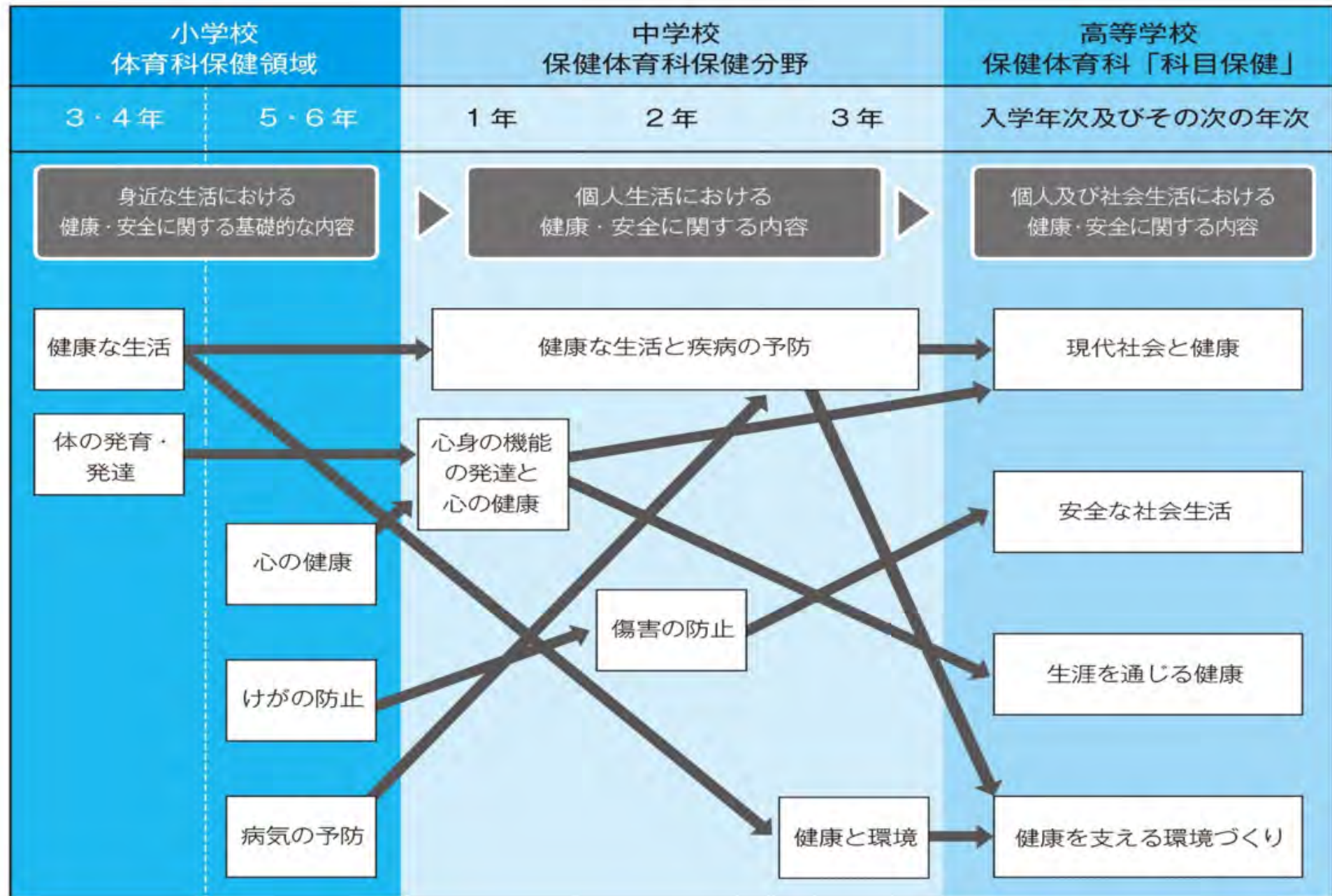
- ◆**体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成**
- ◆**小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化**
- ◆**小学校から高等学校まで、体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施**

各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期															
小 学 校						中 学 校		高等学校															
1 年 生		2 年 生		3 年 生		4 年 生		5 年 生		6 年 生		1 年 生		2 年 生		3 年 生		入学年次		次の年次		それ以降	
運 動 領域等		体づくりの運動遊び		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動	
		器械・器具を使つての運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
		走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技	
		水遊び		水泳運動		水泳運動		水 泳		水 泳		水 泳		水 泳		水 泳		水 泳		水 泳		水 泳	
		表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス	
		ゲーム		ゲーム		ボール運動		球 技		球 技		球 技		球 技		球 技		球 技		球 技		球 技	

保健における体系イメージ



保健における内容の系統性



(出典) 生きる力を育む小学校保健教育の手引 (文部科学省 平成31年3月)

小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）

「健康な生活」(3年)

- ・健康な生活
- ・1日の生活の仕方
- ・身の回りの環境

「体の発育・発達」(4年)

- ・体の発育・発達
- ・思春期の体の変化
- ・体をよりよく発育・発達させるための生活

「心の健康」(5年)

- ・心の発達
- ・心と体との密接な関係
- ・不安や悩みへの対処

「けがの防止」(5年)

- ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止
- ・けがの手当

「病気の予防」(6年)

- ・病気の起こり方
- ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防
- ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・地域の様々な保健活動の取組

中学校（保健分野）

「健康な生活と疾病の予防」 (1. 2. 3年)

- ・健康の成り立ちと疾病の発生要因
- ・生活習慣と健康
- ・生活習慣病などの予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・感染症の予防
- ・個人の健康を守る社会の取組

「心身の機能の発達と 心の健康」(1年)

- ・身体機能の発達と個人差
- ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動
- ・精神機能の発達と自己形成
- ・欲求やストレスへの対処と心の健康

「傷害の防止」(2年)

- ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
- ・交通事故などによる傷害の防止
- ・自然災害による傷害の防止
- ・応急手当

「健康と環境」(3年)

- ・身体の環境に対する適応能力・至適範囲
- ・飲料水や空気の衛生的管理
- ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理

高等学校（科目保健）

「現代社会と健康」

- ・健康の考え方
- ・現代の感染症とその予防
- ・生活習慣病などの予防と回復
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・精神疾患の予防と回復

「安全な社会生活」

- ・安全な社会づくり
- ・応急手当

「生涯を通じる健康」

- ・生涯の各段階における健康
- ・労働と健康

「健康を支える環境づくり」

- ・環境と健康
- ・食品と健康
- ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関
- ・様々な保健活動や社会的対策
- ・健康に関する環境づくりと社会参加

（原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修）

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査について(結果のポイント)

調査の概要

【目的】

小学校学習指導要領の次期改訂に資するため、今次改訂の改善事項を中心に、各教科等の目標や内容に照らした児童の学習の実現状況について調査研究を行い、検討の基礎となる客観的データ等を得るとともに、教育課程の基準に係る課題の有無及びその内容等を検証・総括する。

【時期、対象学年及び教科等】

○調査時期：令和5年2月6日（月）から令和5年3月3日（金）

○調査対象：公立小学校 1,170校（義務教育学校前期課程含む） ※全学校の約7%、無作為抽出
実施児童数（延べ） 120,378人

○内容：各教科で、①今次改訂の基本方針に関する事項、②各教科等の主な改善事項（今回の改訂で新設された事項、学年及び学校種を超えて移行した事項）、③従来より課題とされている事項の視点に基づくペーパーテスト調査を実施するとともに、一部教科で実技調査を実施。あわせて、児童、教師、学校長を対象としたアンケート調査を実施。

（教師、学校長については、オンライン形式にて実施。）

- ・ペーパーテスト調査：第3～6学年 国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育（運動領域、保健領域）、外国語（英語）
- ・アンケート調査（学校）（児童、教師）：第2～6学年 生活、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、外国語活動
- ・実技調査：第6学年 図画工作、家庭、体育（運動領域）、外国語（英語）

(主なポイント)

各教科のペーパーテスト調査の結果から

- 「知識・技能」について、事実に基づく「知識」は一定程度の定着が見られるものもある一方、「知識」の概念としての習得や、習得した「知識」を日常生活に当てはめたり、現実の事象と関連づけて理解することには一部に課題があると考えられる。
- 「思考力・判断力・表現力等の育成」の観点から、例えば児童が具体的な問いを見いだす点等については、定着が見られるものもあると考えられる一方、目的に応じた課題解決、自分の考えや根拠を明確に説明するといった点については、課題があると考えられる。

生活、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のアンケート調査の結果から（P228～232）

- アンケート調査では、学習状況や学校生活等について概ね肯定的な回答が多く見られるが、同様の趣旨の項目において、教師の認識と児童の受け止めに差があるなど、課題が一部で見られる。

教育課程全体に係るアンケート調査

- 主体的・対話的で深い学びや、資質能力の3つの柱、見方・考え方などの学習指導要領が提唱する基本的な考え方については、現場の教育課程や学習指導の改善等に良い効果を与えたとの回答が多く見られる。
- 学習指導要領の趣旨実現を妨げる要素としては、多忙化や人員確保、研修時間の確保などの回答が多い。
- 標準授業時数について、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることについては、多くの学校が賛成。年間授業時数を確保した上で、教科間の授業時数の調整を可能とするような取組を行ってみたいとする学校が多い。

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育科（運動領域））

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 「知識及び技能」として、知識を技能と関連付けて示す。
- 「思考力、判断力、表現力等」として、表現力を新たに示す。
- 「学びに向かう力、人間性等」として、従前に引き続き内容を示すとともに、共生の視点を新たに示す。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 互いの動きや考えのよさを認め合うことのように運動やスポーツの価値である、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全等に関する態度の理解については、相当数の児童ができています。
- 体ほぐしの運動の目的の理解や、クロールにおける自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫することに関する思考力、判断力については課題があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・体ほぐしの運動の目的や必要性について、教師が理解し、授業において丁寧に言葉で児童に説明したり、活動を通して理解できるようにしたり、活動後に価値付けたりするなどして、その意味を児童が理解できるようにする。
 - ・クロールの呼吸の仕方に関する課題に応じた様々な練習方法について、教師が理解し、授業において適切に児童に提示することが求められる。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/体育科（運動領域））

「互いの動きや考えのよさを認め合うこと」の問題例（別紙1参照）

- 今回の学習指導要領改訂により、「共生」の視点が新たに示された。
- 「学びに向かう力、人間性等」に関連し、共生の理解を問う問題を出題。【通過率 90.6%】

※本調査は、「学びに向かう力、人間性等」に関する理解度を把握するものであることに留意が必要である。

「体ほぐしの運動の目的を理解すること」の問題例（別紙2参照）

- 前回調査では、体ほぐしの運動の目的の理解に課題があると考えられた。
- 「知識及び運動」に関連し、体ほぐしの運動の目的を理解することを問う問題を出題。【通過率 37.3%】

「クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫すること」の問題例（別紙2参照）

- 前回調査では、クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方の思考・判断に課題があると考えられた。
- 「思考力、判断力、表現力等」に関連し、課題の解決の仕方を工夫することの理解を問う問題を出題。【通過率 38.5%】

「互いの動きや考えのよさを認め合うこと」の問題例

体育 第6学年 （3）互いの動きや考えのよさを認め合うことの問題を問う問題

この問題から、運動やスポーツの価値の一つである共生に関する「学びに向かう力、人間性等」の理解度を測る。

・互いの動きや考えのよさを認め合うことの大切さを理解していることが必要。

(6) 表現の授業で、各グループで工夫した「はじめ-なか-おわり」のある簡単なひとまとまりの動きを、ペアグループで見せ合い話し合っています。

お互いのグループの課題解決に向けて取り組む話し合いの行動として、最も適しているものを次の1から4の中から1つ選び、その番号を□に書きましょう。

また、それを選んだ理由を□に書きましょう。

- 1 ペアグループの仲のよい人のよくなった動きをほめる
- 2 ペアグループの動きがよくなっているけど、はにかしいので自分からはほめない
- 3 ペアグループの動きのよくなったところをほめる
- 4 ペアグループの動きのよくなったところに関心がないので発言しない

3

(29)

【通過率 90.6%】

「体ほぐしの運動の目的を理解すること」の問題例

体育 第6学年 （1）体ほぐしの運動の目的を理解を問う問題

この問題から、体ほぐしの運動の目的の一つである、仲間のよさを認め合ったり、関わり合ったりすることに関する「知識及び運動」の知識の習得の状況を測る。

・体ほぐしの運動の目的を理解していることが必要。

1 体育の授業を思い出しながら、あとの問題に答えましょう。

- (1) Aさんは、体育の授業の中で、体ほぐしの運動を行いました。授業の中で行った運動は下の図にある4つです。これらの4つの体ほぐしの運動の目的として、最も適しているものはどれでしょうか。

次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に書きましょう。



みんなでリズムを合わせてはしゃぐ運動



円になって背中や肩をゆすいたりたたいたりする運動



風船サッカー



手つなぎおにぎり

- 1 力強い動きを高めること
- 2 自分の思いどおりに体を動かす力を高めること
- 3 体の柔らかさを高めること
- 4 仲間のよさを認め合ったり関わり合ったりすること

4

【通過率 37.3%】

「クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫すること」の問題例

体育 第6学年 （2）クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫することを問う問題

この問題から、自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫する「思考力、判断力、表現力等」の思考力、判断力の育成の状況を測る。

・課題の解決のために、自己の課題に応じた練習の仕方を理解していることが必要。

14 水泳の授業で、クロールを学習しています。あなたはクロールの息つきがうまくできません。

息つきができるようになるための練習として最も適している練習を次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

1 ビート板を使って、やわらかく足を交ごに曲げたりのぼしたりする練習

2 プールのなかべをつかみ、体を左右にかたむけながら顔を前に上げて呼吸をする練習

3 プールの中で、歩きながら手のかき息つきを合わせる練習

4 クロールで25mを仲間と競争する練習

3

【通過率 38.5%】

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育（保健領域））

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善する。
- 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して心の健康、けがの防止の内容の改善を図るとともに、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善する。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 「知識及び技能」の習得の観点から、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容については、相当数の児童ができている設問があるが、日常生活において認識しにくい内容については、課題があると考えられる設問がある。
- 「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、保健の授業で学んだ内容を分類・選択することについては相当数の児童ができている設問がある一方、健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて考えることについては、課題があると考えられる設問がある。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・健康・安全に関する基礎的な内容を踏まえ、日常生活において認識しにくい内容について、より理解を深めることができるような指導を重視
 - ・生活経験や学習を通して持っている知識と、保健の授業で新たに学んだことを比較したり、関連付けたりすることができるような指導を重視
 - ・身近な健康情報から課題を発見し、解決する方法を選択したり、その理由を説明したりすることができるような指導を重視

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/保健）

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

（別紙1参照）

- 健康によい環境を整えることについての説明から、正しい説明を選択する問題を出題。【通過率 93.9%】

「授業で学んだ内容を分類・選択すること」に関する問題例

（別紙2参照）

- 「自転車転倒事故の発生原因となった、人の行動とまわりの環境」を選択する問題を出題。

人の行動 【通過率 93.1%】

まわりの環境 【通過率 90.7%】

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

（別紙3参照）

- 「地域の様々な保健活動」を行っている場所を記述する問題を出題。【通過率 40.8%】

「健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて思考・判断し、表現する力の育成」に関する問題例

（別紙4参照）

- 「心と体の密接な関係」について、心と体の影響の具体例を選択する問題を出題。
「体から心への影響」の具体例を選択する問題（体調がよいと「やる気が出る」を選択した児童）【通過率 59.4%】
「心から体への影響」の具体例を選択する問題（不安があると「おなかが痛くなる」を選択した児童）

【通過率 39.1%】

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

体育（保健領域） 第3学年（1）健康な生活

毎日を健康に生活するために大切なことを整理する問題のうち、室内環境の換気について問う問題

このような問題から、健康を保持増進するために生活環境を整えることについて、定期的に換気することの必要性に関する知識の習得状況を測る。

(3) 健康によい環境を整えることについての説明として、最も適切なものはどれですか。次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に入記してください。

- 1 ほこりやにおいなどで部屋の空気が汚れていなければ、空気の入れかえはしなくてもよい
- 2 冷房中は、部屋の空気を入れかえる回数を減らし、エネルギーを節約するとよい
- 3 部屋の中の空気が汚れているかどうか分からなくても、時間を決めて空気の入れかえをするとよい
- 4 暖房中は、部屋の温度を一定に保つために、空気を入れかえる回数は少なくしたほうがよい

3

【通過率 93.9%】

「授業で学んだ内容を分類・選択すること」に関する問題例

体育（保健領域） 第5学年（2）けがの防止
自転車転倒事故の発生の原因を問う問題

○交通事故を予防するための原則や概念について習得した知識を活用し、交通事故の事例から具体的な事故の発生の原因となったことを「人の行動」と「まわりの環境」に分類・選択する問題
このような問題から、危険の予測や回避の方法に関する「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。

この前、友達のももかさんと2人で、自転車に乗って遊びに出かけたときのことなのですが…。

ももかさんと遊びに行くのをとても楽しみにしていたので、うれしくて1 スピードを出しすぎてしまいました。すると、2 「止まれ」の標識があったのでブレーキをかけました。そうしたら、ちょうど3 地面に水たまりがあって、4 タイヤがスリップしてバランスをくずして転んでしまいました。



(2) 交通事故や身の回りの危険などは、人の行動や、まわりの環境が
関わり合って起こります。

さくらさんは、この前自転車で転んでしまったことを、グループのみんなに話しました。その内容を読んで、転とう事故のおもな原因となった「人の行動」、「まわりの環境」に当てはまるものを、下線部1から4の中からそれぞれ1つずつ選び、その番号を□の中に入力してください。

人の行動

1

(27)

まわりの環境

3

(28)

人の行動 【通過率 93.1%】
まわりの環境 【通過率 90.7%】

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

体育（保健領域） 第6学年（3）病気の予防

「地域の様々な活動」が行われている場所を問う問題

○地域における保健に関わる様々な活動を示し、それらの活動が行われている場所を記述する問題

このような問題から、地域で行われている保健に関わる様々な活動について「知識」の習得状況を測る。

ひろしさんが病気の予防について教科書で調べていると、地域では人々の健康を守るために、次のような活動を行っていることを見つけました。

【正答例】

保健所、保健センター

【通過率 40.8%】

1 予防接種



2 赤ちゃんの健康診断



3 健康教室



4 健康診断や検査



5 電話での健康相談



6 健康に関するお知らせ



病院のほかに、上のイラストの活動を行っているところはどこでしょうか。□の中に当てはまる言葉を書きましょう。

「健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて思考・判断し、表現する力の育成」に関する問題例

体育（保健領域） 第5学年（1）心の健康

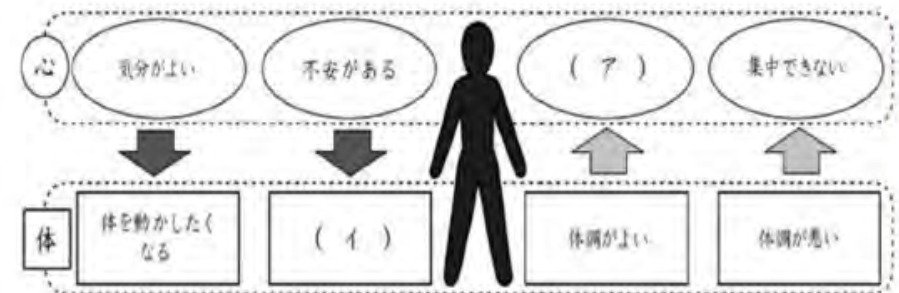
「心と体の密接な関係」について、「体から心への影響」と「心から体への影響」を問う問題

○心と体の密接な関係に関する原則や概念について習得した知識を基に、「体から心への影響」の具体例、「心から体への影響」の具体例を選択する問題
このような問題から、心と体の関係に関する原則や概念と具体的な影響の関連について「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。

ア【通過率 59.4%】

イ【通過率 39.1%】

(2) ゆうこさんは、心と体の関係について調べた結果を、下の図のようにまとめました。次の①、②の問題に答えましょう。

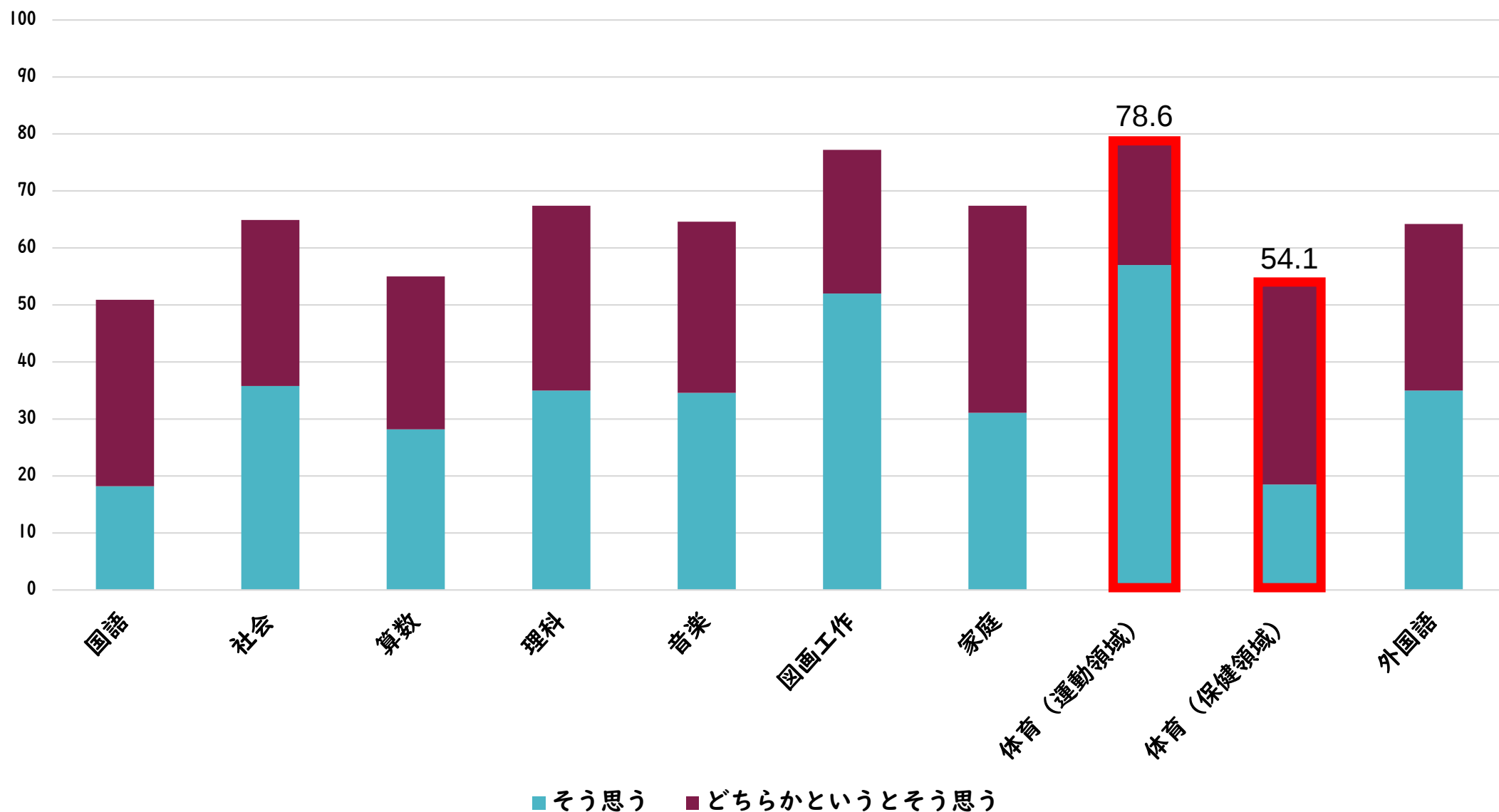


① ゆうこさんのまとめた上の図について、(ア)と(イ)にはどんな言葉が入りますか。次の1から4の中からそれぞれ1つずつ選び、その番号を□の中に書きましょう。

- 1 やる気が出る
- 2 体が軽い
- 3 やる気が出ない
- 4 おなかが痛くなる

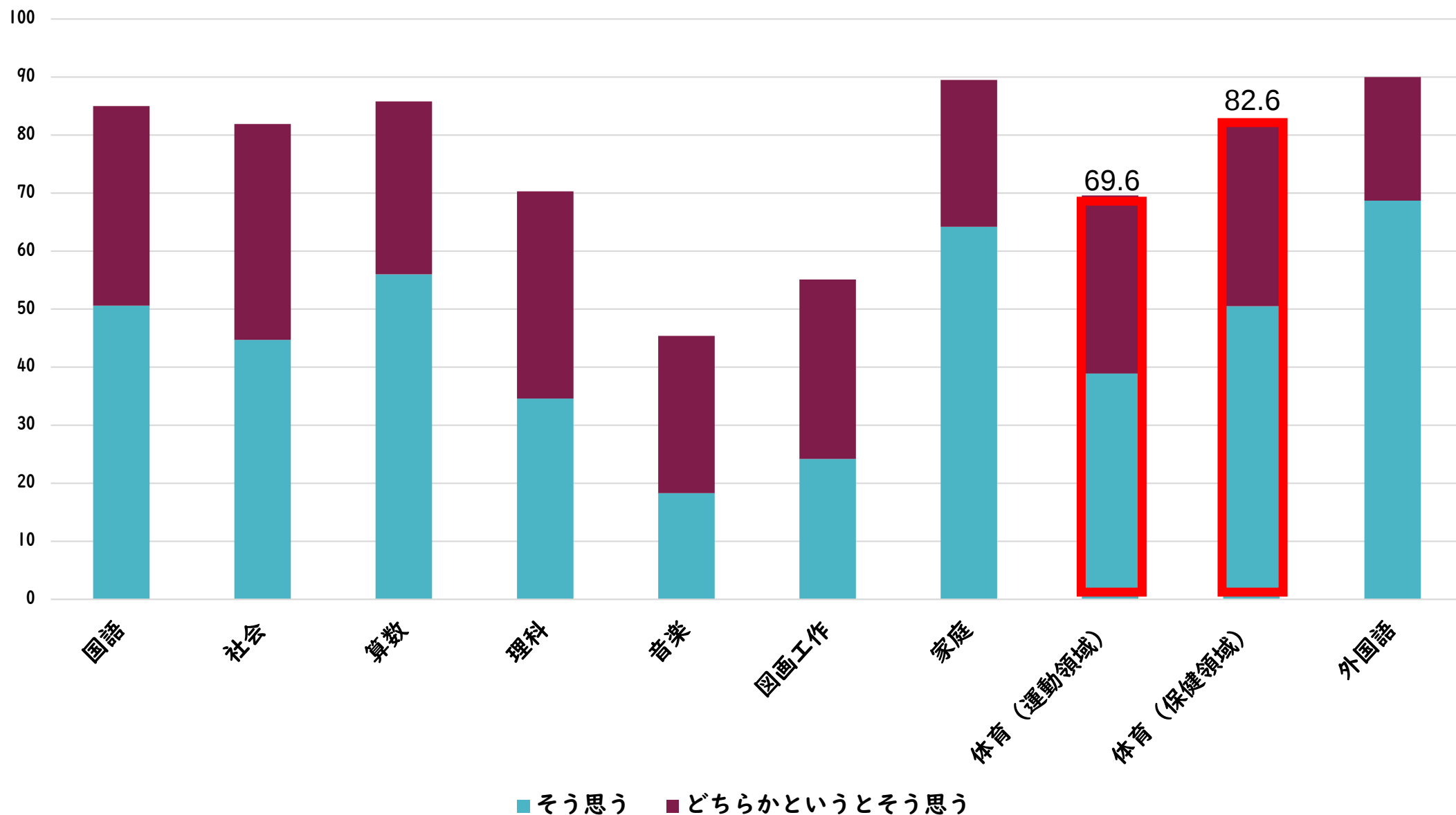
ア 1 (19) イ 4 (20)

各教科の学習が好きだ



令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査

各教科の「学習をすればふだんの生活や社会に出て役立つ」



令和5年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（保健体育（体育分野）） 《速報版》

1. 平成29年学習指導要領の改訂の主なポイント

- 豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化を図る。
- 共生の視点を重視し、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図る。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 「学びに向かう力、人間性等」のうち、公正、協力、参画、共生、健康・安全に関する態度の理解については、相当数の生徒ができている。
- 「知識及び技能（運動）」の、「体の動かし方や行い方」の理解や「思考力、判断力、表現力等」の知識を活用して課題を発見したり解決策を選択したりすることなどに課題のある設問が見られる。
- 実技調査については、ペーパーテストでは課題の見られた項目も含め、ほとんどの問題で相当数の生徒ができています。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・「学びに向かう力、人間性等」については、体育分野においては具体的な指導内容が示されており、引き続きこれらの指導の充実を図る。
 - ・知識については、具体的な知識（「何を」「どのように」）と汎用的な知識（「何のために」「なぜ」）を関連させた指導の一層の充実を図る。
 - ・運動実践につながる態度(共生)に関する「思考力、判断力、表現力等」については、指導場面や指導方法の充実を図る。

4. 調査問題例（ペーパーテスト・実技 中学校/保健体育(体育分野)）

球技の「学びに向かう力、人間性等(共生)」の理解に関する問題例（別紙1参照）

- 「一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとする」という適切な行動を選ぶ問題を出題【通過率 84.2%】

体ほぐしの運動の「知識及び運動」の理解に関する問題例（別紙2参照）

- 「体ほぐしの運動」のねらいに応じた行い方として不適切なものを選ぶ問題を出題【通過率 31.6%】

球技の「(運動実践につながる態度に関する)思考力、判断力、表現力等」に関する問題例（別紙3参照）

- 「体力や技能の程度、性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための練習やゲームを行う方法を見付け、仲間に伝えること(共生の思考・判断・表現)」という課題についての意見交換で、課題の解決に適切な意見を選ぶ問題を出題【通過率 46.3%】

【実技調査】

器械運動（マット運動）の「(体の動かし方や運動の行い方に関する)思考力、判断力、表現力等」に関する調査内容例（別紙4参照）

- 「提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考に、仲間の課題や出来映えを伝えること(行い方)」【通過率 93.8%】

球技（ゴール型）の「学びに向かう力、人間性等(共生)」に関する調査内容例（別紙4参照）

- 一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとする【通過率 81.5%】

球技の「学びに向かう力、人間性等(共生)」の理解に関する問題例

一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとするについて問う問題

○この問題から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等に応じて練習の仕方やゲームの修正を認めようとする「学びに向かう力、人間性等」の実現状況を測る。

15 球技の授業で、「一人一人の違いに応じたプレイなどを認めようとする」ことを学習しています。次のアからエは、球技のバレーボールでそれぞれの生徒の考えとそれに基づく仲間への行動を示しています。

次のアからエのうち正しいものの組合せとして、最も適切なものを、次の1から4の中から1つ選びなさい。(15)

ア Aさんは、それぞれの状況に合った実現可能な課題を持つことが大切だと思い、練習の際には目標とするバスの継続回数をそれぞれに設定しようとして提案した

イ Bさんは、ゲームで簡単なミスをする人に腹が立ったが、嫌な感情を出さないよう無言でプレイを続けた

ウ Cさんは、バレーボールが苦手な人も多いと感じたので、参加者全員が楽しんだり達成感を味わったりできるよう、トスは手投げで行うゲームに合意した

エ Dさんは、自分はよくゲーム中にミスをするので、みんなに迷惑をかけないように、できる限りボールが来ない位置にしているようにして取り組んだ

① ア と ウ

2 ア と エ

3 イ と ウ

4 イ と エ

【通過率 84.2%】

体ほぐしの運動の「知識及び運動」の理解に関する問題例

「体ほぐしの運動」のねらいに応じた行い方について問う問題

○この問題から、「体ほぐしの運動」の行い方には、「心と体の関係や心身の状態に気付く」、「仲間と積極的に関わり合う」というねらいがあることについての理解の実現状況を測る。

1 「体ほぐしの運動」の行い方の例とそのねらいについて、不適切なものを、次の1から4の中から1つ選びなさい。(1)

1 のびのびとした動作の手軽な運動は、体がほぐれると心もほぐれることを実感するねらいがある



2 仲間と動きを合わせる手軽な運動は、仲間と関わり合うことで、体を動かす楽しさや心地よさを実感するねらいがある



3 リズムに乗って心が弾むような運動は、自分の調子に気付くねらいがある



4 集団で力を合わせて課題に挑戦するような運動は、体の動きを高めるねらいがある



【通過率 31.6%】

球技の「(運動実践につながる態度に関する)思考力、判断力、表現力等」に関する問題例

体力や技能の程度、性別等の違いを踏まえて仲間とともに楽しむための練習やゲームを行う方法を見付け、仲間に伝えることについて問う問題

○この問題から、体力や技能の程度、性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための練習やゲームを行う方法を見付け、仲間に伝える「思考力、判断力、表現力等」の実現状況を測る。

14 球技のソフトボールの授業で、「体力や技能の程度、性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための練習やゲームを行う方法を見付け、仲間に伝える」という課題について意見交換をしています。次のアからエのうち、課題の解決に合った意見の組合せを、次の1から4の中から1つ選びなさい。(14)

ア 技能の差があるから、それぞれで楽しめるように得意な人たちと不得意な人たちに分かれてゲームをしよう

イ 体力の程度や性別の違いはあるけど、それらを個性と考えて取り組めるように、不得意な人たちが守備をする時はグラブにボールを当てたらアウトというルールにしてみてもいいかな

ウ みんなが達成感を味わえるよう、バッティングが不得意な人はテニスラケットで打ってみてはどうだろう

エ 様々な違いを超えて、参加者全員が楽しんだり達成感を味わったりすることは難しいので、たくさん試合ができるようにリーグ戦をしてはどうかな

1 ア と ウ

2 ア と エ

3 イ と ウ

4 イ と エ

【通過率 46.3%】

【実技調査】

器械運動（マット運動）の「(体の動かし方や運動の行い方に関する)思考力、判断力、表現力等」に関する調査内容

【調査方法】

- ① グループで開脚後転に挑戦する
- ② 仲間の課題や出来映えを学習カードに記入する
- ③ 学習カードに記入した課題や出来映えを仲間に伝える

【評価規準】

○提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考に、仲間の課題や出来映えを伝えている

【通過率 93.8%】

球技（ゴール型）の「学びに向かう力、人間性等(共生)」に関する調査内容

【調査方法】

- ① 5人対5人（うち各チームの1人は車いすでのプレイ）でバスケットボールのゲームを行う
- ② ゲーム開始前に、「全員が楽しんだり、達成感を味わったりするための工夫」についてチームで話し合う
- ③ ゲーム終了後に、「全員が楽しんだり、達成感を味わったりするための工夫」について、自分の考えを学習カードに記入する

【評価規準】

○一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとしている

【通過率 81.5%】

令和5年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（保健体育（保健分野）） 《速報版》

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善する。
- 自他の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して傷害の防止の内容の改善を図るとともに、体育分野との一層の関連を図った内容等について改善する。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 「知識及び技能」の習得の観点から、個人生活における健康・安全に関する基礎的な内容については、相当数の生徒ができているものの、日常生活において認識しにくい内容については、課題があると考えられる設問がある。
- 「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、保健の授業で学んだ内容に基づき適切な行動を選択することについては相当数の生徒ができているものの、健康の原則や概念と具体的な生活行動とを結び付けて考えることについては、誤答にも留意する必要があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・健康・安全に関する基礎的な内容を踏まえ、日常生活において認識しにくい内容について、より理解を深めることができるような指導を重視。
 - ・生活経験を通して持っている知識について、科学的なデータや根拠に基づき、概念的な理解を深めることができるような指導を重視。
 - ・健康の原則や概念と具体的な生活行動とを結び付けて考えることができるような指導を重視。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 中学校/保健体育（保健分野））

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

（別紙1・2参照）

- 予防接種に関する説明の中から、正しいものを選択する問題を出題【通過率 91.7%】
- 緊急地震速報に関する説明の中から、正しいものを選択する問題を出題【通過率 83.0%】

「保健の授業で学んだ内容に基づき適切な行動を選択すること」に関する問題例（別紙3参照）

- 感染症の予防に関する事例から、適切な行動を選択する問題を出題【通過率 93.3%】

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

（別紙4参照）

- 心肺蘇生法の胸骨圧迫における、具体的な実施方法を選択する問題を出題
圧迫する深さ【通過率 49.7%】
圧迫のテンポ【通過率 31.6%】

一定程度の生徒はできているが、誤答にも留意する必要がある問題例（別紙5・6参照）

- がんの特徴について正しいものを選択する問題を出題
「異常な細胞が増殖する病気」を選択【通過率 62.5%】
ただし誤答として、「5人に1人くらいがかかる病気」を29.4%が選択
- 薬を飲む量に関する資料を読み取り、過剰な使用による健康課題について誤っているものを選択する問題を出題
「主作用が適度にあらわれる」を選択【通過率 60.8%】
ただし誤答として、「生命に危険がある」を14.7%、「過度の主作用」を12.4%、「副作用が現れやすい」を11.9%がそれぞれ選択

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第3学年（1）健康な生活と疾病の予防
予防接種に関する説明の中から、正しいものを選択する問題

このような問題から、感染症を予防するための予防接種を行う意味に関する知識の習得状況を測る。

(2) 予防接種について、正しいものを次の1から4の中から1つ選びなさい。

- 1 病原体を直接死滅させる薬を接種する
- 2 予防接種を受けることで、感染症にかかるリスクをゼロにすることができる
- 3 病原体と闘う免疫をつけることで、体の抵抗力を高めることができる
- 4 予防接種を受けることで、病原体が体内に侵入する経路を断つことができる

3

【通過率 91.7%】

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第2学年（3）傷害の防止
緊急地震速報に関する説明の中から、正しいものを選択する問題

このような問題から、自然災害のリスクを低減するための緊急地震速報の意味に関する知識の習得状況を測る。

(2) 緊急地震速報について、正しいものを次の1から4の中から1つ選びなさい。

- 1 緊急地震速報は、揺れが発生すると予想される数時間前に発表される
- 2 緊急地震速報を受け取るためには、気象庁への登録が必要である
- 3 緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線のほか、携帯電話やスマートフォンでも利用できる
- 4 緊急地震速報では、津波と土砂災害の情報も伝えられる

3

【通過率 83.0%】

「保健の授業で学んだ内容に基づき適切な行動を選択すること」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第3学年（1）健康な生活と疾病の予防

感染症の予防に関する事例から、適切な行動を選択する問題

このような問題から、感染症の予防に関する知識を活用する「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。

(3) 次の文章を読んで、下の問題に答えなさい

会社員のAさんは起床して体温を測ると37.7度ありました。Aさんの勤務先では、先週からインフルエンザに感染して休む人が増えていました。

Aさんは会社を休み、朝食後に布団に入って安静に過ごしました。昼食後に体温が37.2度まで下がり、病院で診察を受けるかどうかで迷いました。しかし、以前、風邪をひいた時に普段通りの生活をしていたら、自然に治ったことを思い出し、午後自宅でも過ごすことにしました。

夕方に同じ会社の友人がお見舞いに来たので、一緒に同じ袋に入ったお菓子を食べながら、おしゃべりをしました。その後、夕食をとり、いつもより早めの時間に就寝しました。

翌日、Aさんの体温は38.8度まで上がり、会社の友人も発熱してしまいました。

〈問題〉

このような状況で、Aさんのとるべきであった行動として、適切なものを次の1から5の中から2つ選びなさい。

- 1 マスクを着けて会社に出勤する
- 2 病院で医師の診察を受ける
- 3 朝食、昼食、夕食を控える
- 4 友人とは直接会わずに、電話やメールなどで連絡を取るようになる
- 5 午後から屋外で軽い運動をして、体調を整える

2

4

【通過率 93.3%】

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第2学年（3） 傷害の防止

心肺蘇生法の胸骨圧迫における、具体的な実施方法を選択する問題

このような問題から、心肺蘇生法の技能に関する知識の習得状況を測る。

(3) 次の文章は、成人に対する心肺蘇生法における胸骨圧迫についての説明です。文の中の①から③に入る最も適切なものを、それぞれ1から4の中から1つずつ選びなさい。

（「JRC蘇生ガイドライン2020」に基づく）

傷病者の胸が約（ ① ）沈み込むように、強く、速く、絶え間なく圧迫します。
圧迫のテンポは1分間に（ ② ）回です。胸骨圧迫は（ ③ ）行います。

- ①
- | | |
|---|-------|
| 1 | 1 cm |
| 2 | 3 cm |
| 3 | 5 cm |
| 4 | 10 cm |

- ②
- | | |
|---|-----------|
| 1 | 40 ～ 60 |
| 2 | 60 ～ 80 |
| 3 | 80 ～ 100 |
| 4 | 100 ～ 120 |

- ③
- | | |
|---|--------------|
| 1 | 中断せずに |
| 2 | 無理せず休みをとりながら |
| 3 | 人工呼吸を優先して |
| 4 | 他の人と交代せずに1人で |

3

【通過率 49.7%】

4

【通過率 31.6%】

1

【通過率 84.4%】

胸骨圧迫で圧迫する深さやテンポについての理解に課題がある。

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第2学年（1）健康な生活と疾病の予防

がんの特徴について正しいものを選択する問題

このような問題から、がんの疾病概念に関する知識の習得状況を測る。

(2) がんの特徴について、正しいものを次の1から4の中から1つ選びなさい。

- 1 がんは異常な細胞が増殖する病気である
- 2 がんは生涯のうちに5人に1人くらいがかかる病気である
- 3 がんは有効な予防法のない病気である
- 4 がんは大人だけがかかる病気である

1

【通過率 62.5%】

* 誤答として、「がんは生涯のうちに5人に1人くらいがかかる病気である」を29.4%が選択

一定程度の生徒はできているが、誤答にも留意する必要がある。

「保健の授業で学んだ内容に基づき適切な行動を選択すること」に関する問題例

保健体育科（保健分野） 第3学年（1）健康な生活と疾病の予防

薬を飲む量に関する資料を読み取り、過剰な使用に関わる健康課題を選択する問題

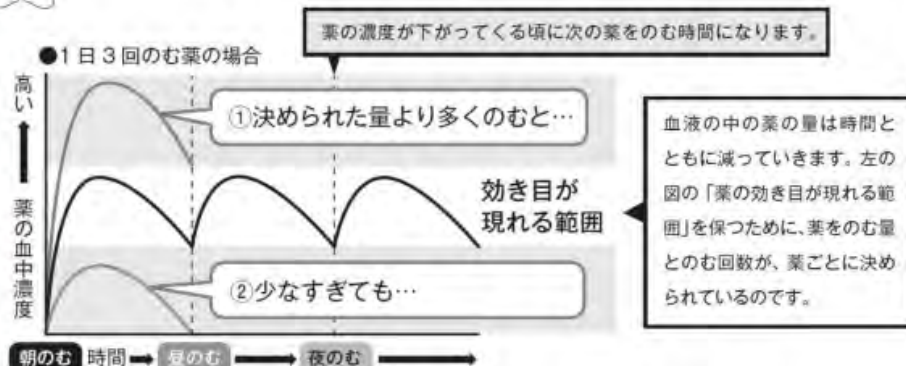
このような問題から、薬を飲む量に関する知識を活用する「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。



薬を決められた時間に決められた量だけのむ、
その理由とは…

薬の効き目は『体の中の薬の量』で決まります

血液の中に溶けている薬の濃度のことを血中濃度といいます。
血中濃度によって薬の効き目の現れ方が決まります。



(1) 下の図は、薬の飲む量について説明したものです。次の①、②の問題に答えなさい。

① 「決められた量より多くのむと」の後に続く文章として、間違っているものを次の1から4の中から1つ選びなさい。

- 1 生命に危険なことがある
- 2 主作用が適度にあらわれる
- 3 主作用が過度にあらわれやすい
- 4 副作用がよりあらわれやすい

2

【通過率 60.8%】

* 誤答として、「生命に危険がある」を14.7%、「過度の主作用」を12.4%、「副作用が現れやすい」を11.9%がそれぞれ選択

一定程度の生徒はできているが、誤答にも留意する必要がある。

2. 体育科・保健体育科の 指導体制

教員免許制度の概要

令和4年7月28日現在

● 相当免許状主観

➡ 図1、図2、図3参照

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、**学校の種類ごとの教員免許状が必要**です。(中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。)
- 義務教育学校の教員は、**小学校と中学校の両方の教員免許状が必要**です。中等教育学校の教員は、**中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要**です。
- 特別支援学校の教員は、**特別支援学校と特別支援学校の各部(幼稚部・小学部・中学部・高等部)に相当する学校種の両方の教員免許状が必要**です。
- 児童の養護をつかさどる教員、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ**養護教諭(養護助教諭)の免許状、栄養教諭の免許状が必要**です。(教育職員免許法 第2条、第3条)

● 教員免許状の種類 (教育職員免許法第4条、第5条)

教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与されます。授与を受けるためには、①所要資格(学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験(幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施)の合格)を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体面)を受ける必要があります。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められています。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
普通免許状 専修免許状 一種免許状 二種免許状	—	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。 所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与 されます。専修、一種、二種(高等学校は専修、一種)の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。
特別免許状	—	授与を受けた都道府県内の学校	教諭の免許状です。 社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与 されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。 ➡ 例1、2参照
臨時免許状	3年	授与を受けた都道府県内の学校	助教諭、養護助教諭の免許状です。 普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与 されます。(当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。(教育職員免許法附則第6項))

○ 特別免許状の授与例

- 例1 職業:看護師 高等学校の教科「看護」の特別免許状を授与
例2 職業:外国人の英会話学校講師 中学校の教科「英語」の特別免許状を授与

● 免許状主義の例外

○ 特別非常勤講師制度

➡ 例3、4参照

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度です。

教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することができます。

任命・雇用する者が、**あらかじめ都道府県教育委員会に届出**をすることが必要です。

(教育職員免許法第3条の2)

○ 特別非常勤講師制度の活用例

- 例3 職業:調理師 高等学校の教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施することが可能。
例4 職業:書道家 中学校の教科「国語」の領域の一部として「書道」の授業を単独で実施することが可能。

○ 免許外教科担任制度

➡ 例5参照

中学校、高等学校等において、相当の免許状を有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができ**ます。

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、**許可を得る**ことが必要です。(教育職員免許法附則第2項)

○ 免許外教科担任制度の活用例

- 例5 山間地・へき地等の生徒数が少ない中学校で、全ての教科に対応した教員を1人ずつ採用できないなどの場合
中学校教諭の 同校中学校の数学の担任 ○
理科の教員免許状 隣の中学校の数学の担任 ×
隣の小学校の算数の担任 ×

Q. ゲストティーチャーやティームティーチングにおける副担任の教員免許状は?

Ans. 相当の教員免許状を所有する**教員と常時一緒に授業に携わる場合**には、教員免許状は必要ありません。

図1

担任が可能な学校種及び教科等 所有する免許状の種類	幼	小					中				高		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	各教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	各教科	総合的な探究の時間	特別活動
幼稚園のみ	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校のみ	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校のみ	×	△	○	△	△	○	○	○	○	○	×	×	×
高校のみ	×	△	○	△	△	○	▲	×	▲	×	○	○	○

図2

担任が可能な学校種及び教科等 所有する免許状の種類	義務教育学校 前期課程					後期課程			
	各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	各教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動
小学校のみ	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中学校のみ	△	○	△	△	○	○	○	○	○
小学校と中学校両方を併有	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△:中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校、義務教育学校の前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能(自立活動は含まれません)。小学校の外国語活動の担任は、英語の教員免許状を所有する者のみ可能です(教育職員免許法第16条の5第1項)。

図3

担任が可能な学校種及び教科等 所有する免許状の種類	中等教育学校 前期課程				後期課程			
	各教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	各教科	道徳	総合的な探究の時間	特別活動
中学校のみ	○	○	○	○	×	×	×	×
高等学校のみ	▲	×	▲	×	○	○	○	○
中学校と高等学校両方を併有	○	○	○	○	○	○	○	○

▲:高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、茶道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算業務の教諭の免許状を所有する者は、中等教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の担任が可能です(教育職員免許法第16条の5第2項)。

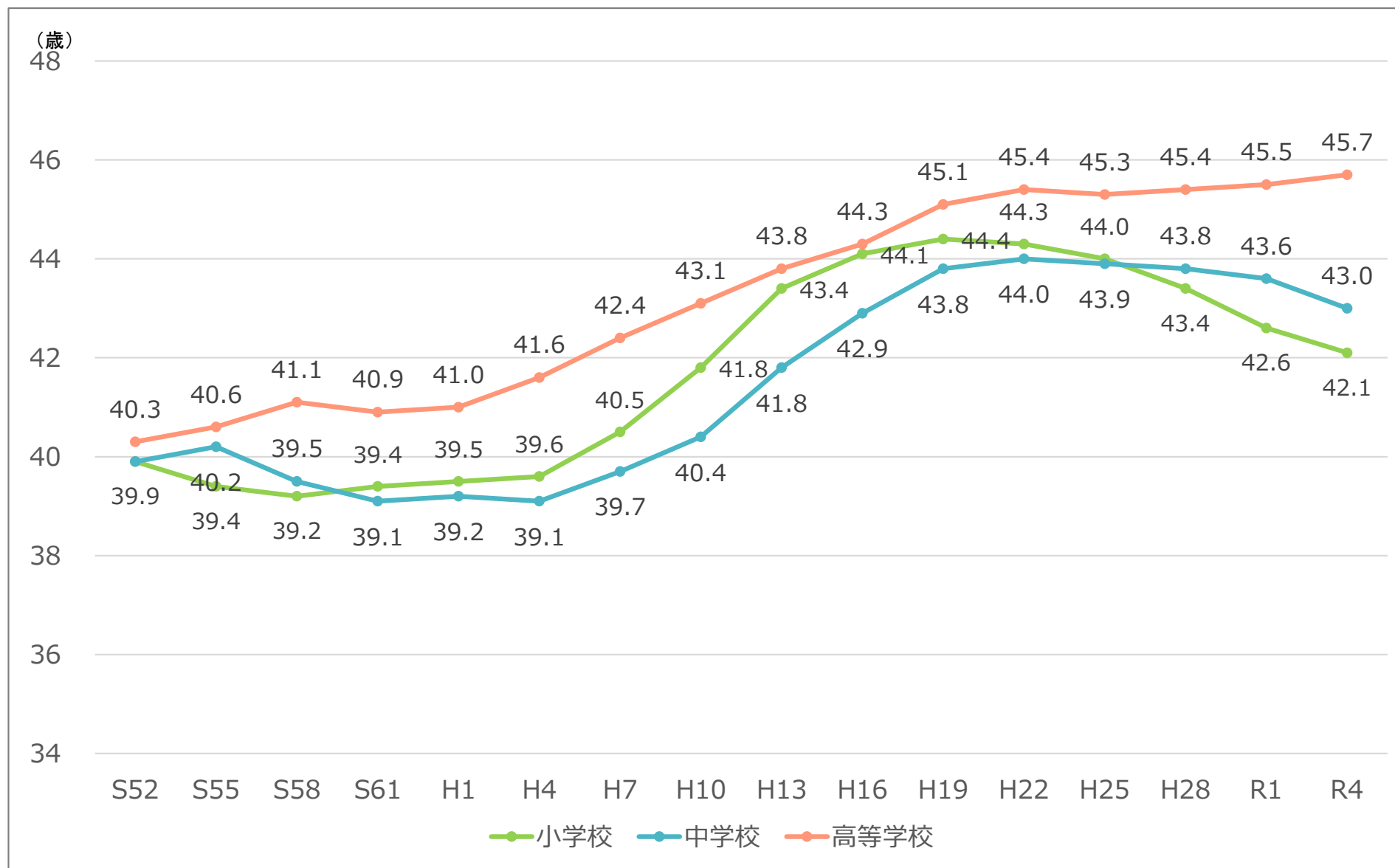
● 教員免許状の有効性

教員免許状は、学校の教員になる資格があることを証明する重要な書類です。懲戒免職(相当)や禁錮以上の刑に処せられたときなどは失効又は取上げとなり、勤務地又は住所の都道府県教育委員会への返納義務があります。(教育職員免許法第10条、第11条)

● 違反者に対する刑事罰

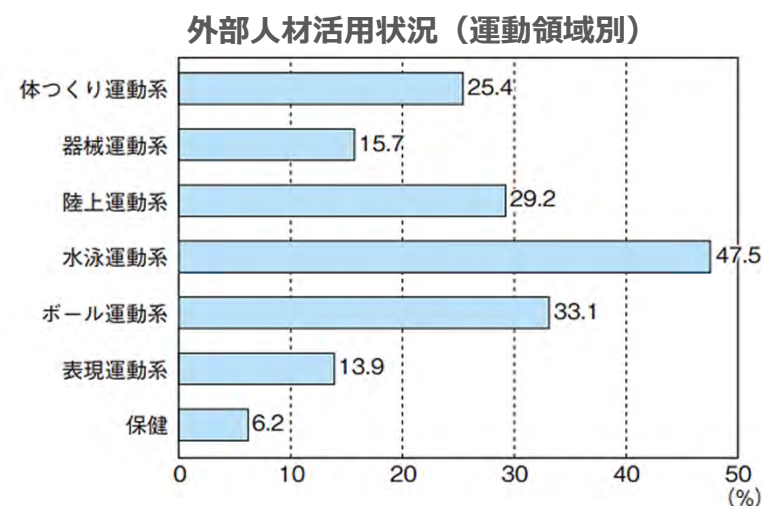
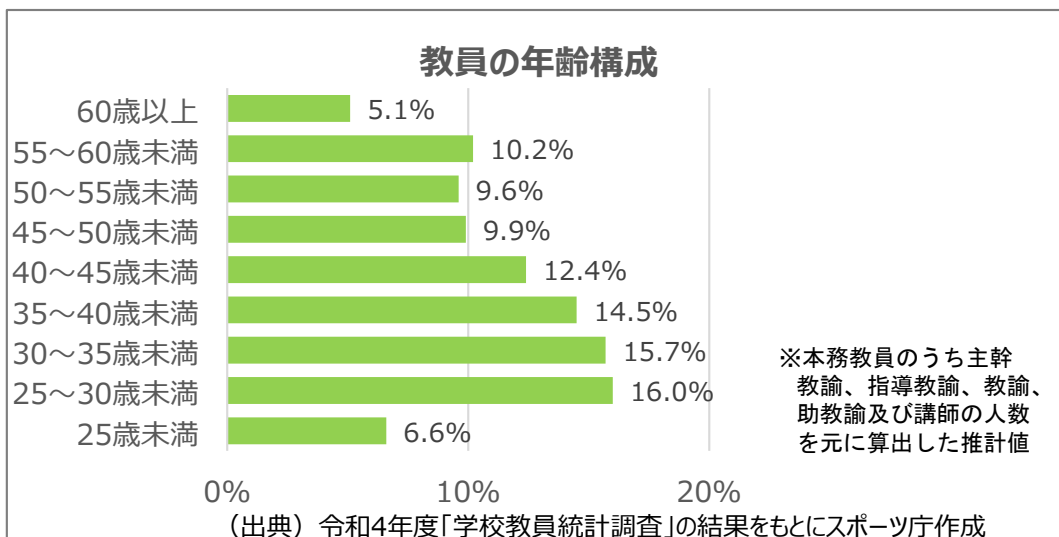
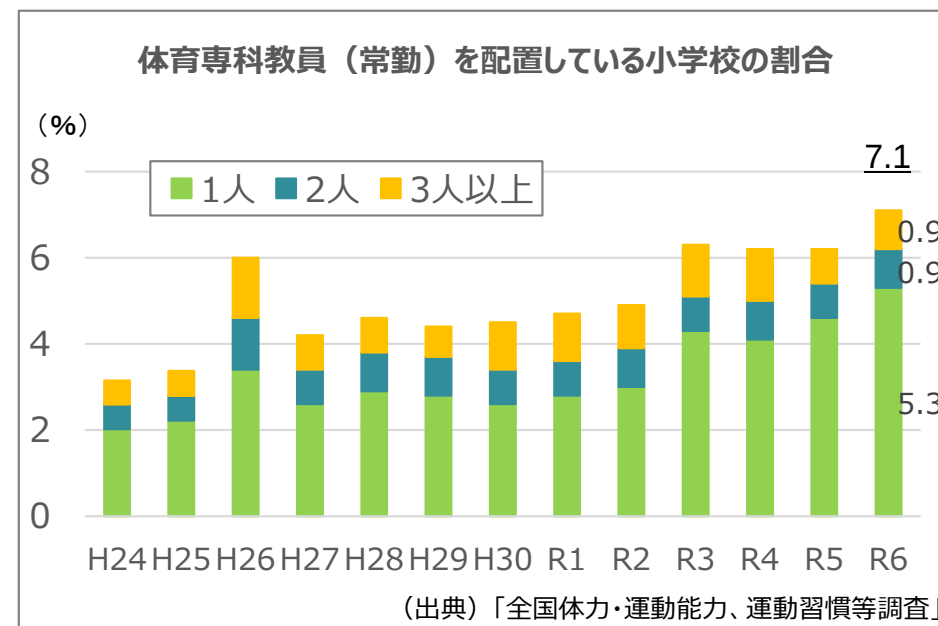
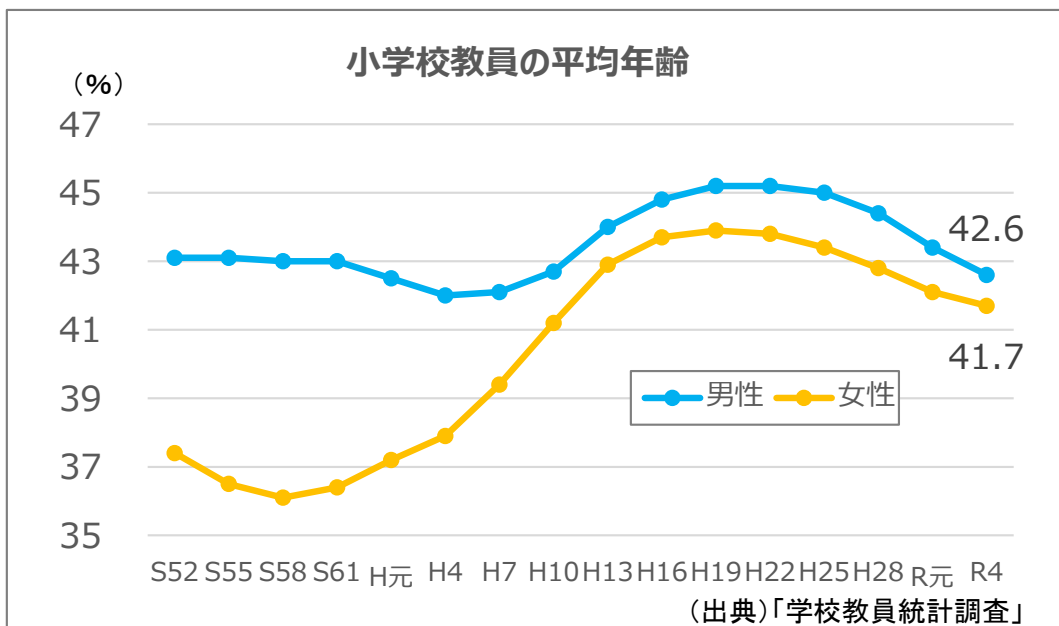
相当の教員免許状の必要性を認識しながら故意に、次の①又は②の行為をした者は、**30万円以下の罰金**に処されます。
① 相当の教員免許状を所有しない者を教員に**任命・雇用**した者
② 相当の教員免許状を所有しないにもかかわらず、**教員になった者**
(教育職員免許法第22条)

教員の平均年齢の推移（本務教員）



小学校における体育の指導体制について

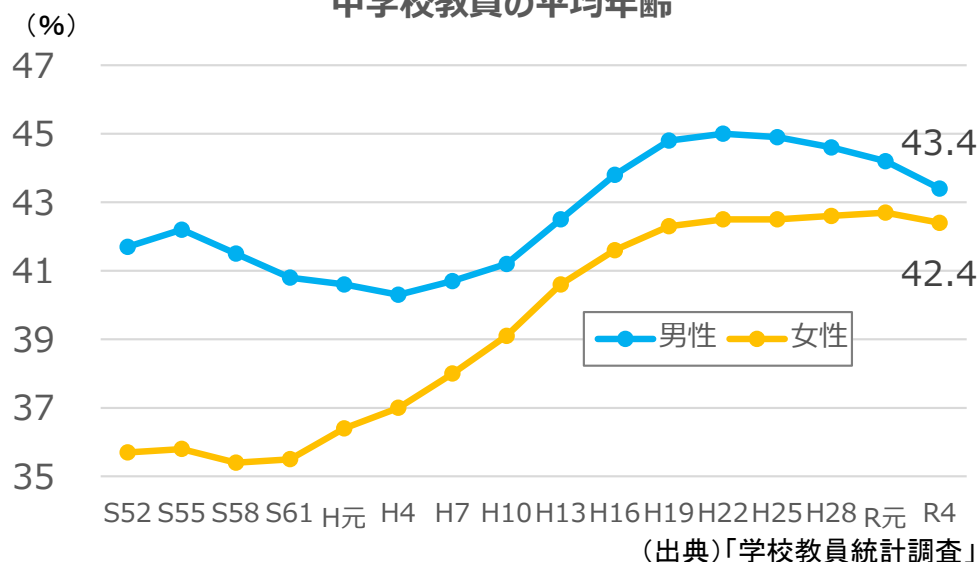
- 小学校で常勤の体育専科教員を配置している学校の割合は7.1%(令和6年度)
- 小学校における教員の平均年齢は、男性教員で42.6歳、女性教員で41.7歳(令和4年度)
- 小学校で体育の指導を補助する外部人材を配置している学校の割合は34.2%(令和6年度)



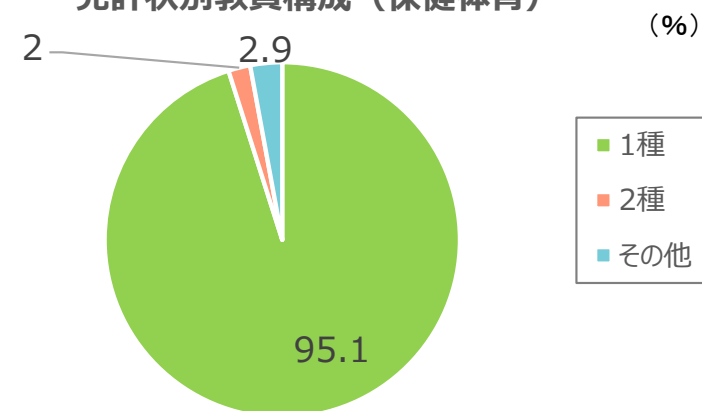
中学校における保健体育の指導体制について

- 中学校における教員の平均年齢は、男性教員で43.4歳、女性教員で42.4歳(令和4年度)
- 中学校で体育の指導を補助する外部人材を配置している学校の割合は29.7%(令和6年度)

中学校教員の平均年齢

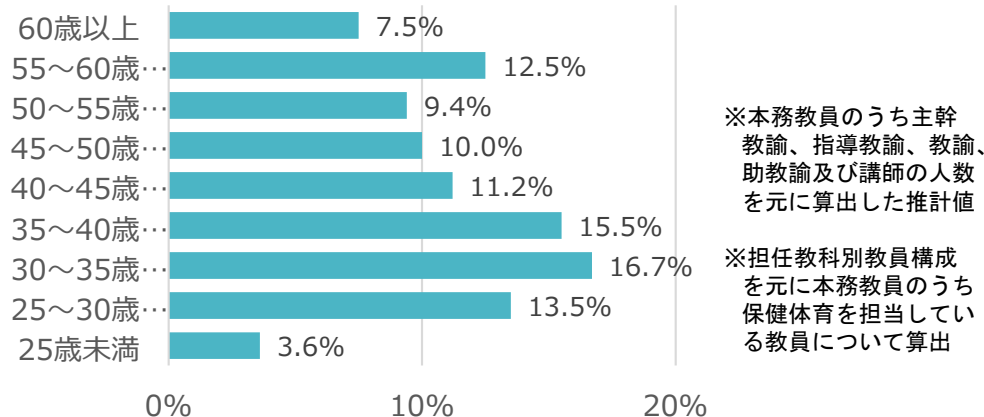


免許状別教員構成 (保健体育)



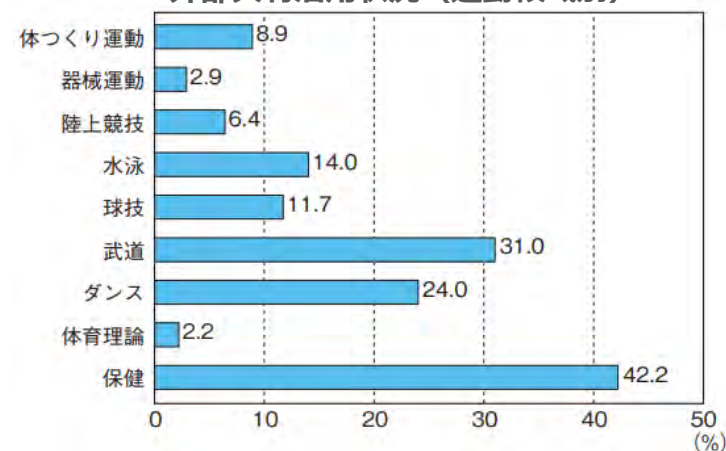
- (注)・1種には専修免許を含む。
 ・同一免許教科で1種及び2種の両方を所有している教員は1種に計上。
 ・「その他」は、教育職員免許法附則第2項に該当する者並びに特別免許状及び臨時免許状の所有者。
 (出典) 令和4年度「学校教員統計調査」

教員の年齢構成 (保健体育)



(出典) 令和4年度「学校教員統計調査」の結果をもとにスポーツ庁作成

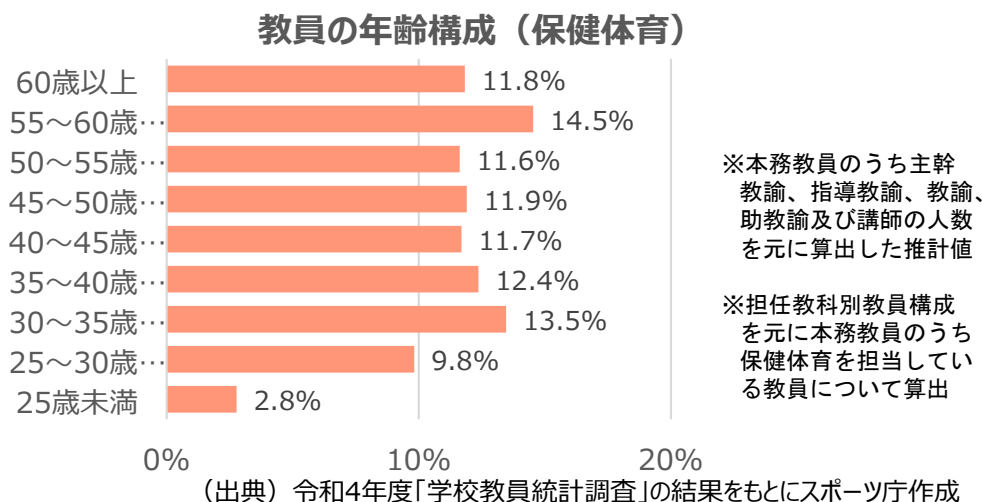
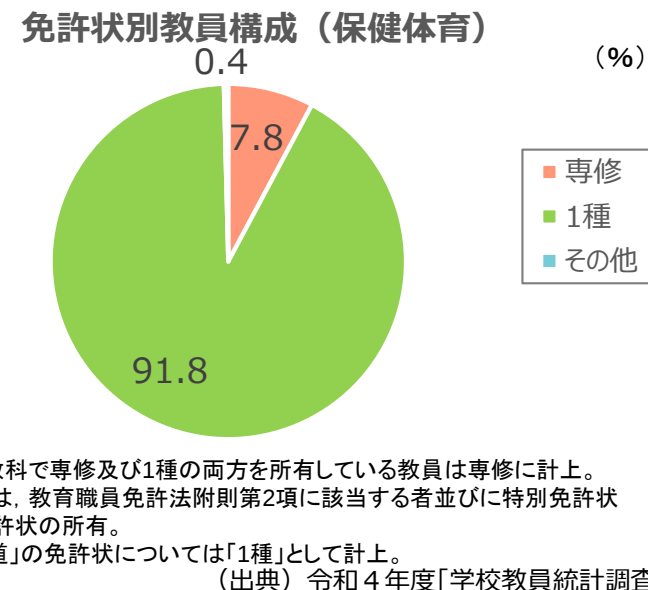
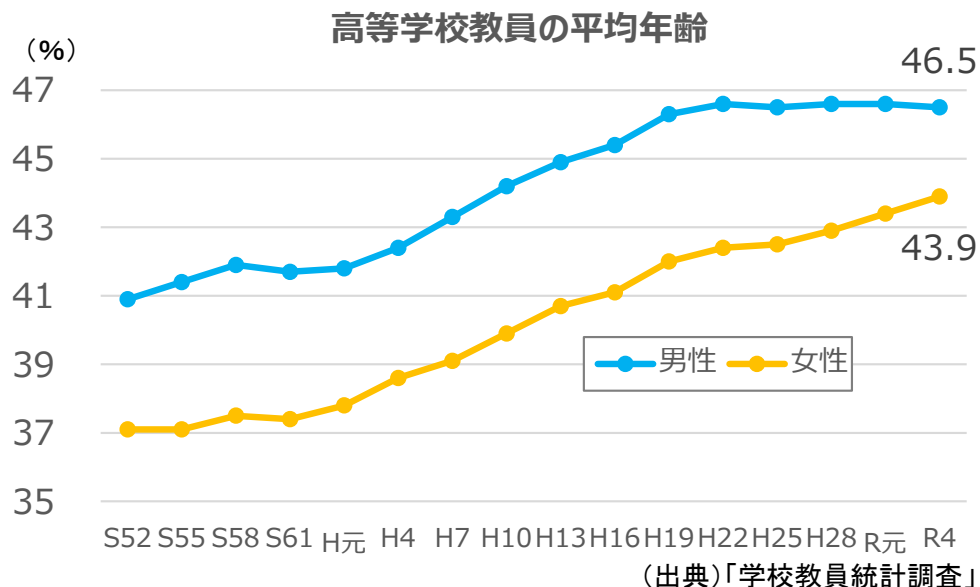
外部人材活用状況 (運動領域別)



(出典) 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

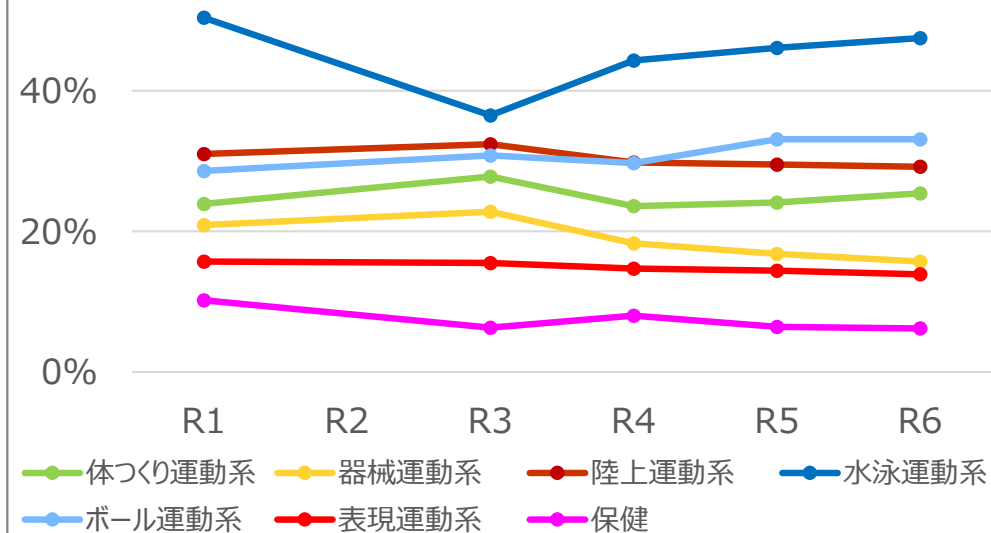
高等学校における保健体育の指導体制について

○高等学校における教員の平均年齢は、男性教員で46.5歳、女性教員で43.9歳（令和4年度）



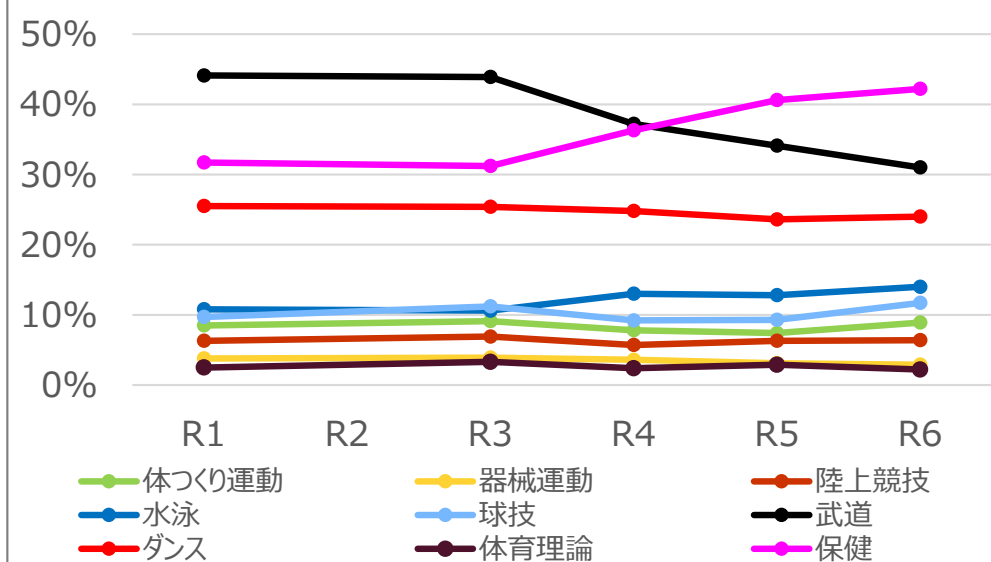
運動領域ごとの外部人材活用状況の推移

小学校



運動領域	R1	R2	R3	R4	R5	R6
体づくり運動系	23.9%	—	27.8%	23.6%	24.1%	25.4%
器械運動系	20.9%	—	22.8%	18.3%	16.8%	15.7%
陸上運動系	31.0%	—	32.4%	29.8%	29.5%	29.2%
水泳運動系	50.4%	—	36.5%	44.3%	46.1%	47.5%
ボール運動系	28.6%	—	30.8%	29.7%	33.1%	33.1%
表現運動系	15.7%	—	15.5%	14.7%	14.4%	13.9%
保健	10.2%	—	6.3%	8.0%	6.4%	6.2%

中学校



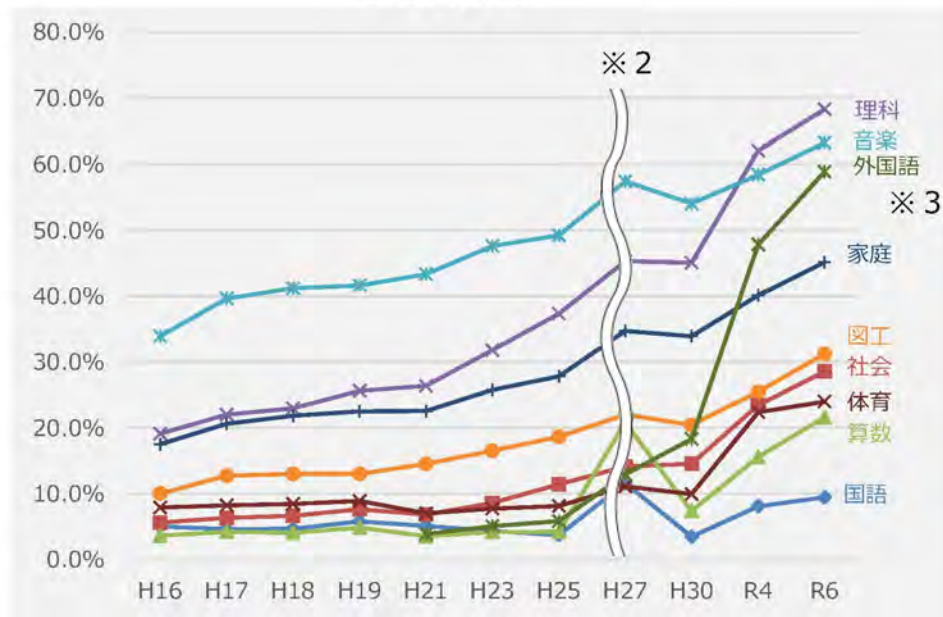
運動領域	R1	R2	R3	R4	R5	R6
体づくり運動	8.5%	—	9.1%	7.8%	7.4%	8.9%
器械運動	3.8%	—	3.9%	3.6%	3.1%	2.9%
陸上競技	6.3%	—	6.9%	5.7%	6.3%	6.4%
水泳	10.8%	—	10.6%	13.0%	12.8%	14.0%
球技	9.7%	—	11.2%	9.2%	9.3%	11.7%
武道	44.1%	—	43.9%	37.2%	34.1%	31.0%
ダンス	25.5%	—	25.4%	24.8%	23.6%	24.0%
体育理論	2.5%	—	3.3%	2.4%	2.9%	2.2%
保健	31.7%	—	31.2%	36.3%	40.6%	42.2%

（出典）全国体力・運動能力、運動習慣等調査

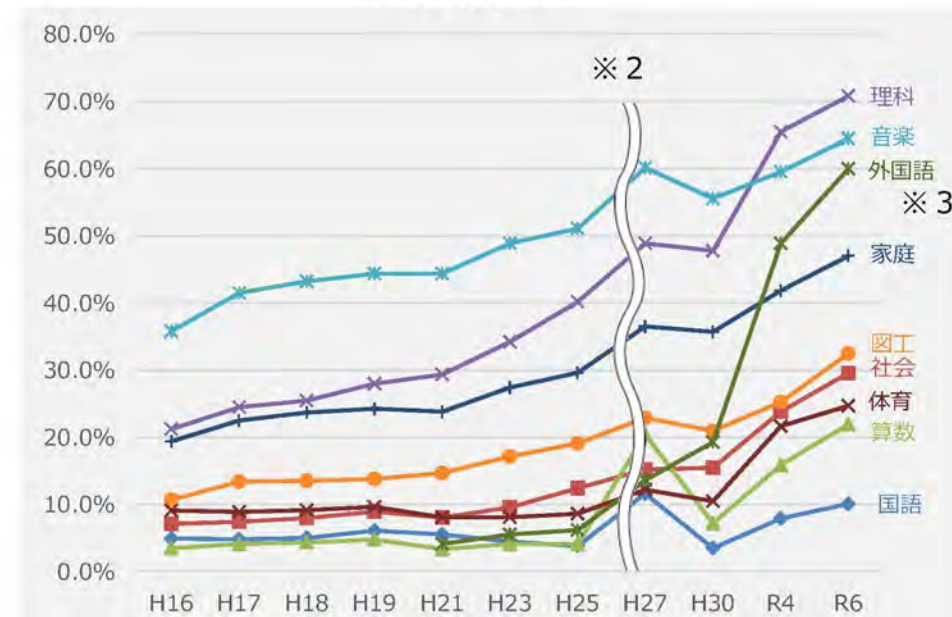
2. (4) 教科担任制の実施状況

- 小学校高学年の教科担任制（※1）については、加配定数措置が行われていること等も踏まえ、多くの教科において、**令和4年度以降、実施する学校の割合が大幅に増加している。**

小学校5年



小学校6年



	国語（書写を除く。）	書写	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	外国語活動
小学校1年	2.6%	13.6%		4.8%		2.4%	20.7%	10.4%		11.4%		
小学校2年	3.9%	22.8%		6.8%		3.9%	31.5%	17.8%		13.4%		
小学校3年	4.5%	36.1%	15.3%	12.4%	41.8%		51.6%	27.3%		15.3%		41.0%
小学校4年	5.2%	37.4%	18.6%	14.6%	56.0%		58.0%	30.8%		17.1%		46.0%
小学校5年	9.4%	34.8%	28.5%	21.6%	68.3%		63.2%	31.2%	45.1%	24.0%	58.9%	
小学校6年	10.1%	35.4%	29.6%	21.9%	70.8%		64.5%	32.5%	47.0%	24.7%	60.0%	

※1 別の学級・学年の教員が実施するもの（いわゆる授業交換）や、中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの等の多様な形態を含む。

※2 H30調査において「教科等の担任」について定義直したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

※3 H30年度の学習指導要領改訂に伴い、「外国語活動」から「外国語」に移行しているため、平成30年度までの調査結果と単純な比較はできない。

（出典）令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査

3. 体育・保健体育等に関する 調査結果等

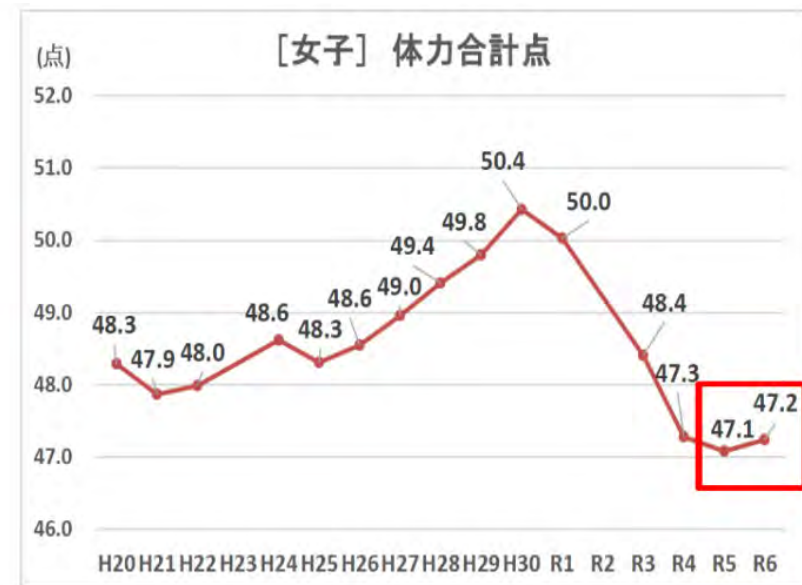
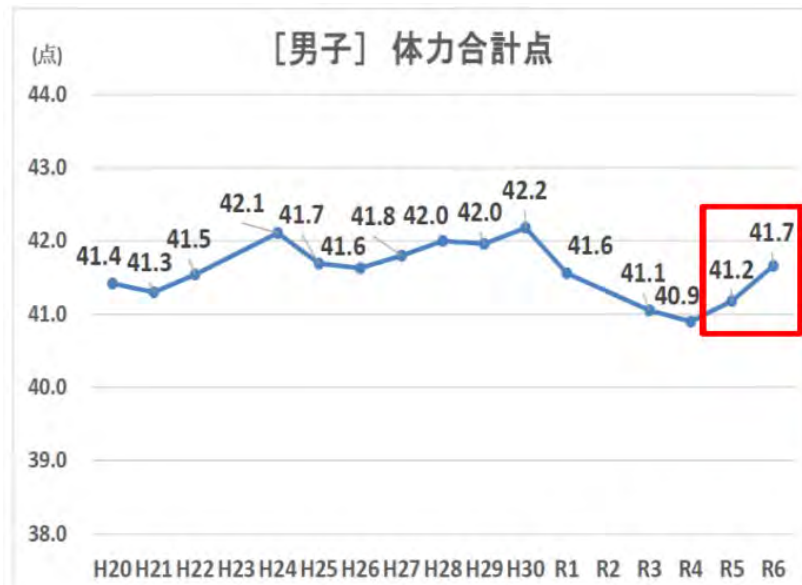
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

体力合計点については、中学校男子ではコロナ前の水準に戻ったが、小学校男子及び中学校女子では前年度からほぼ横ばい、小学校女子は引き続き低下している。

(小学校)



(中学校)



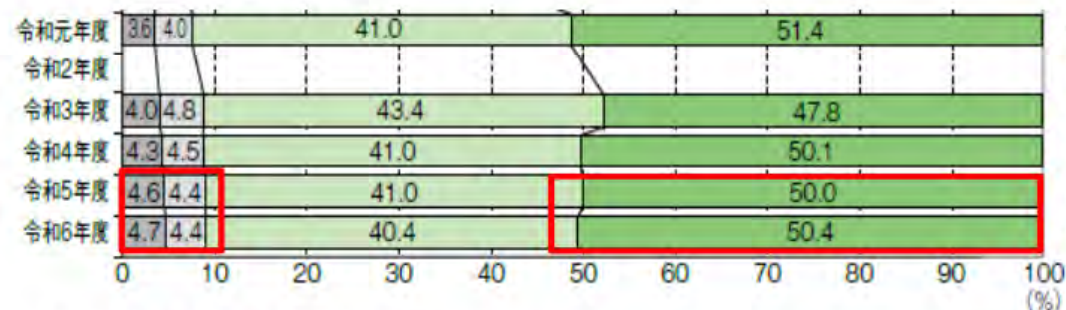
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

(1) 児童生徒の運動時間（体育の授業を除く。）

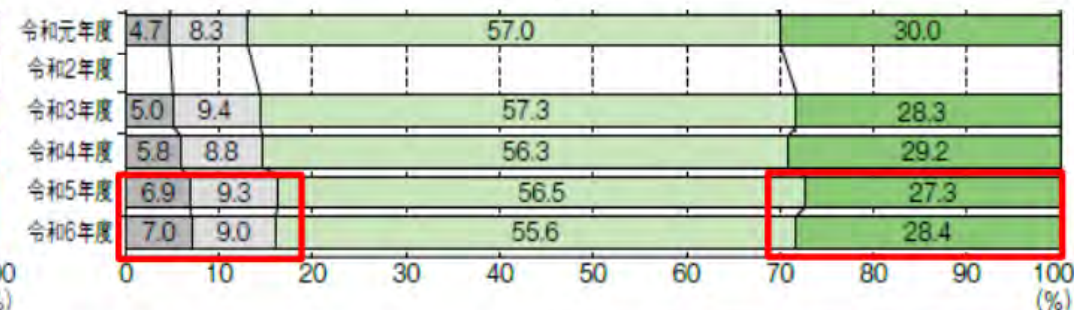
○ 1週間の総運動時間が420分以上の割合は、小学校で増加、中学校男子は横ばい、中学校女子は減少した。

○ 1週間の総運動時間が60分未満の割合は、小学校でほぼ横ばい、中学校は減少した。

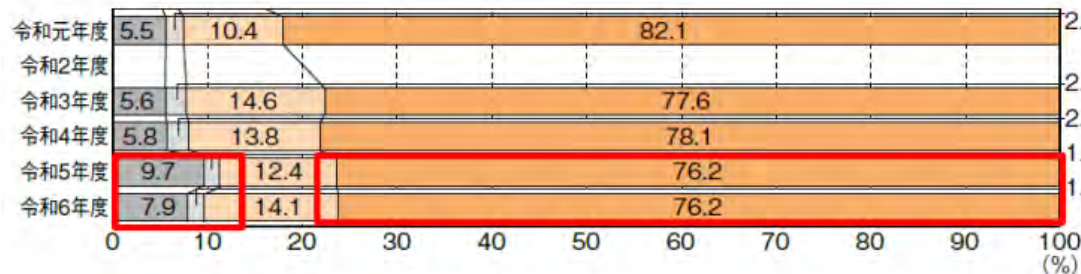
(小学校) 男子



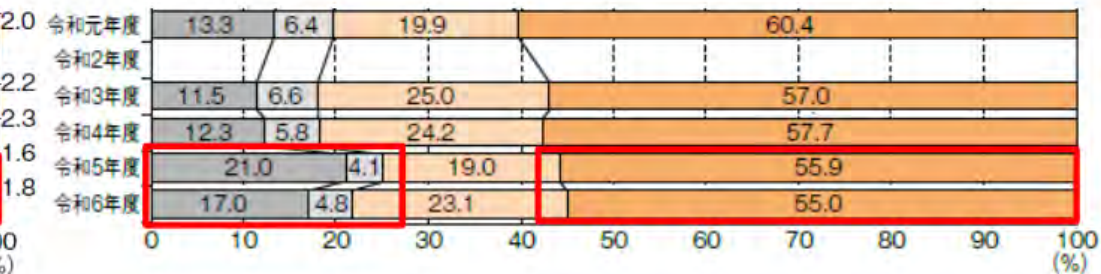
(小学校) 女子



(中学校) 男子



(中学校) 女子



【運動時間別の体力合計点】

運動時間が長い児童生徒ほど、体力合計点が高くなる傾向にある。

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
0分～60分未満	43.2点	48.3点	32.2点	39.0点
60分～420分未満	49.0点	53.0点	36.3点	43.2点
420分以上	56.9点	58.8点	44.0点	52.6点
全国平均	52.5点	53.9点	41.7点	47.2点

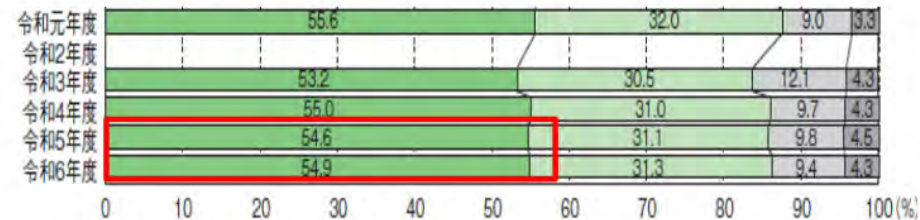
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

「運動やスポーツをすることは好き」と答えた児童生徒の割合

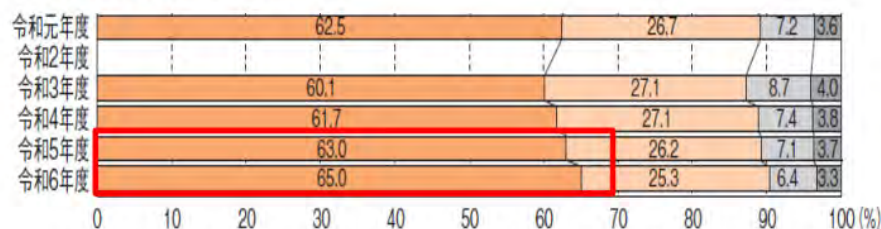
(小学校) 男子



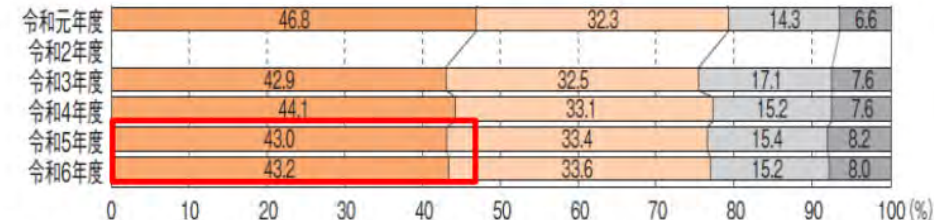
(小学校) 女子



(中学校) 男子

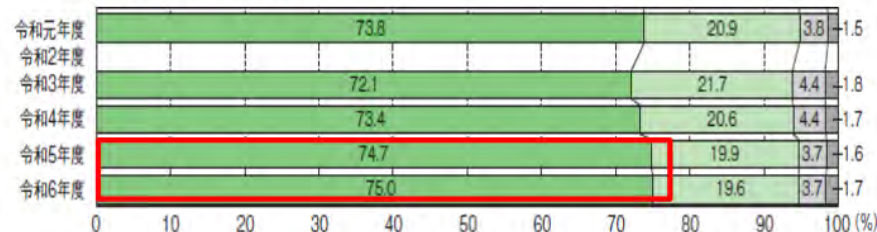


(中学校) 女子

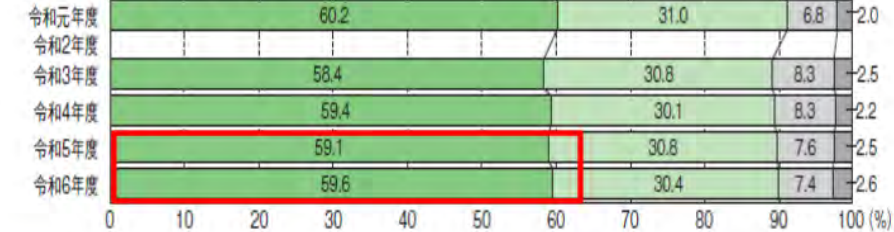


「体育・保健体育の授業は楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合

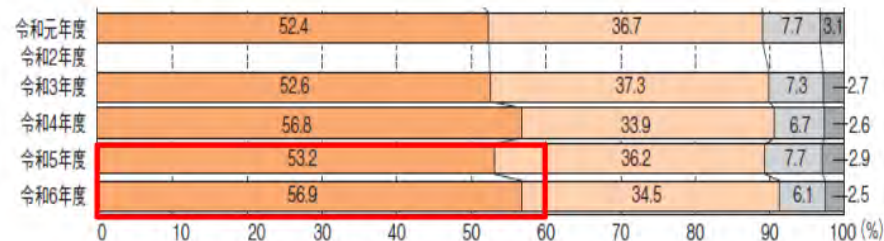
(小学校) 男子



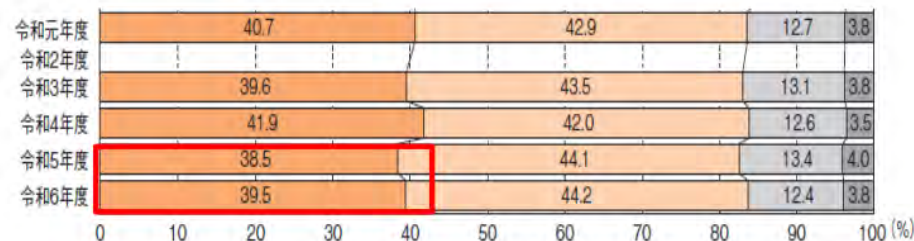
(小学校) 女子



(中学校) 男子



(中学校) 女子



令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

「運動は好き」、「体育・保健体育は楽しい」と回答した児童生徒は、それ以外の児童生徒と比べ体力合計点が高い。

○「運動やスポーツをすることは好き」と体力合計点

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
好き	55.0	57.2	45.1	53.9
やや好き	46.7	51.1	36.7	44.8
やや嫌い	43.1	47.9	31.7	39.0
嫌い	41.1	45.6	30.0	35.6
全国平均	52.5	53.9	41.7	47.2

○「体育・保健体育は楽しい」と体力合計点

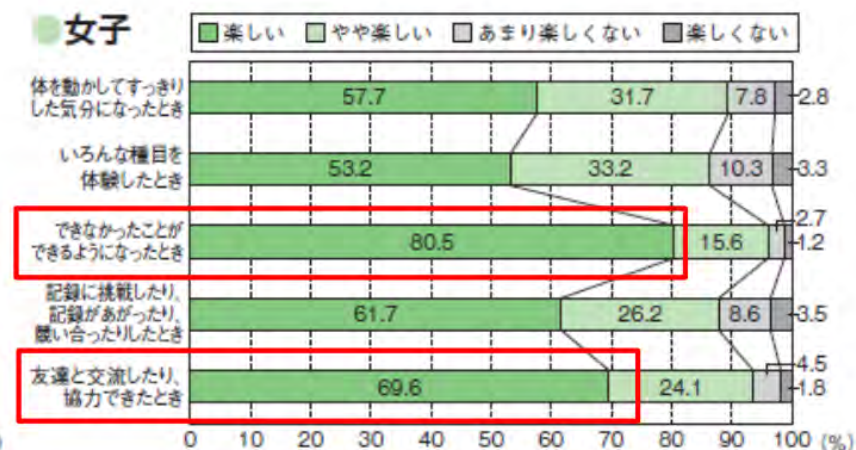
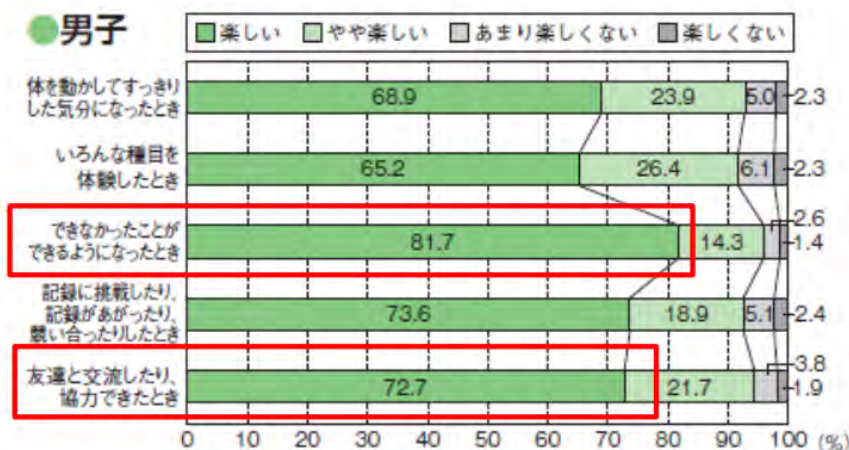
	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
楽しい	54.2	56.3	44.2	52.3
やや楽しい	48.2	51.3	38.9	45.2
あまり楽しくない	45.7	48.3	35.7	40.4
楽しくない	44.1	46.5	35.5	38.3
全国平均	52.5	53.9	41.7	47.2

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

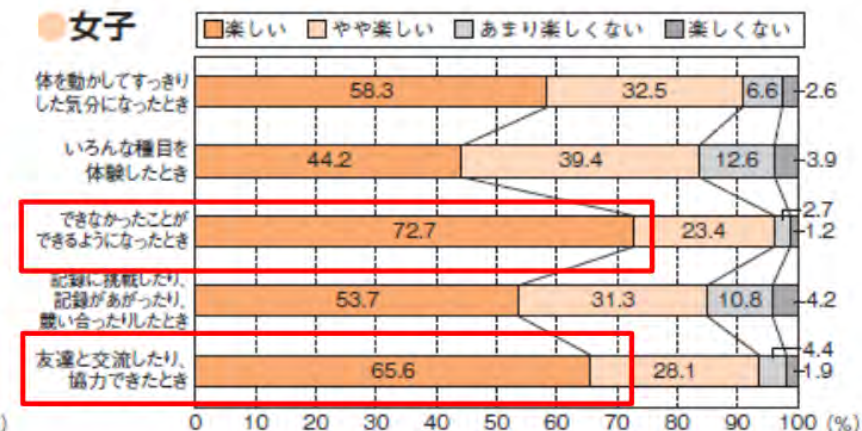
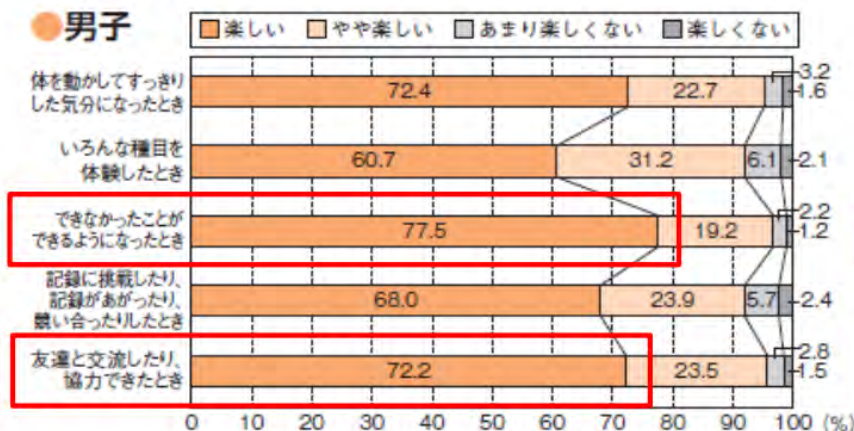
児童生徒が「体育・保健体育の授業を楽しんでいるとき」として、「できなかったことができるようになったとき」、「友達と交流したり、協力できたとき」と回答する割合が多い。

「体育・保健体育の授業が楽しいと感じるとき」の児童生徒の回答

(小学校)



(中学校)



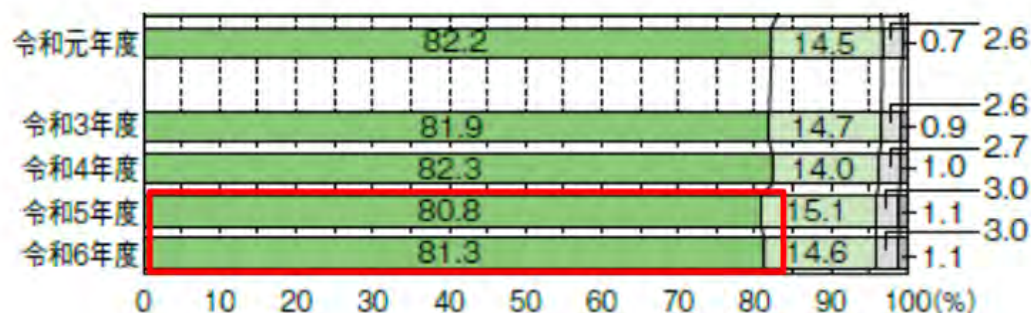
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

(3) 朝食摂取、睡眠時間、学習以外のスクリーンタイム※の状況

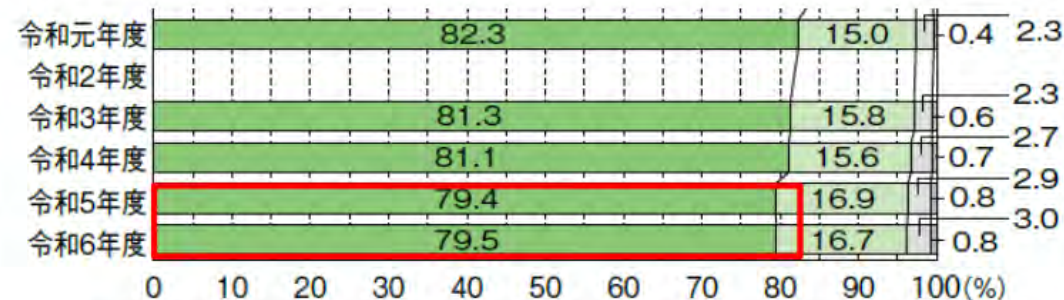
※スクリーンタイム…平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等の画面の視聴時間

朝食を「毎日食べる」割合は、小中学校男女ともに増加した。

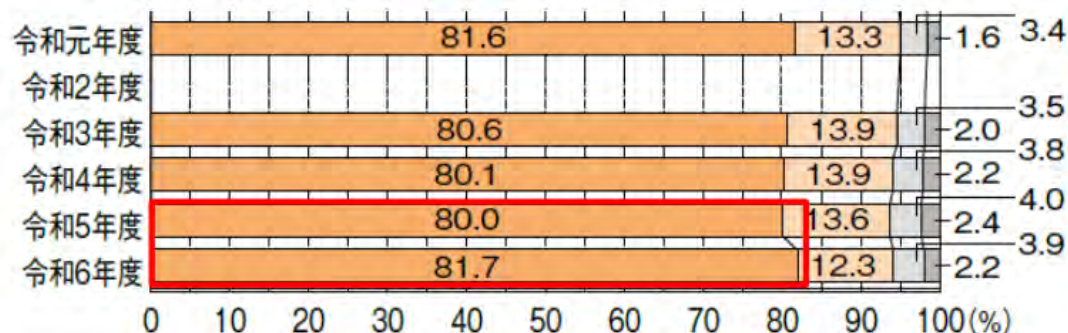
(小学校) 男子



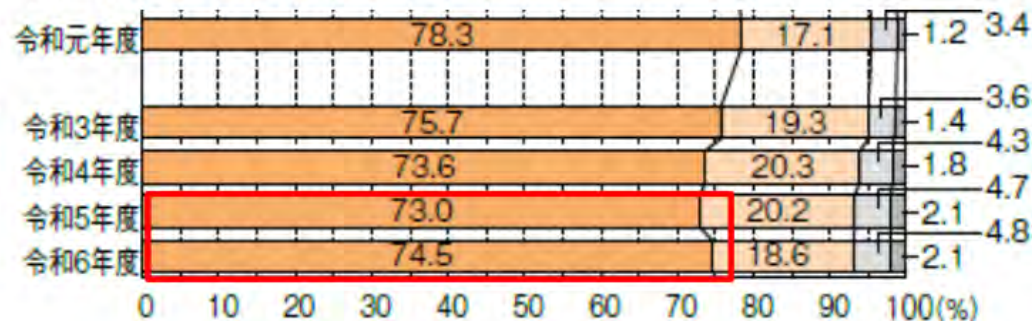
(小学校) 女子



(中学校) 男子



(中学校) 女子

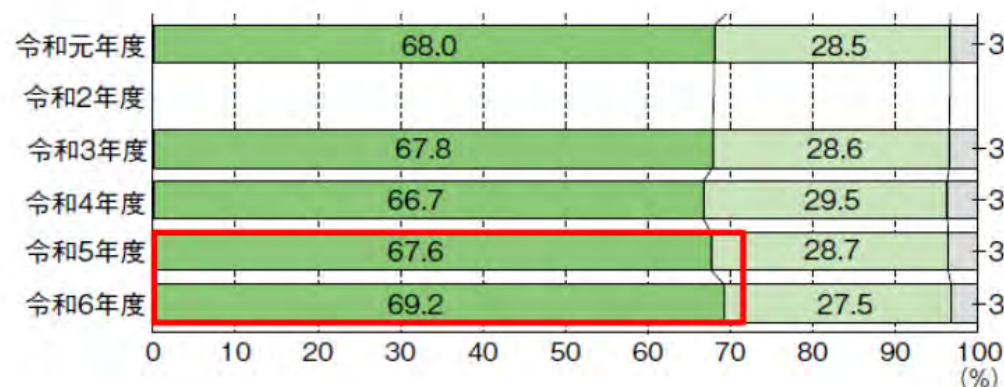


令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

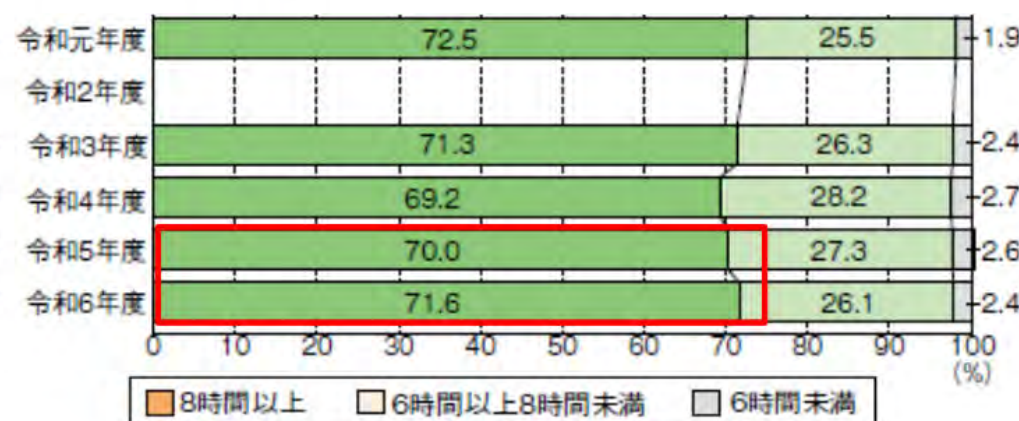
睡眠時間が「8時間以上」の割合は、小中学校男女ともに増加した。

■ 8時間以上 ■ 6時間以上8時間未満 ■ 6時間未満

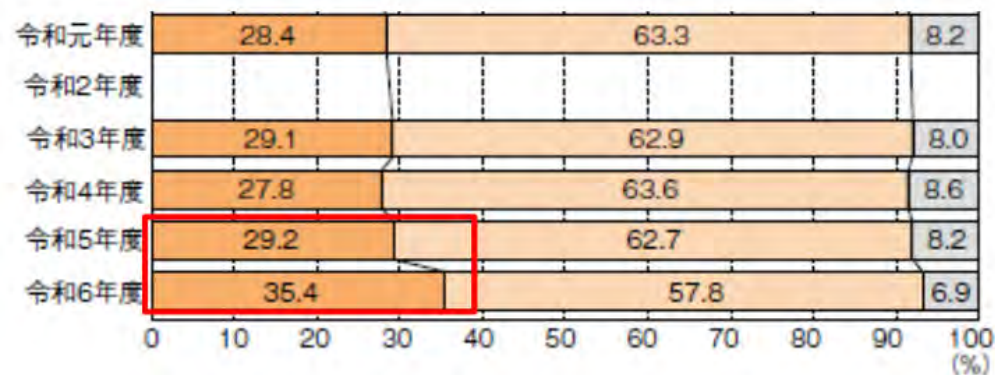
(小学校) 男子



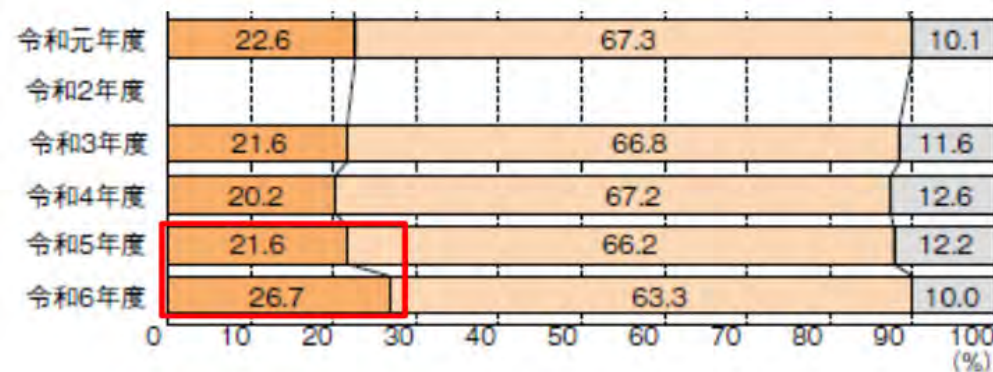
(小学校) 女子



(中学校) 男子



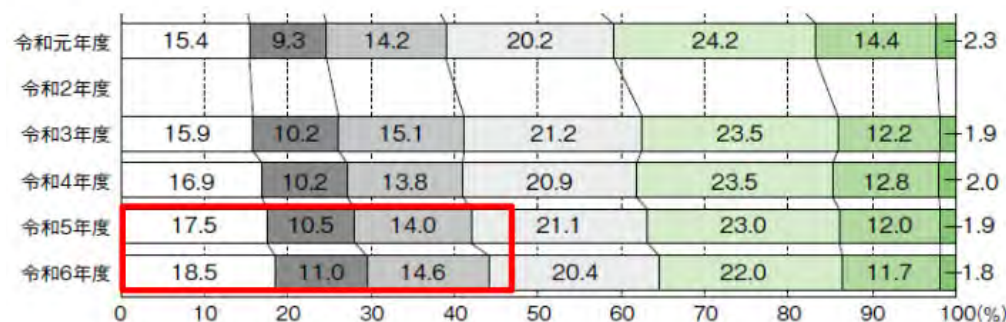
(中学校) 女子



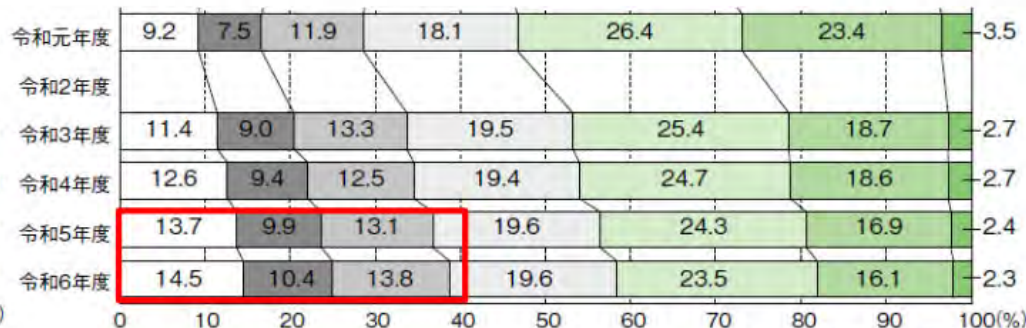
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

学習以外のスクリーンタイムが「3時間以上」の割合は、小中学校男女ともに増加した。

(小学校) 男子



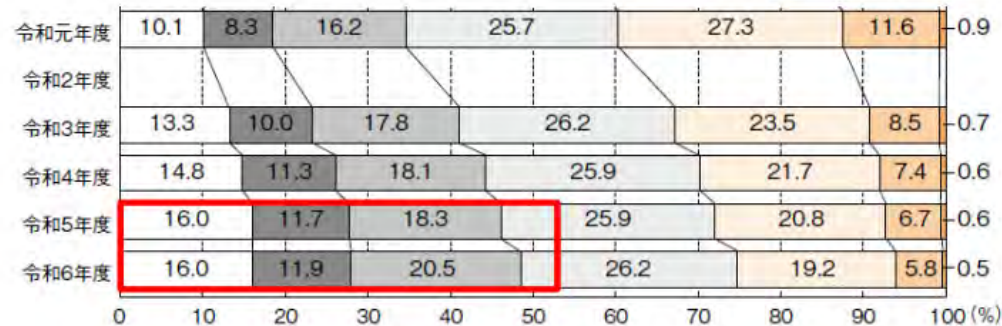
(小学校) 女子



(中学校) 男子



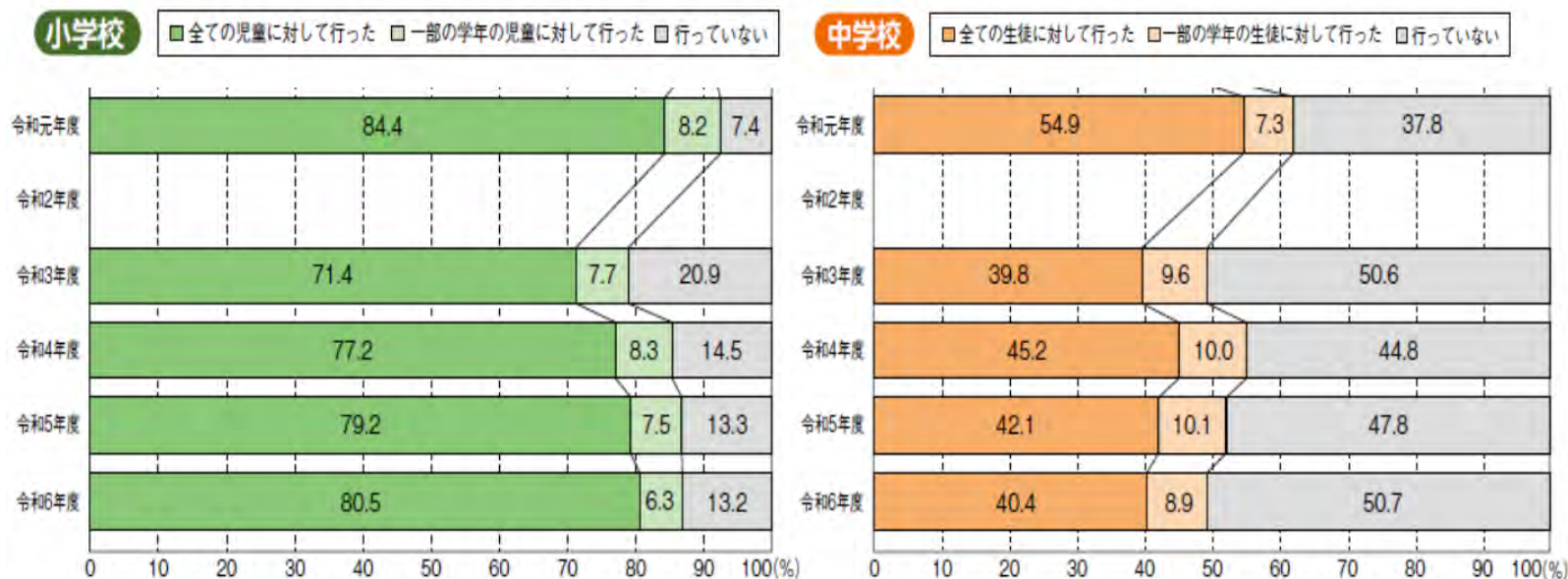
(中学校) 女子



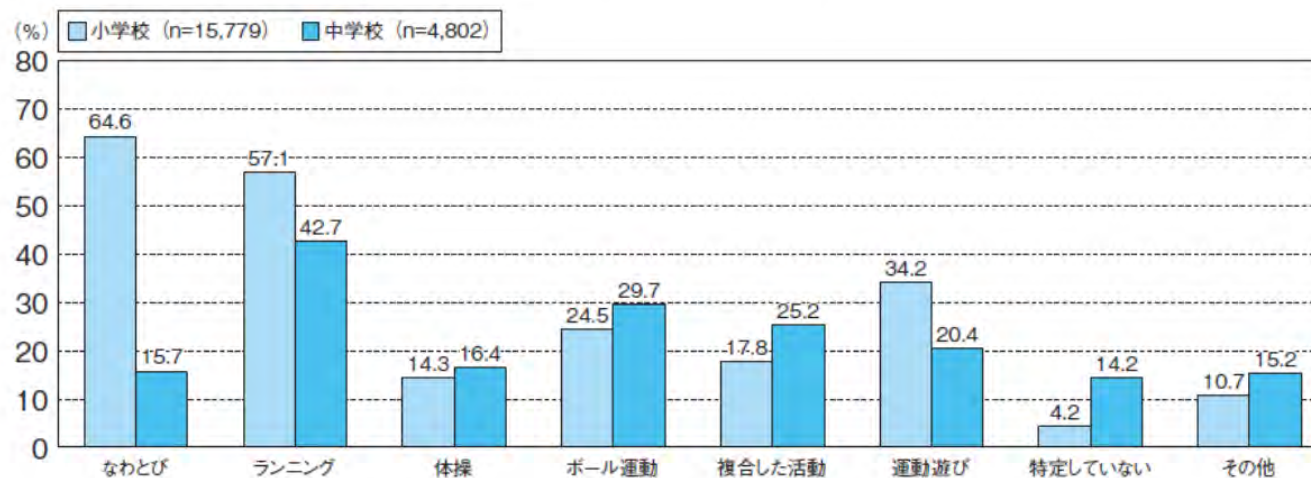
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

3. 学校における体力向上の取組状況

「体育の授業以外で体力向上の取組を全ての学年で行った」と回答した学校の割合

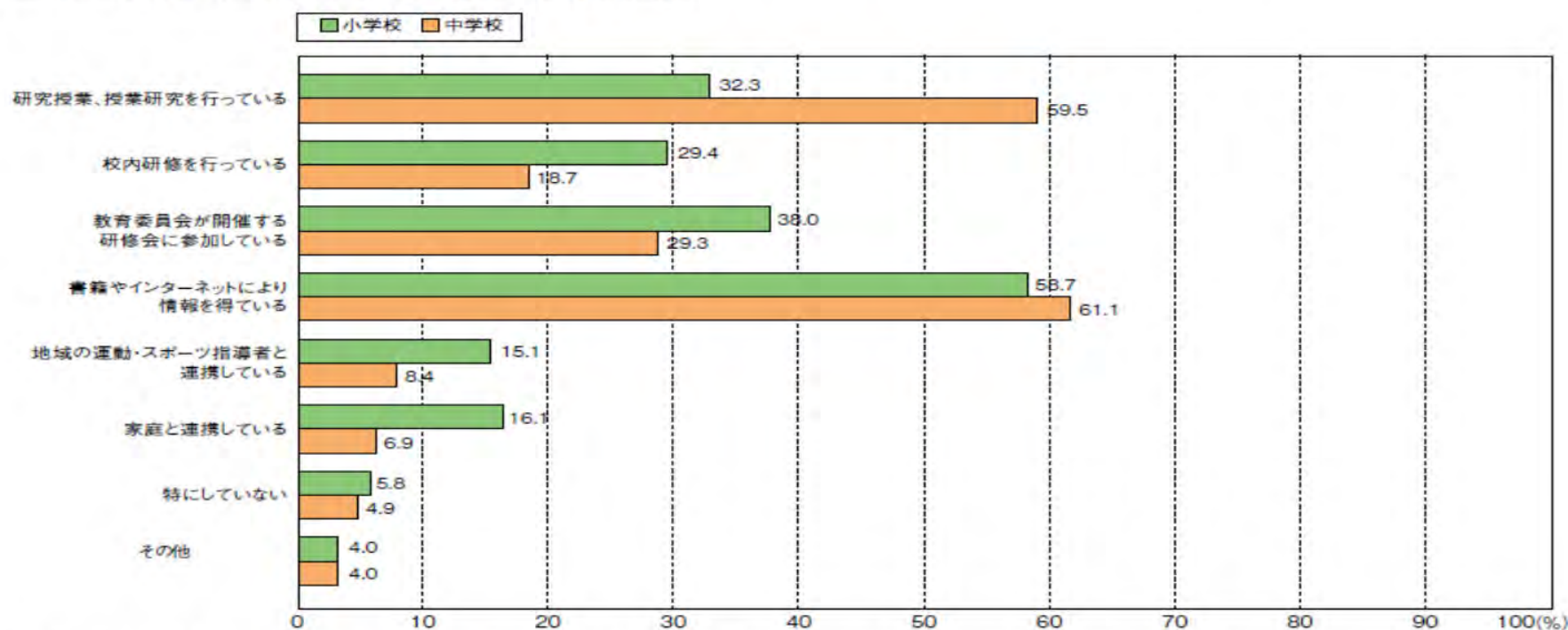


【参考：どのような活動を行いましたか(複数回答可)】に対する回答



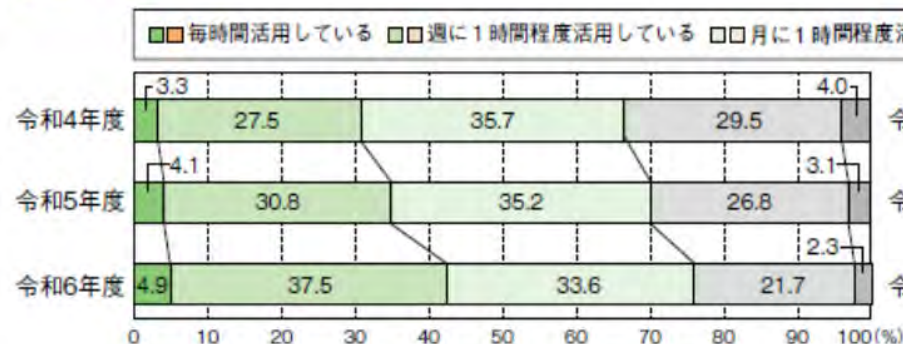
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

「体育・保健体育の授業で運動やスポーツが苦手（嫌い）な傾向がある児童生徒への指導の充実のためにどのような取組をしているか」の学校の回答

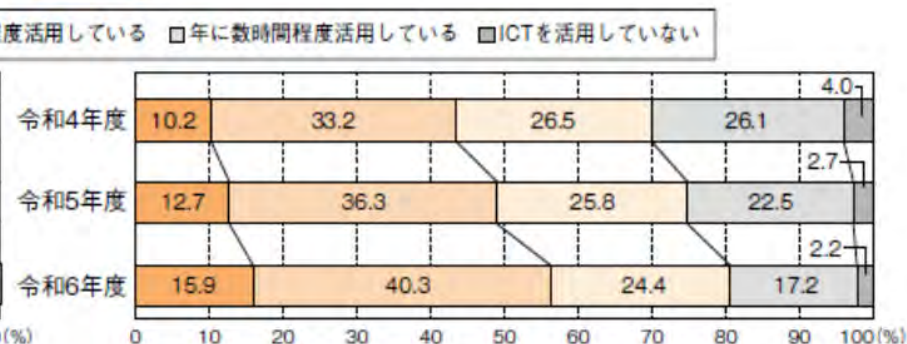


体育・保健体育の授業における ICT の活用頻度

小学校



中学校



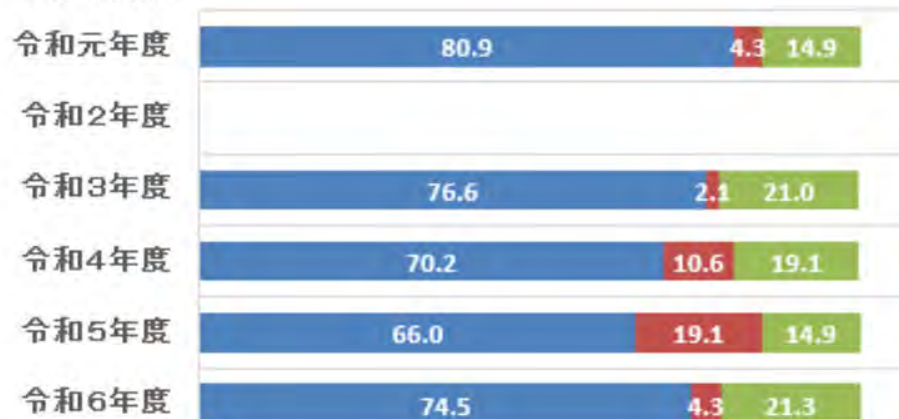
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

4. 幼児の運動促進のための取組状況

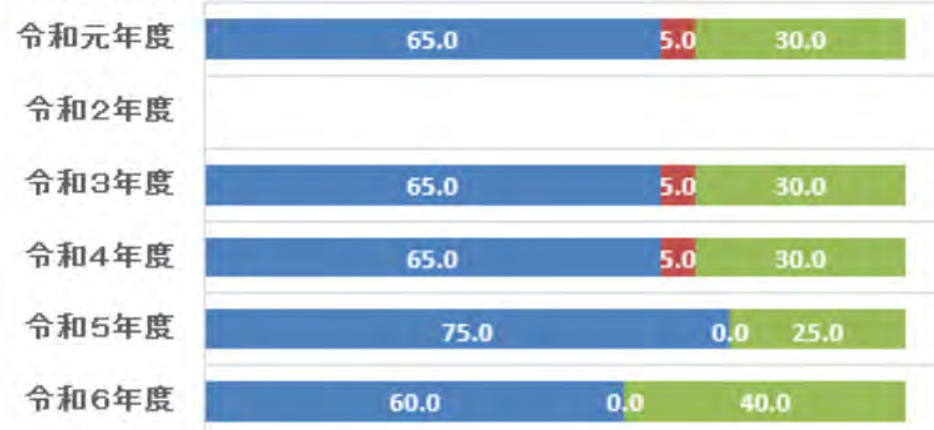
「幼児の運動促進のための取組を実施している」と回答した教育委員会の割合

■実施している ■実施する予定である ■実施していない

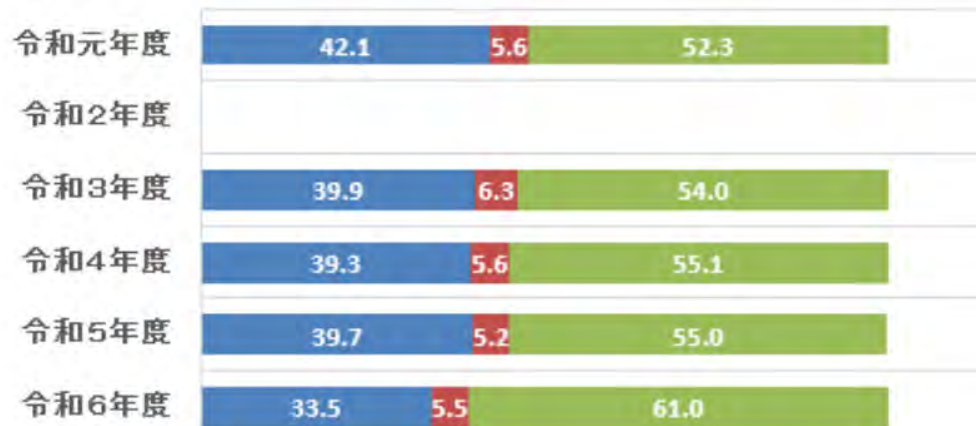
都道府県



政令指定都市

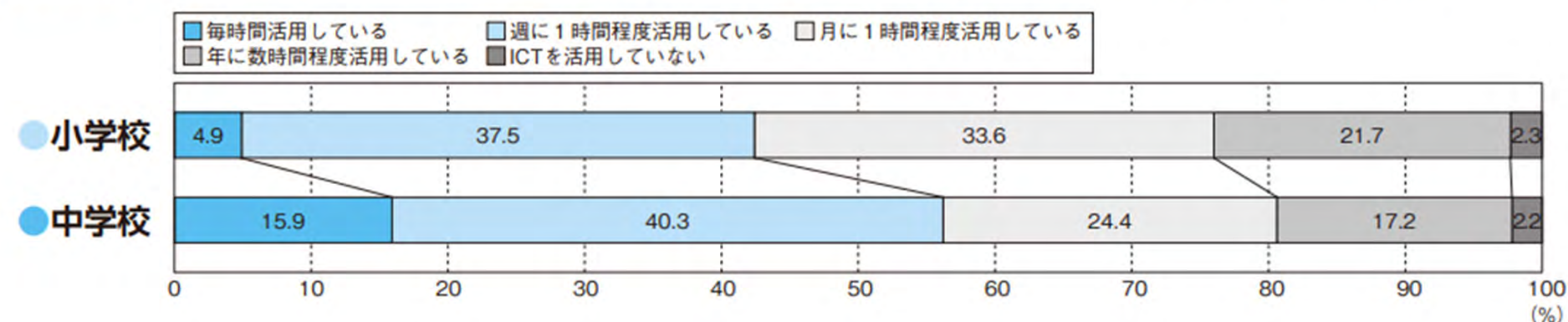


市区町村

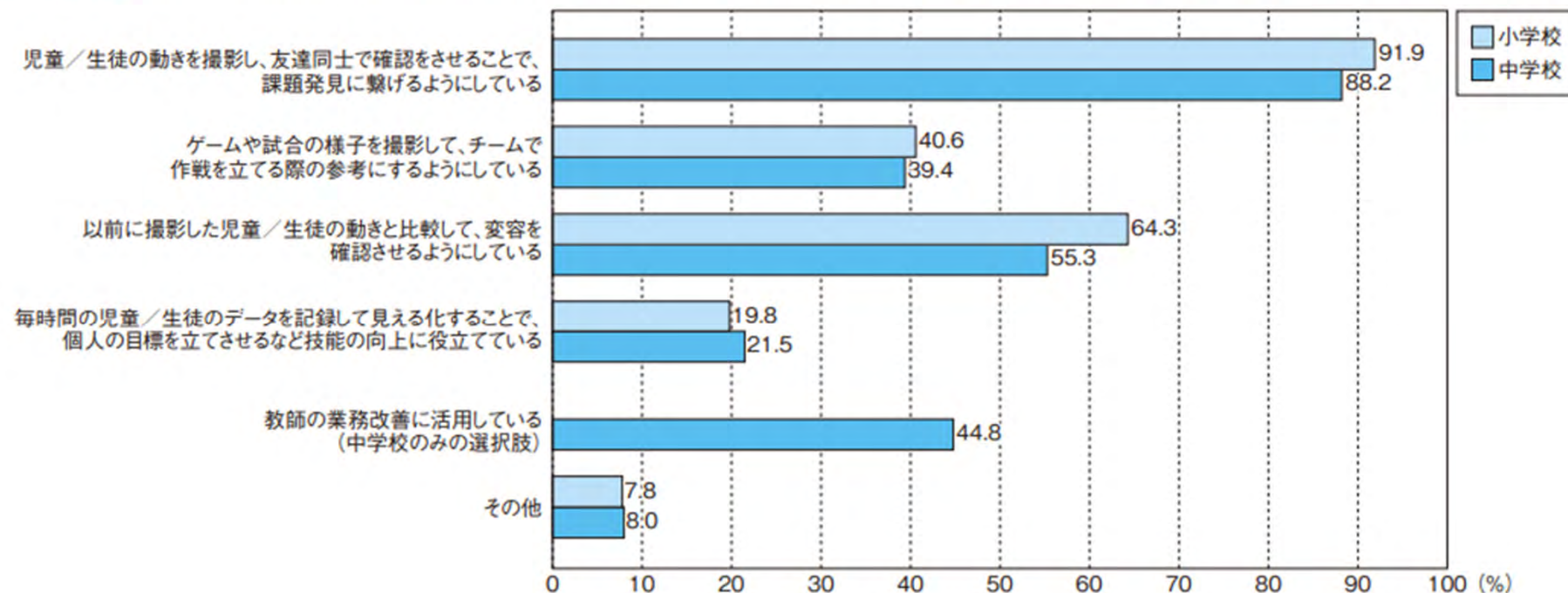


令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

質問10 体育／保健体育の授業におけるICTの活用について、どのくらいの頻度で活用していますか。

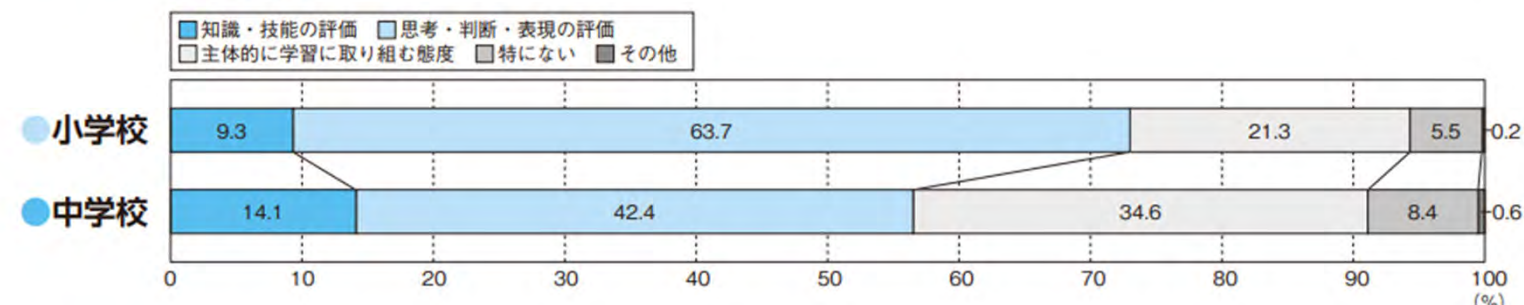


質問10-2 体育／保健体育の授業でICTを活用している場合、どのように活用していますか。(複数回答可)



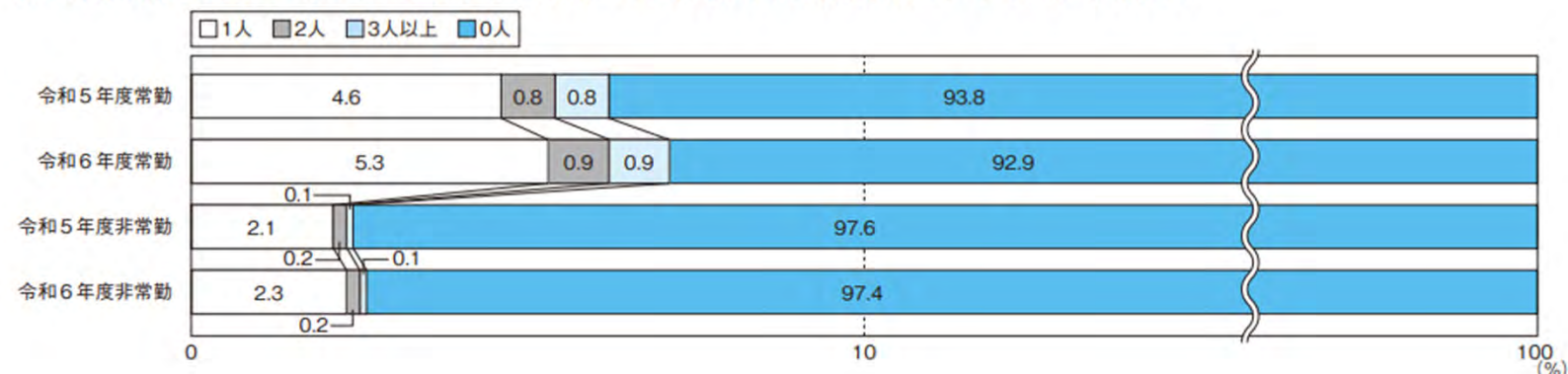
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

質問14 体育／保健体育における観点別学習状況の評価の実施に際して、特に課題と感じていることはどのようなことですか。



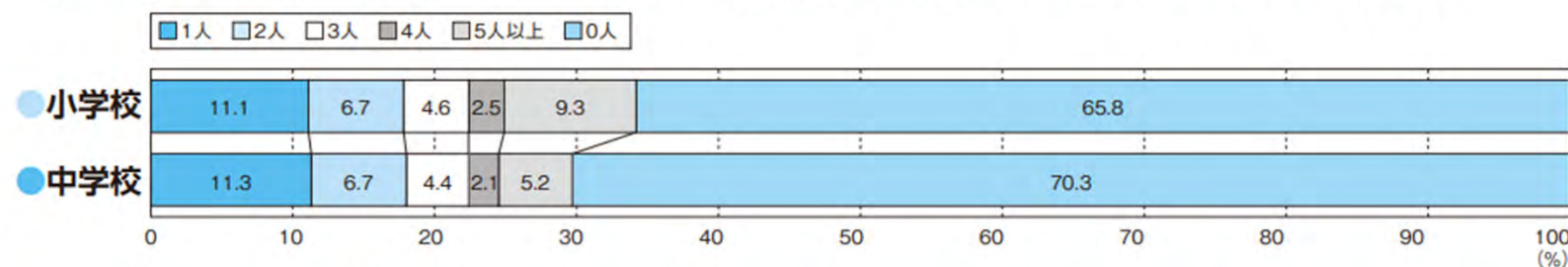
質問18 (小学校)

体育専科教員は配置されていますか。※所属する自治体の専科指導加配による配置に限る。



質問19 (小学校) **質問17** (中学校)

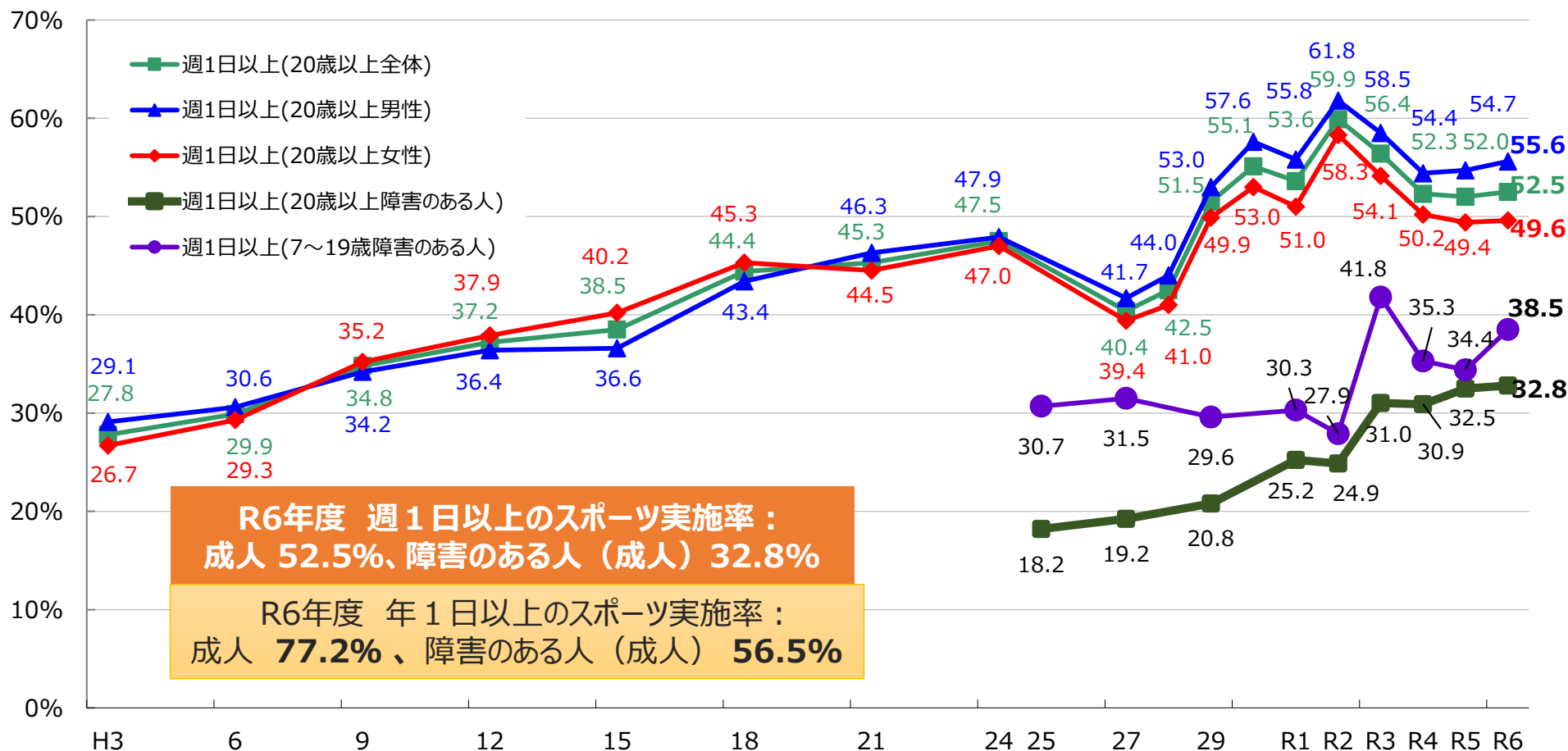
令和6年度の体育／保健体育の授業に、学校全体として学校外の人材を何人活用していますか。(予定も含む)



20歳以上のスポーツ実施率の状況（成人・障害のある人）

第3期スポーツ基本計画の目標

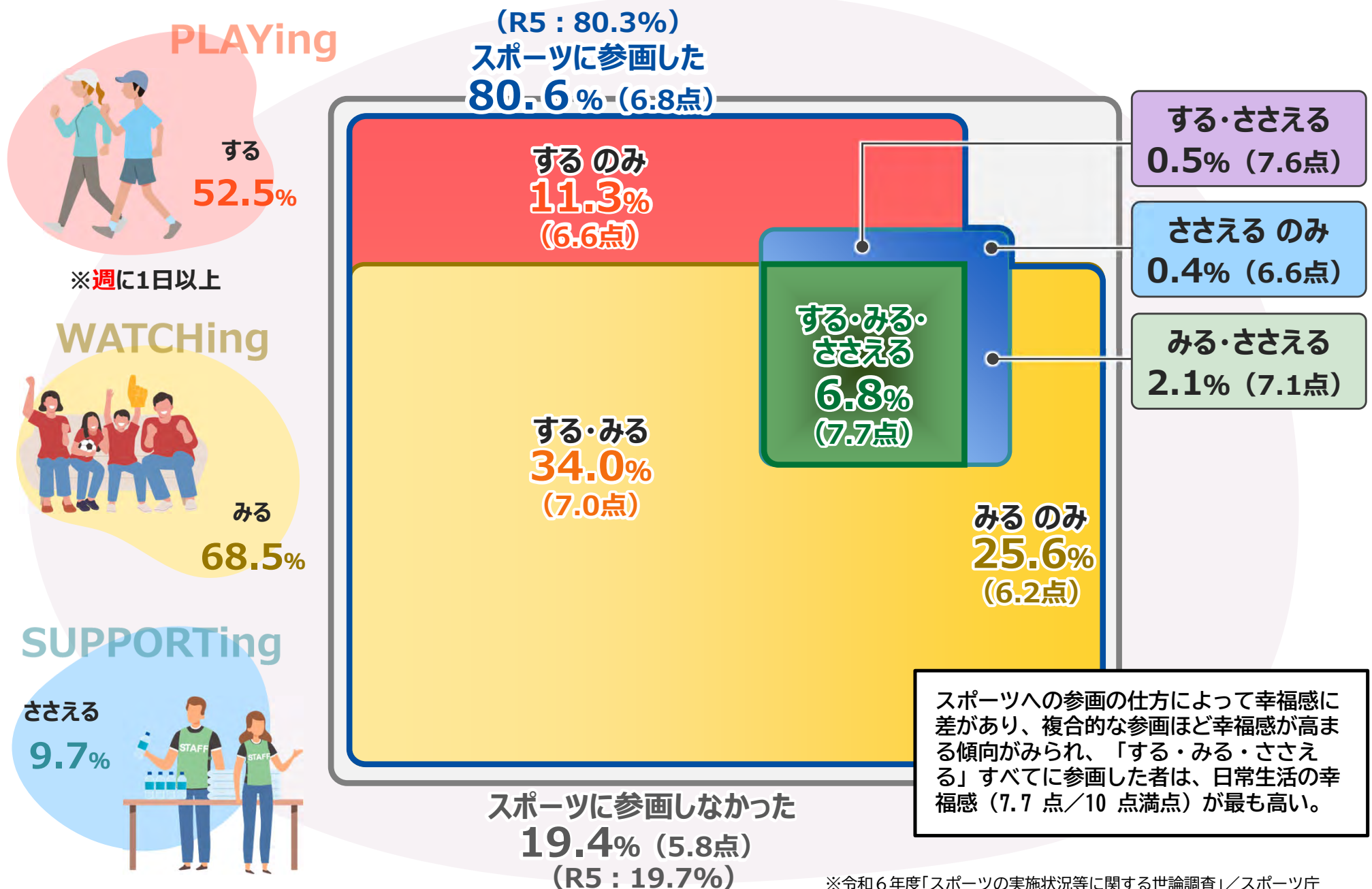
成人：週1回以上のスポーツ実施率 70%/年1回以上のスポーツ実施率：100%に近づく
 障害のある人（成人）：週1回以上のスポーツ実施率：40%程度（若年層は50%程度）
 年1回以上のスポーツ実施率：70%程度（若年層は80%程度）



※第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。

＜出典＞「体力・スポーツに関する世論調査」（平成24年度まで）、「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成27年度）、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度から）
 「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」（平成25年度から令和2年度まで） 「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（令和3年度から）

国民のスポーツ参画状況（する・みる・ささえる）と幸福感



令和5年度におけるがん教育の実施状況調査の結果

調査対象: 全国の学校(国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)

調査対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

回答総数: 35,883校

1. 外部講師を活用したがん教育の実施状況について

「実施した」と回答した学校数は、4,459校（12.5%）であった。令和4年度は4,091校（11.4%）であり、1.1%上昇した。

2. 外部講師を活用しなかった理由について

外部講師を活用しなかった理由について、「指導時間が確保できなかった」と回答した学校数が14,345校（45.8%）、「適当な講師がいなかった」が6,947校（22.2%）、「講師謝金等の経費が確保できなかった」が3,703校（11.8%）、「その他」が10,574校（33.7%）であった。

3. 活用した外部講師の職種について

外部講師を活用してがん教育を実施した学校が活用した外部講師の職種は、「医師」と回答した学校が1,846校（41.5%）、「がん経験者」が1,135校（25.5%）であった。

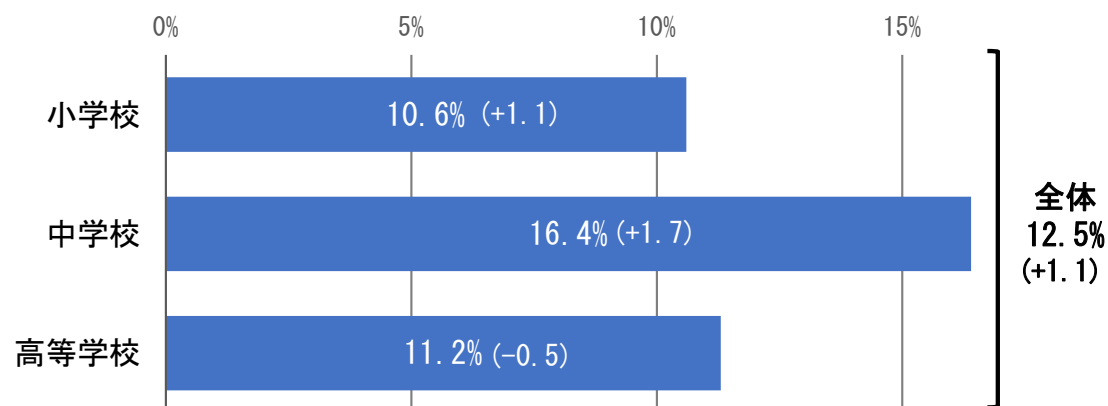
1. 外部講師活用状況

学習指導要領（中学校及び高等学校の保健体育科）に
「がんについて取り扱う」ことを明記

○ 中学校 : 平成29年3月改訂
令和3年度全面実施

○ 高等学校 : 平成30年3月改訂
令和4年度入学生より年次進行で実施

外部講師を活用したがん教育の実施状況(学校段階別)

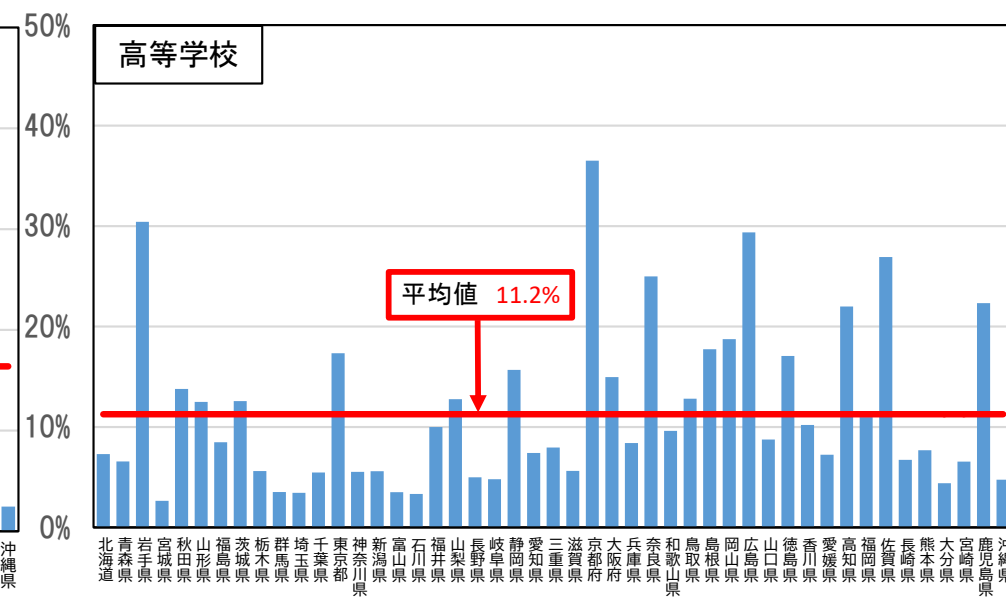
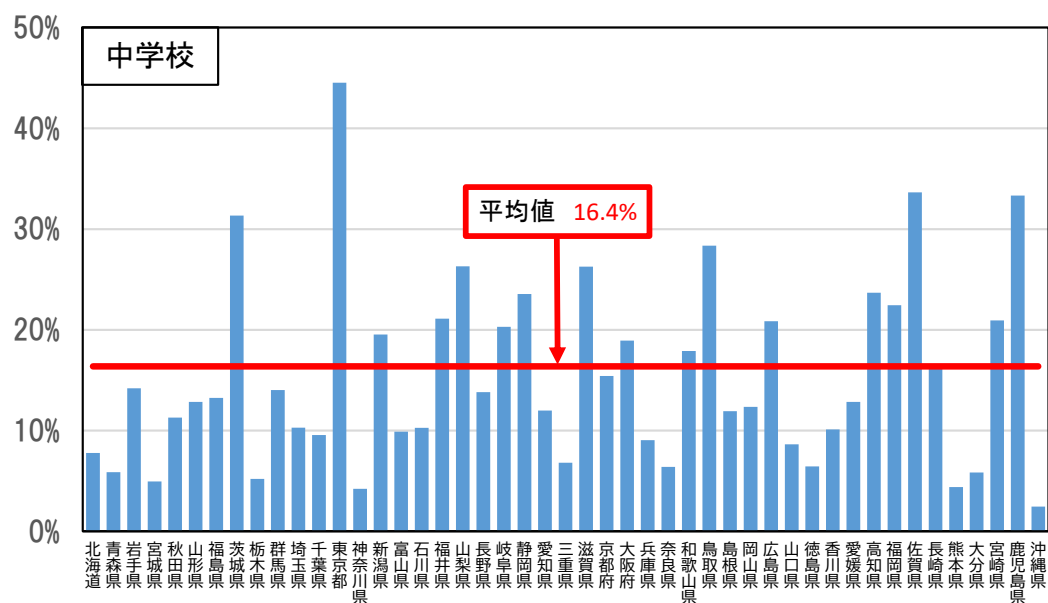
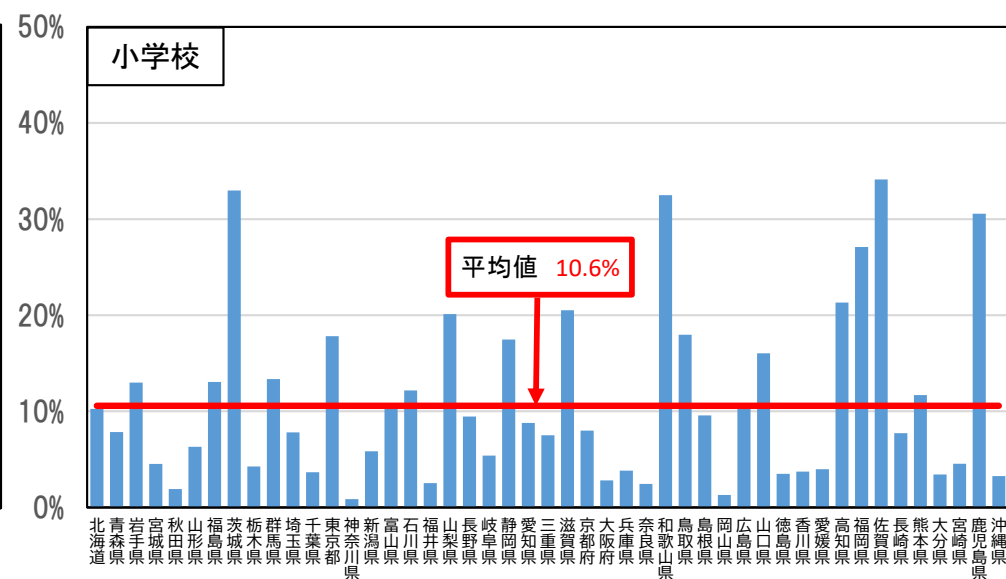
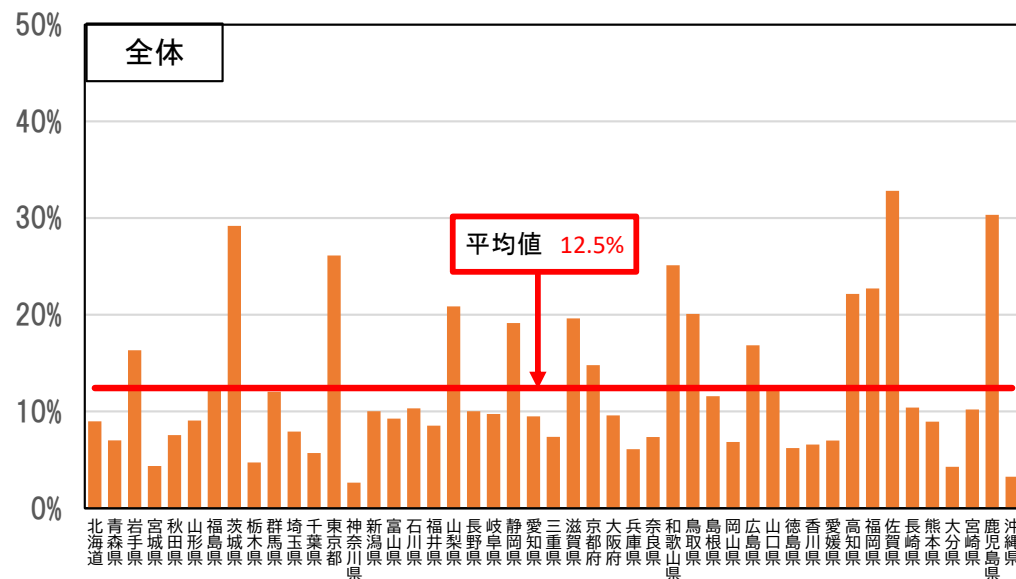


※()は令和4年度比

令和5年度におけるがん教育の実施状況調査の結果(都道府県別)

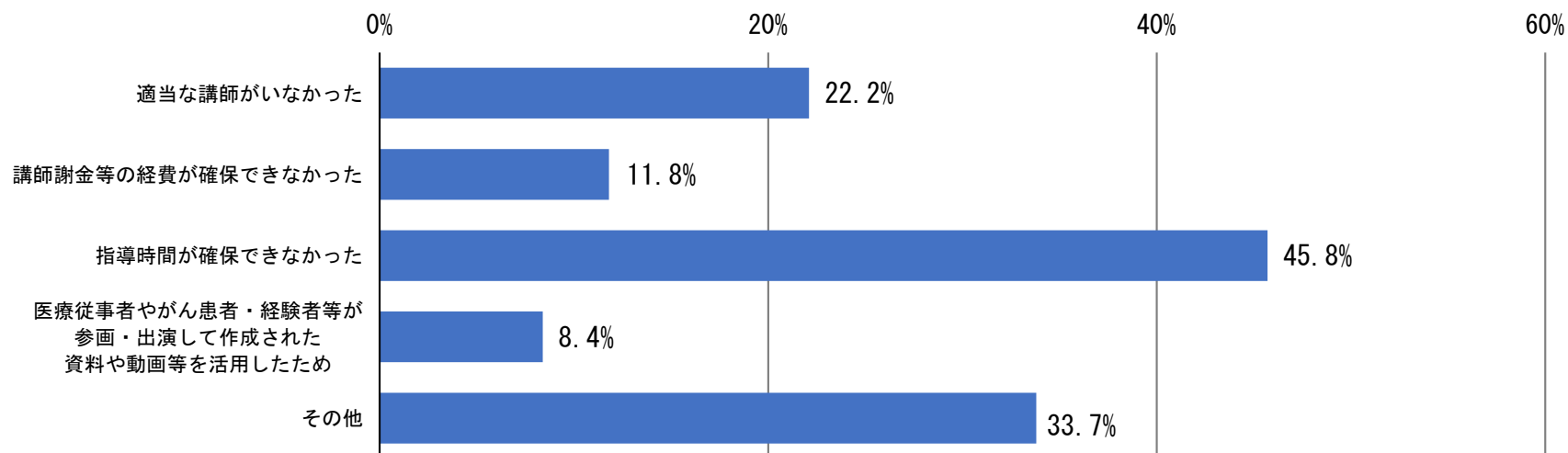
令和5年度に外部講師を活用したがん教育を実施した学校の割合(国公立)

※割合(%)の分母は、回答した全ての学校数



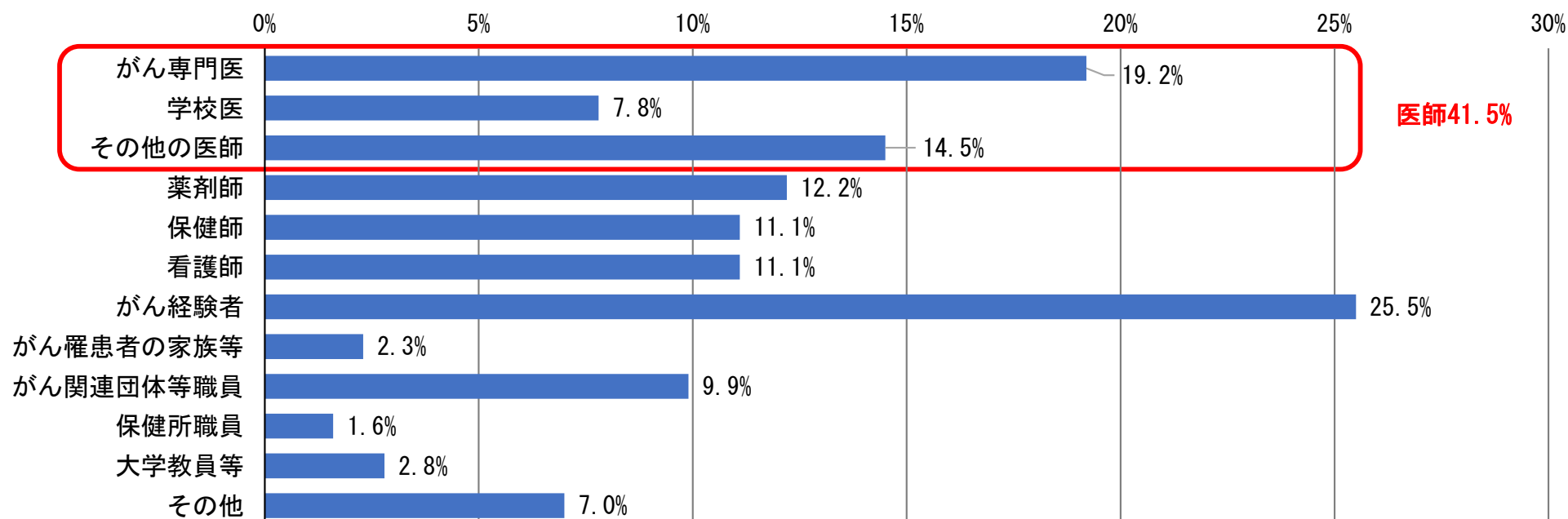
2. 外部講師を活用しなかった理由

外部講師を活用しなかった理由(複数回答可)

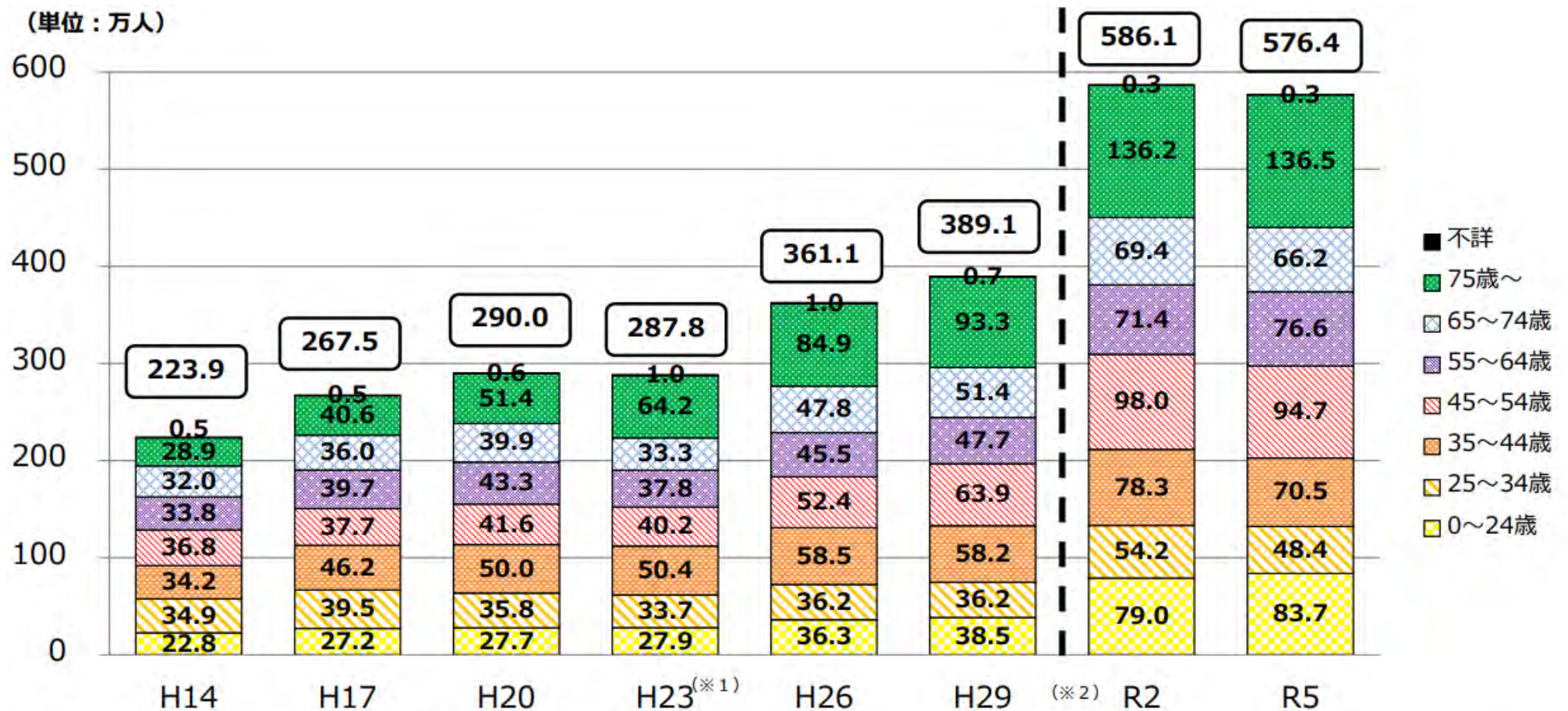


3. 外部講師の職種

活用した外部講師の職種(複数回答可)



精神疾患を有する外来患者数の推移



(※1) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

(※2) R2年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（H29年までは31日以上を除外していたが、R2年からは99日以上を除外して算出）。

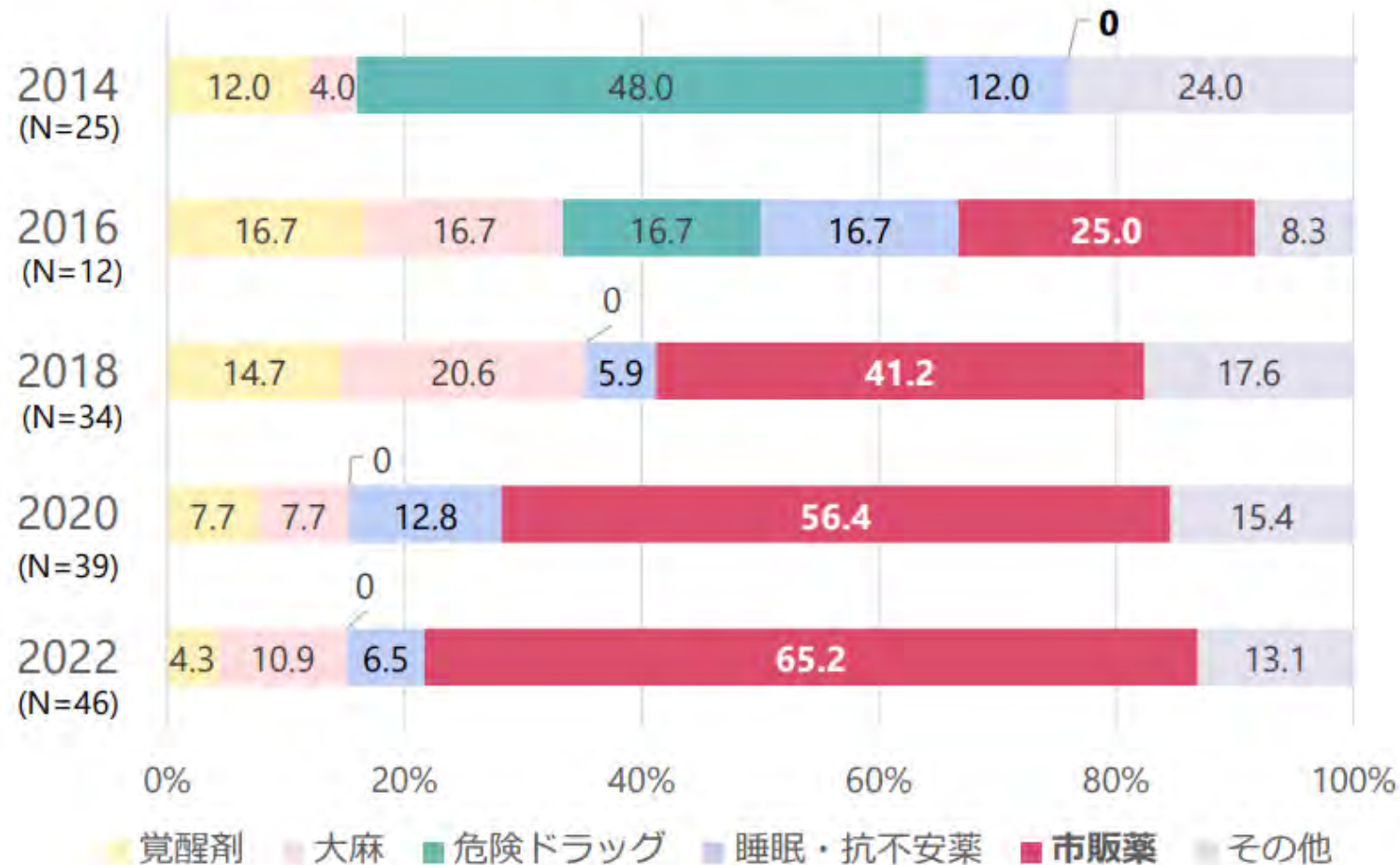
資料：厚生労働省「患者調査」より厚生労働省障害保健福祉部で作成

精神保健医療福祉の現状等について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001374464.pdf>

青少年による一般医薬品の濫用

全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた
10代患者の「主たる薬物」の推移

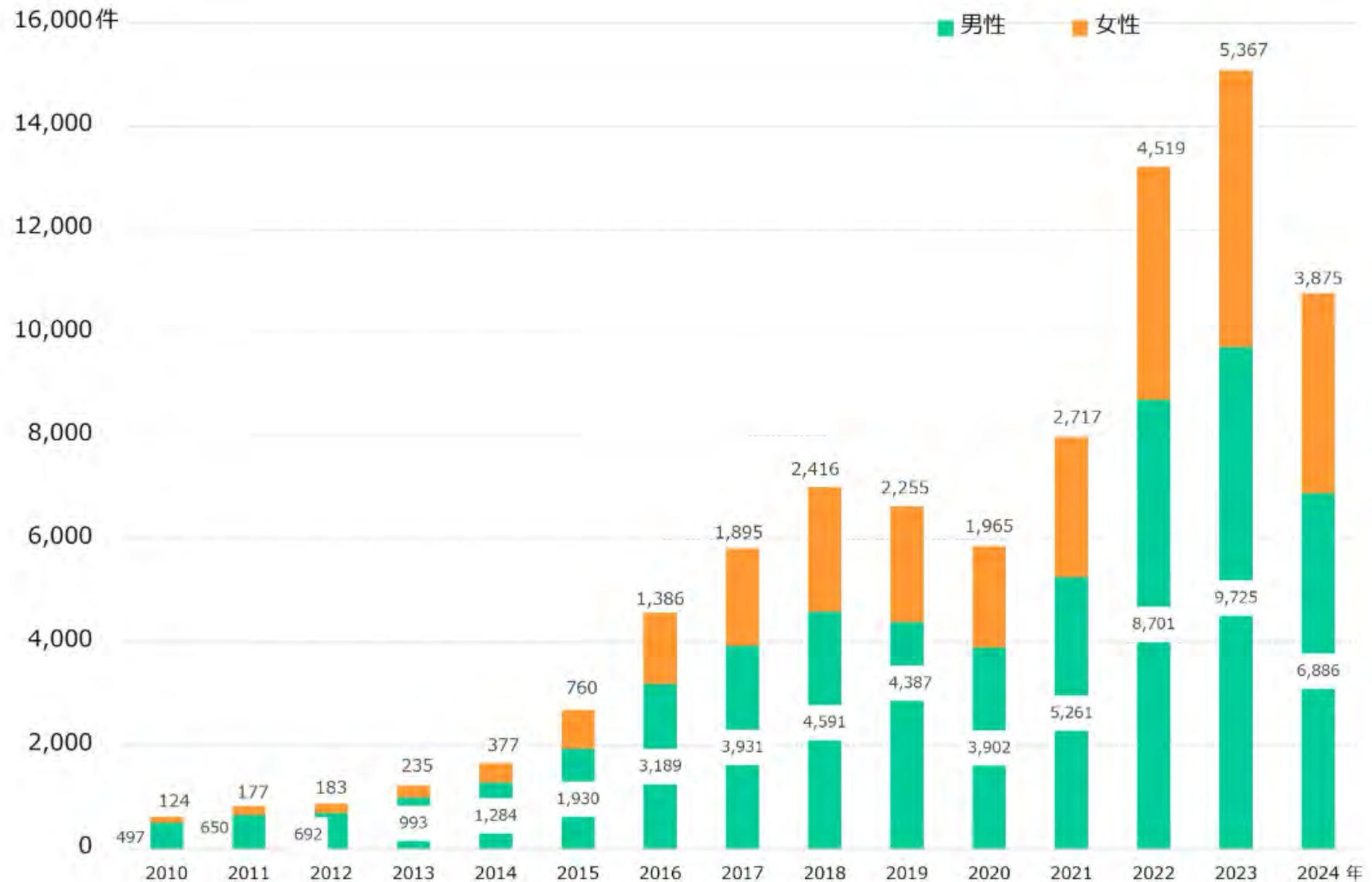


出典：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2022年）（国立精神・神経医療研究センター）
（令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業））

一般用医薬品の濫用に対する取組について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/001230826.pdf>

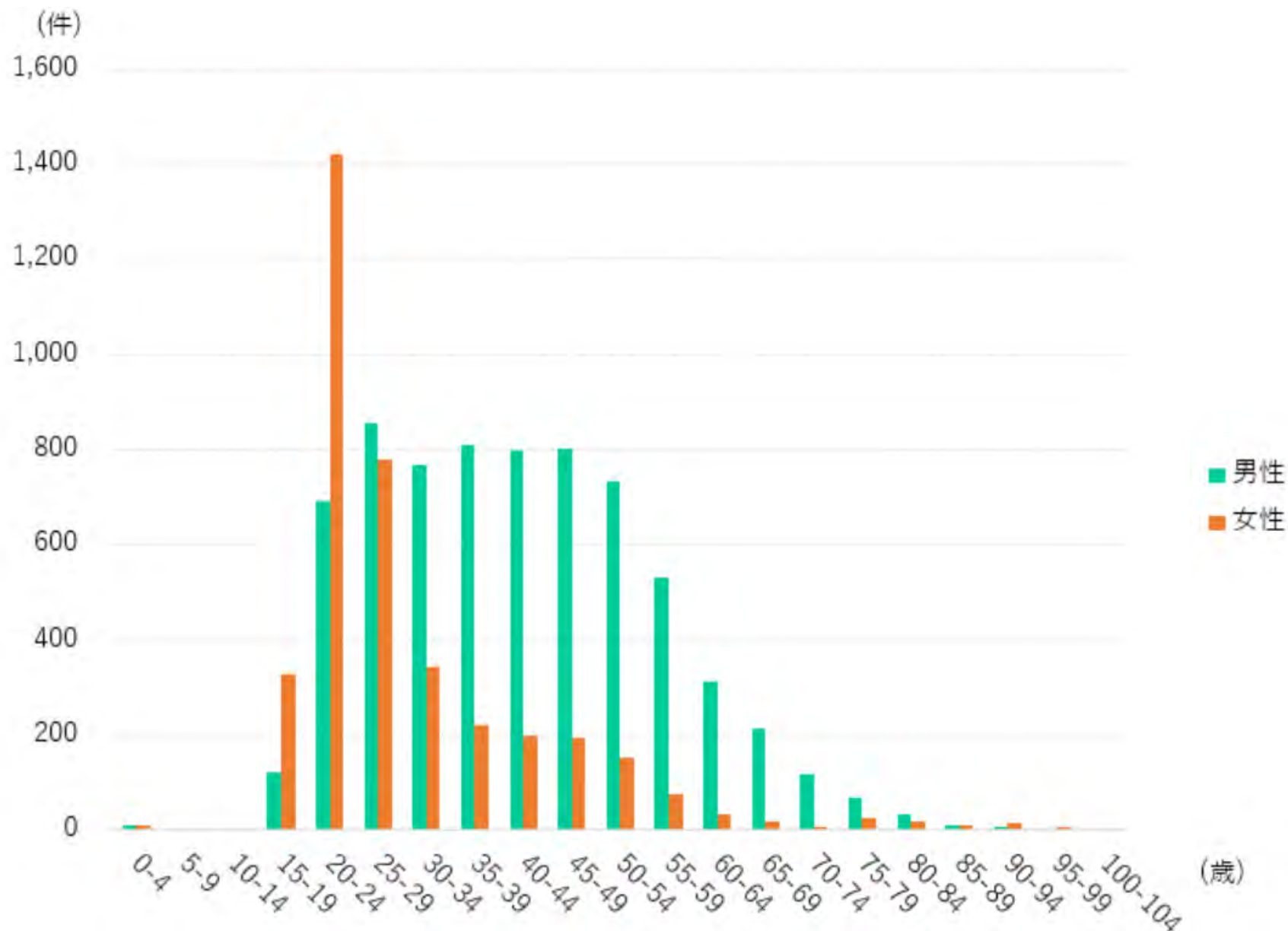
梅毒報告数の推移



※「2022年感染症発生動向調査事業年報」厚生労働省健康生活衛生局感染症対策部感染症対策課・国立感染症研究所感染症疫学センター（2024年4月15日発行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/syphilis.html

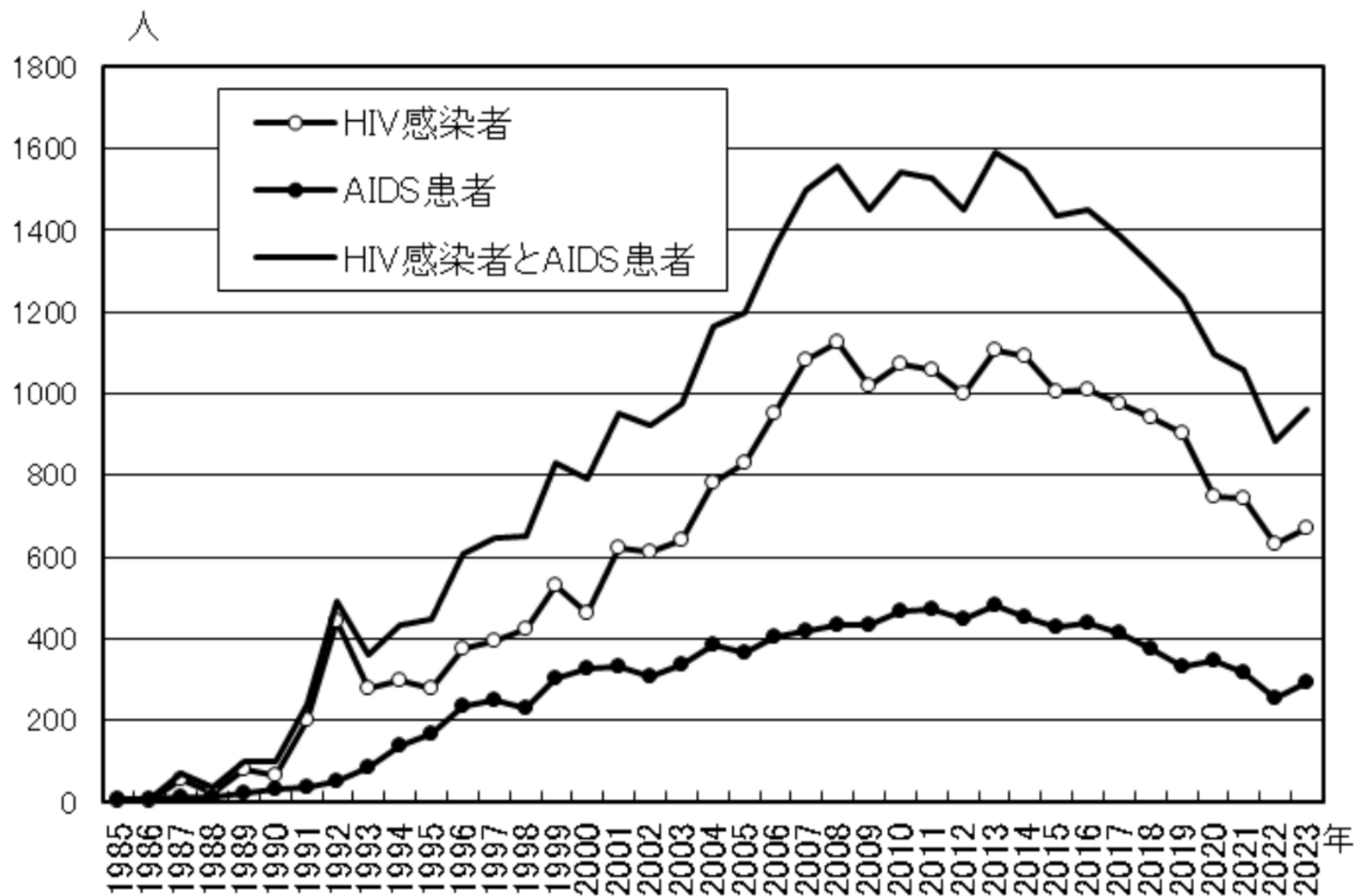
年代別にみた梅毒報告数（2024年）



※ 2024年の総報告数は、2024年10月2日までに届出のあった報告数（暫定値）であり、第 39週（2024 年9月23日～2024年9月29日）までに診断されていたとしても遅れて届出のあった報告は含まない。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/syphilis.html

HIV感染者およびAIDS患者の年間新規報告数の推移



<https://api-net.jfap.or.jp/status/japan/data/2023/nenpo/r05gaiyo.pdf>

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査結果 (令和5年度実績)のポイント

文部科学省では、学校保健安全法に基づき策定された第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日閣議決定)を踏まえた、各学校における安全教育や安全管理に関する取組について調査を行っている。

このたび、令和5年度実績について取りまとめて公表するもの。

I. 調査対象

全国の国公私立の小学校(17,981校)、中学校(9,199校)、義務教育学校(230校)、高等学校(4,395校)、中等教育学校(51校)、特別支援学校(1,126校)、幼稚園(4,325校)及び幼稚園型認定こども園(864校)【計38,171校】

※令和6年11月末までに回答のあったものについて取りまとめたもの
※()内が回答数

II. 結果の主な概要

注：(前回調査実績)【令和3年度実績の前回調査からの1割以上の増減】

(1) 学校安全計画について

学校安全の校内体制、学校安全計画の策定及び学校安全の取組が実効性のあるものにするための評価や振り返りなどが充実してきている。

- 学校安全を担う校内組織が整備されている学校 93.7% (86.9%) 【6.8割増加】
- 学校安全の中核となる教員等を位置付けている学校 98.0% (96.8%) 【1.2割増加】
うち、安全主任や主事として位置付けている学校 58.2% (34.5%) 【23.7割増加】
- 学校安全計画*1を策定している学校 98.8% (97.9%)

*1 学校保健安全法<抜粋>

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

- 同計画の評価や振り返りを行っている学校 97.0%
- 学校安全を意識化する機会を設定している学校 90.8% (79.5%) 【11.3割増加】

(2) 学校施設及び設備の安全点検について

R6.3公表の「学校における安全点検要領」を参考としながら、教職員以外の関係者との連携を一層の充実させ、事故の未然防止につなげていく必要がある。

- 学校施設及び設備の安全点検を実施している学校 99.7% (99.8%)
- 窓際の足掛かりとなる設置物等により転落しない対策をしている学校 93.8%
- 固定されていない積み重ねられた棚への対策をしている学校 91.5%

●安全点検の実施者 ※複数回答

	教職員	児童生徒等	保護者	地域住民	設置者(教育委員会等)	有識者や専門業者	その他
今回	99.0%	5.3%	2.8%	2.0%	9.6%	14.2%	1.1%
前回	98.2%	3.1%	2.3%		10.9%	20.4%	1.3%

(3) 通学路・通園路について

児童生徒等への安全指導や、保護者やボランティア等の見守り等による安全確保に関する取組が増加している。

- 通学路・通園路を設定している学校のうち、通学路・通園路の安全点検を実施している学校 98.9% (99.2%)
- 登下校中の安全確保を実施している学校 99.1% (98.3%)

実施状況 ※複数回答

	児童生徒等への安全指導	集団登下校	保護者や地域の人々、ボランティア等の同伴や見守り	スクールバスによる送迎	I C Tの導入による登下校管理	その他の方策
今回	92.6%	34.5%	65.4%	22.5%	7.6%	3.5%
前回	85.7%	28.3%	60.9%	25.5%	7.4%	6.7%

(4) 安全教育の実施状況について

学校安全3領域(生活安全・交通安全・災害安全)は概ね実施されているが、現代的課題への対応も含め、一層着実な実施が求められる。

●安全教育の実施状況 ※複数回答

	生活安全(防犯含む)	交通安全	災害安全	現代的課題への対応(弾道ミサイル等)	インターネットの適切な利用・サイバーセキュリティ	性犯罪、性暴力防止	その他
今回	93.4%	96.2%	95.6%	21.5%	78.0%	45.3%	0.8%
前回	92.8%	95.7%	94.9%	15.8%	66.3%	35.8%	3.2%

(5) 校内研修・校外研修について

事故防止の内容が共有されるなど校内研修の機会が増加し充実が図られている。

- 校内のヒヤリハット事例を共有している学校 97.2% (94.2%) 【3.0割増加】
- 学校安全に関する校内研修を実施した学校 94.6% (94.0%)

(6) 危機管理マニュアルについて

地域の実情等を踏まえた実効性あるマニュアルの見直しに当たっては、校内の担当者だけでなく、多様な関係者が関わっていくことが求められる。

●危機管理マニュアル*2を作成している学校 99.5% (99.1%)

*2 学校保健安全法<抜粋>

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

●危機管理マニュアルの見直しを行った学校 96.3% (92.7%) 【3.6%増加】

この見直しに、保護者11.3%、地域住民12.4%、関係機関19.0%、有識者3.1%、学校設置者29.4%が関わっている。※複数回答

(7) 地域や関係機関との連携について

地域住民や関係機関と連携した取組は増加しており、一層の充実が求められる。

●関係者との協働による防災教育・避難訓練を実施している学校 88.9% (83.0%)

【5.9%増加】

●関係者と協働して不害者の学校侵入を想定した防犯訓練等を実施している学校 82.5% (60.4%) 【22.1%増加】

●地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用している学校 72.4% (59.2%) 【13.2%増加】

(8) 学校の安全管理の取組状況について

重大事故を想定した訓練、熱中症対策が増加した一方、場面に応じた実践的な避難訓練の実施が求められる。

●休み時間の発災や管理職不在時などの場面に応じた実践的な避難訓練を実施している学校 95.4% (98.8%) 【3.4%減少】

●子供の重大事故を想定した職員の訓練等を実施している学校95.0% (54.3%)

【40.7%増加】

●熱中症対策の実施状況 ※複数回答

	熱中症の 予防・対 応等ガイ ドライン の全職員 への周知	暑さ指数、 熱中症ア ラートを 参考にし た活動の 判断	学校行事 や授業内 容の実施 時期の検 討	夏季休業 日の延長、 臨時休業 日の設定 等	児童生徒 等への指 導の徹底	水筒を持 たせるな ど、こま めな水分 補給の推 奨	エアコン や扇風機 の設置	熱中症発 生時に備 えた教職 員向けの 研修・訓 練	その他
今回	90.2%	93.6%	85.3%	13.0%	94.8%	98.1%	47.8%	0.9%	
前回	87.4%	85.7%	25.0%	2.6%	82.4%	96.8%	94.7%	37.0%	3.7%

Ⅲ. 主な分析

- 学校保健安全法で策定が義務付けられている学校安全計画及び危機管理マニュアルについて、一部未策定の学校があることから、引き続き100%の達成を目指す。
- 地域や関係機関等と連携した安全体制の構築について、コミュニティ・スクール等の仕組みの活用などにより、一層の取組の推進が必要である。
- 子供の重大事故を想定した訓練や熱中症対策の実施状況は向上している。引き続き、事故の未然防止・発生時の適切な対応に関する取組の充実が求められる。

Ⅳ. 今後の対応

- 調査結果から得られる知見を踏まえ、各学校等において実効性ある取組を進める際のポイント等を示し、各地域の実情を踏まえた着実な取組の実施を依頼する。
- 国が実施する研修等において、調査結果のポイントを踏まえた内容を取り扱う。
- 学校安全の担当者会議や学校安全ポータルサイト等を活用し、「学校事故対応に関する指針(改訂版)」や「学校における安全点検要領」等、学校安全の取組の推進に関する資料の更なる活用促進を図る。
- 「学校安全の推進に関する有識者会議」等において、本調査結果を踏まえつつ、学校安全の専門家の意見を伺い、今後の施策推進に繋げる。

4. 体育・保健体育等に関する 動向等

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨 スポーツ基本法の制定から14年、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化。健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、所要の改正を行う。

1. スポーツ基本法

概 要

二 前文

- (1)スポーツに親しむことのできる機会の確保等（※基本理念にも規定）
- (2)多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等（〃）
- (3)スポーツと文化芸術等の他の分野との連携
- (4)スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示

二 基本理念

- (1)スポーツによる地域振興の推進
- (2)スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
- (3)スポーツによる共生社会の実現
- (4)国際的な規模のスポーツの競技会の例示の追加

三 スポーツ団体の努力等

- ・スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。
- ・国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者の明記

四 地方スポーツ推進計画

- ・都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨の明記
- ・スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨の追加

五 基本的施策

1 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

- (1)まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）
- (2)スポーツ事故の防止等に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応についての留意
- (3)スポーツに関する諸科学の例示の追加
- (4)スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備等
- (5)部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等
- (6)スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示等

2 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

- (1)多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）
- (2)情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）

3 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正

- (1)名称の変更（全国パラスポーツ大会等）
- (2)国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等
- (3)国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保
- (4)企業等が果たす役割の明示

4 スポーツの公正及び公平の確保等

- (1)暴力等の防止
- (2)スポーツに係る競技の不正な操作等の防止
- (3)ドーピング防止活動の推進
- (4)スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等

六 スポーツの振興のために必要な資金等

スポーツの振興に関する知識、人材及び資金の好循環の実現等

2. スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

概 要

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付ける。



第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

① 新型コロナウイルス感染症：

- ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限

② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：

- ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催

③ その他社会状況の変化：

- ▶ 人口減少・高齢化の進行
- ▶ 地域間格差の広がり
- ▶ DXなど急速な技術革新
- ▶ ライフスタイルの変化
- ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行



こうした出来事等を通じて、改めて確認された

・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『**スポーツそのものが有する価値**』（Well-being）

・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策



持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、
 - ・NFの強化戦略プランの実効化を支援
 - ・アスリート育成パスウェイを構築
 - ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
 - ・地域の競技力向上を支える体制を構築



共生社会の実現や

多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進



スポーツを通じた国際交流・協力

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）



大規模大会の運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用



地方創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、
 - ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
 - ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等

④ スポーツの国際交流・協力

国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等

⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり

武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等

⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全NＦでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等

② スポーツ界におけるDXの推進

先端技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等

⑤ スポーツによる健康増進

健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等

⑧ スポーツを通じた共生社会の実現

障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等

⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保

暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等

③ 国際競技力の向上

中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等

⑥ スポーツの成長産業化

スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等

⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等

⑫ スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の理解促進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

💡 国民のスポーツ実施率を向上

- ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%（障害者は40%）
- ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づく（障害者は70%を目指す）

💡 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加

（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）

💡 子供の体力の向上

（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）

💡 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現

- ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
- ✓ スポーツ団体の女性理事の割合を40%

💡 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現

💡 スポーツを通じて活力ある社会を実現

- ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで）
- ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%

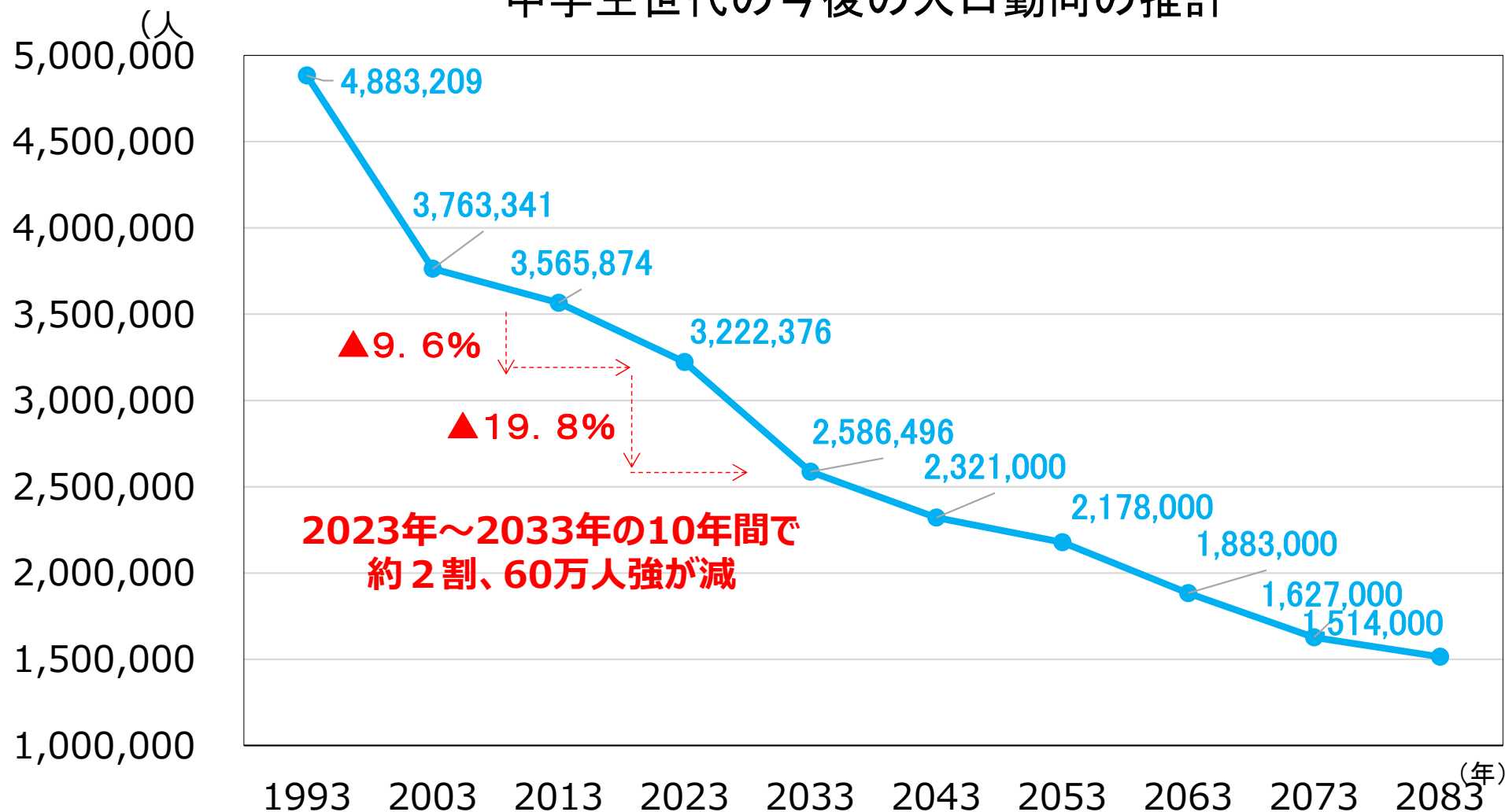
💡 スポーツを通じて世界とつながる

- ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進
- ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

部活動改革の背景（少子化・人口減少の加速化）

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難

中学生世代の今後の人口動向の推計

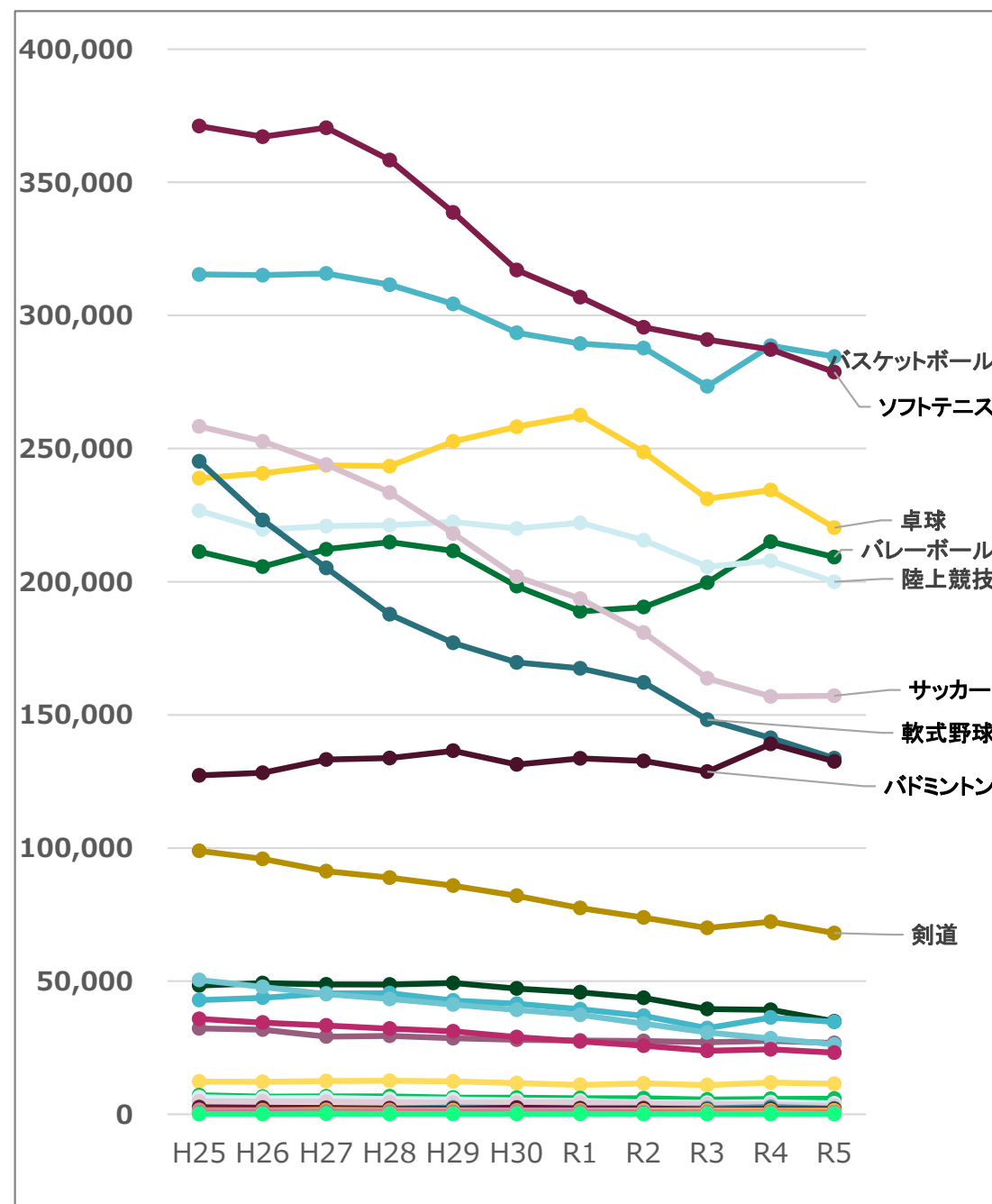


中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数

厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年4月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和5年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

運動部活動に参加している中学生数の推移

競技	H25	R5	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	315,354	284,551	-9.77%	-30,803
ソフトテニス	371,121	278,750	-24.89%	-92,371
卓球	238,854	220,288	-7.77%	-18,566
バレーボール	211,259	209,216	-0.97%	-2,043
陸上競技	226,692	199,969	-11.79%	-26,723
サッカー	258,291	157,170	-39.15%	-101,121
軟式野球	245,219	133,725	-45.47%	-111,494
バドミントン	127,239	132,512	4.14%	5,273
剣道	98,913	68,026	-31.23%	-30,887
水泳競技	48,358	34,879	-27.87%	-13,479
テニス	42,883	34,668	-19.16%	-8,215
ハンドボール	32,205	26,745	-16.95%	-5,460
ソフトボール	50,418	26,242	-47.95%	-24,176
柔道	35,809	23,131	-35.40%	-12,678
弓道	12,269	11,451	-6.67%	-818
ラグビー	7,152	5,887	-17.69%	-1,265
体操競技	6,387	4,115	-35.57%	-2,272
新体操	4,825	3,202	-33.64%	-1,623
空手	2,315	2,176	-6.00%	-139
スキー	2,641	1,918	-27.38%	-723
ホッケー	1,545	1,434	-7.18%	-111
アーチェリー	763	766	0.39%	3
なぎなた	834	696	-16.55%	-138
相撲	1,343	655	-51.23%	-688
スケート	550	467	-15.09%	-83
アイスホッケー	500	395	-21.00%	-105
レスリング	96	140	45.83%	44
フィギュア	51	22	-56.86%	-29
合計	2,343,886	1,863,196	-20.51%	-480,690



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。 ※<u>地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい</u>。 ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施</u>。 ・<u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等</u>を行うとともに、<u>地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める</u>。
次期 改革期間	「<u>改革実行期間</u>」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</u>。 ※平日の改革については、<u>前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進</u>。
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。 ※<u>受益者負担の水準</u>については、<u>国において金額の目安等を示す</u>ことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保</u>も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐ、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援</u>については<u>確実に措置</u>を行う必要。 ・<u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期**であり、**小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。

※幼稚園教育要領、保育所保育指針、
幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼 小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼 小**

- ・ **幼保小が協働して**、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム[※]を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**
- ※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的に行うなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼 小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
- ※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼 小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成
- ・ 幼児教育施設は、一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施、小学校は、引き継いで必要な支援を実施

② 好事例の収集 **幼 小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集・蓄積して活用

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設のエデュケーション機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の子育て支援を充実

② 全ての子供のウェルビーイング[※]を保障するカリキュラムの実現 **幼 小**

- ・ 全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、教育課程の編成^{※※}や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 **幼 小**

- ・ 地方自治体において、幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼 小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上
- ・ 幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「幼保小の架け橋プログラム」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、処遇改善等の必要な施策を引き続き実施
- ・ 地方自治体において、総合的な人材確保策を推進
- ・ 幼児教育施設において、管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進
- ・ 事故等の発生・再発防止のための取組を徹底

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼 小**

- ・ 国において、架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる国内外の研究ネットワークを構築
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、大規模な長期縦断調査を実施
- ・ 日本独自の質評価指標の開発や国内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進

幼児期運動指針(抜粋)

幼児期における運動の意義

幼児は心身全体を働かせて様々な活動を行うので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。このため、幼児期において、遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、多様な動きを身に付けるだけでなく、心肺機能や骨形成にも寄与するなど、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基盤づくりとなることから、以下のような様々な効果が期待できる。

(1) 体力・運動能力の向上

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、人が生きていくために重要なものである。特に幼児期は、神経機能の発達が著しく、タイミングよく動いたり、力の加減をコントロールしたりするなどの運動を調整する能力が顕著に向上する時期である。この能力は、新しい動きを身に付けるときに重要な働きをする能力であるとともに、周りの状況の的確な判断や予測に基づいて行動する能力を含んでおり、けがや事故を防止することにもつながる。このため、幼児期に運動を調整する能力を高めておくことは、児童期以降の運動機能の基礎を形成するという重要な意味を持っている。

また、日ごろから体を動かすことは、結果として活動し続ける力（持久力）を高めることにもつながる。

(2) 健康的な体の育成

幼児期に適切な運動をすると、丈夫でバランスのとれた体を育みやすくなる。特に運動習慣を身に付けると、身体の諸機能における発達が促されることにより、生涯にわたる健康的で活動的な生活習慣の形成にも役立つ可能性が高く、肥満や痩身を防ぐ効果もあり、幼児期だけでなく、成人後も生活習慣病になる危険性は低くなると考えられる。また、体調不良を防ぎ、身体的にも精神的にも疲労感を残さない効果があると考えられる。

(3) 意欲的な心の育成

幼児にとって体を動かす遊びなど、思い切り伸び伸びと動くことは、健やかな心の育ちも促す効果がある。また、遊びから得られる成功体験によって育まれる意欲や有能感は、体を活発に動かす機会を増大させるとともに、何事にも意欲的に取り組む態度を養う。

(4) 社会適応力の発達

幼児期には、徐々に多くの友達と群れて遊ぶことができるようになっていく。その中でルールを守り、自己を抑制し、コミュニケーションを取り合いながら、協調する社会性を養うことができる。

(5) 認知能力の発達

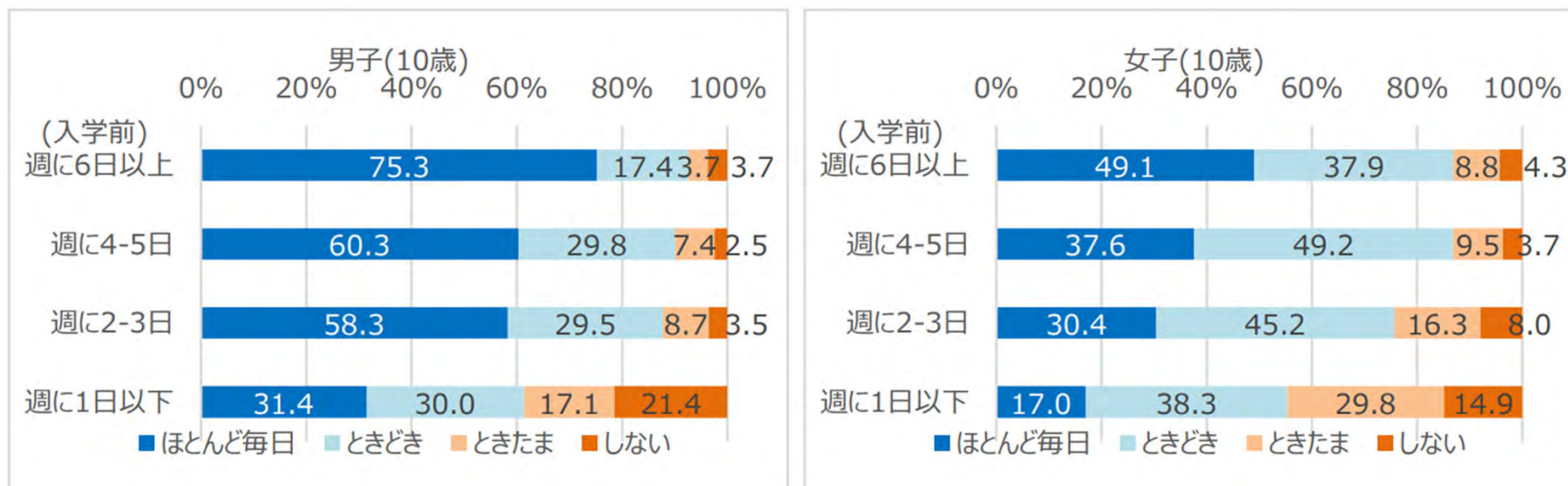
運動を行うときは状況判断から運動の実行まで、脳の多くの領域を使用する。すばやい方向転換などの敏捷な身のこなしや状況判断・予測などの思考判断を要する全身運動は、脳の運動制御機能や知的機能の発達促進に有効であると考えられる。

幼児が自分たちの遊びに合わせてルールを変化させたり、新しい遊び方を創り出したりするなど、遊びを質的に変化させていこうとすることは、豊かな創造力も育むことにもつながる。

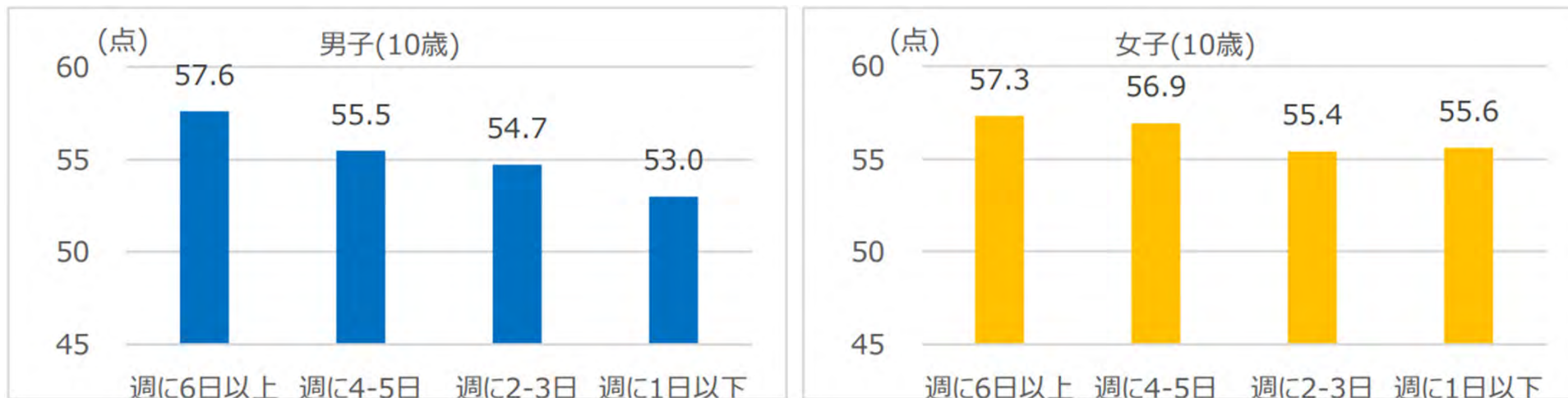
幼児期の運動遊びと運動能力等との相関

幼児期に外遊びをよくしていた小学生は、日常的に運動し、体力も高い。

入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況（10歳）



入学前の外遊びの実施状況別に見た新体カテスト合計点（10歳）



(出典) 令和元年度スポーツ庁「体力・運動能力調査」

保護者のフィジカルリテラシーと子供の運動能力・心理的健康との相関

フィジカルリテラシーが高い保護者の子どもはたくさん活発な遊びをしている。



保護者の
フィジカルリテラシー

×



子どもの
身体活動

活発な遊び

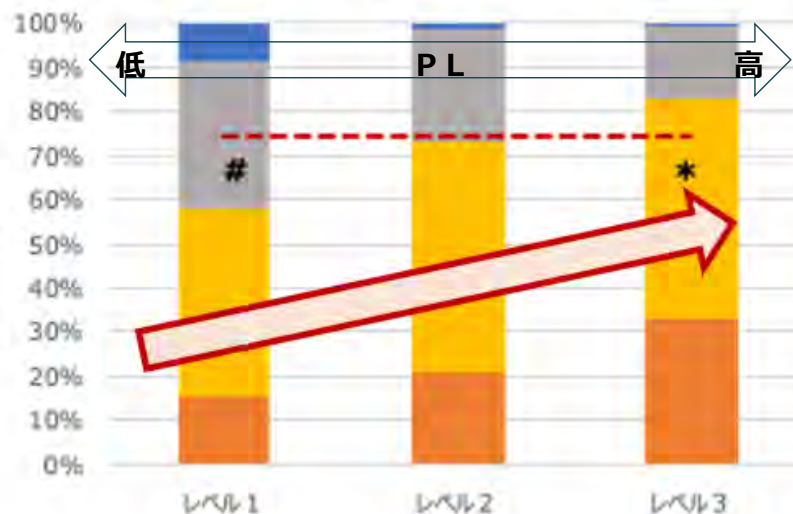
非常によくする

よくする

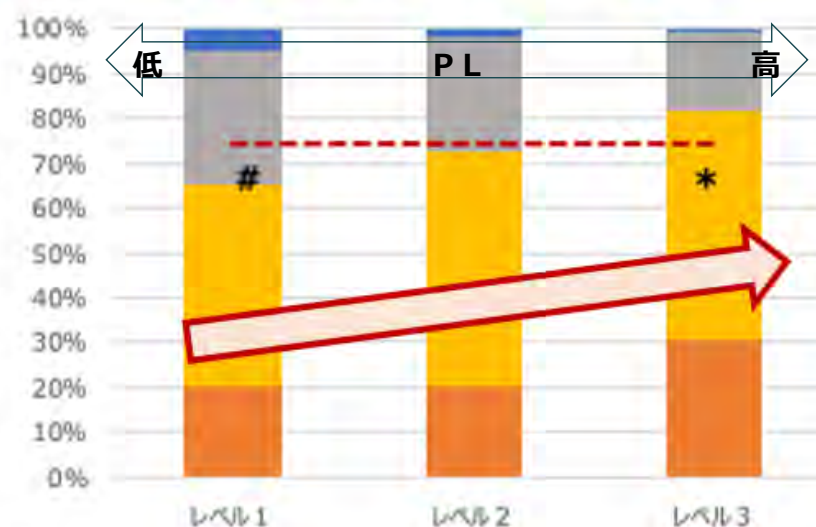
あまりしない

まったくしない

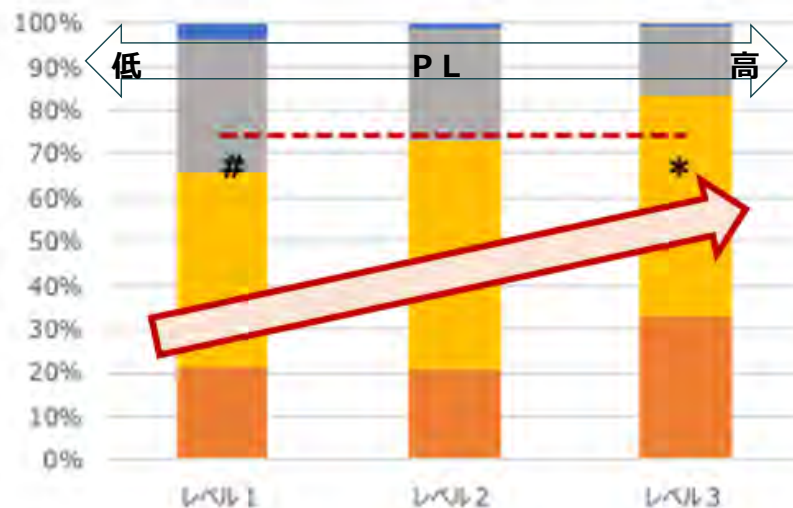
身体領域



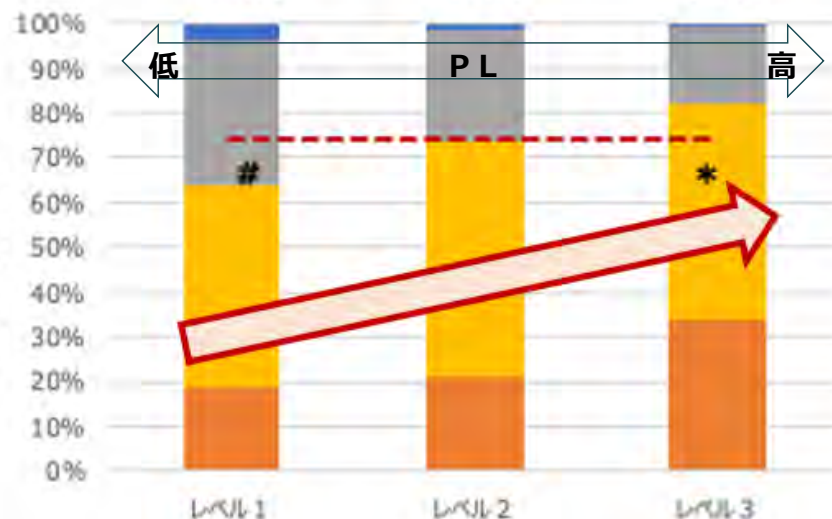
感情領域



認知領域



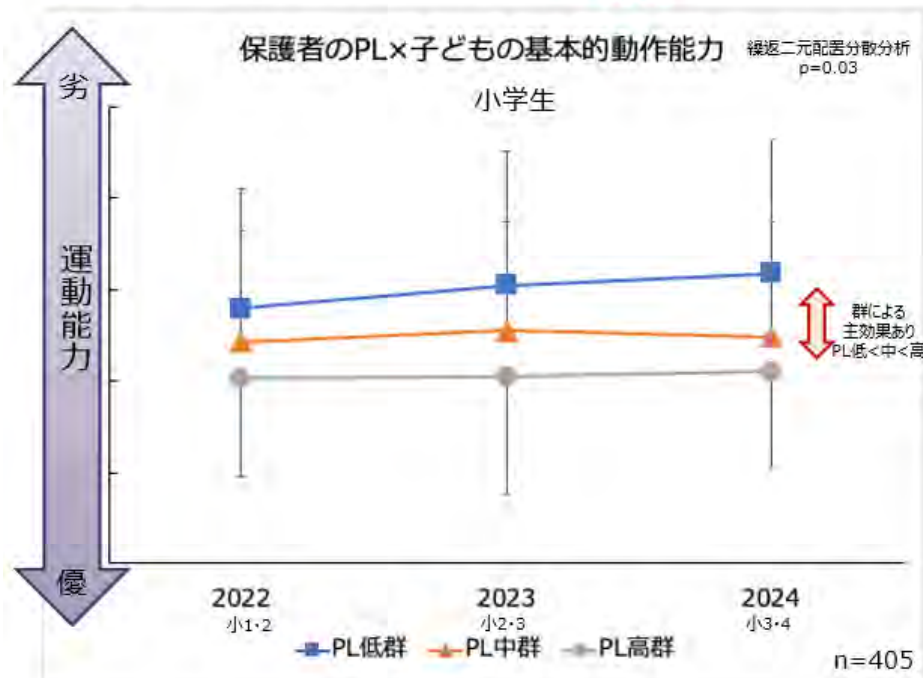
社会領域



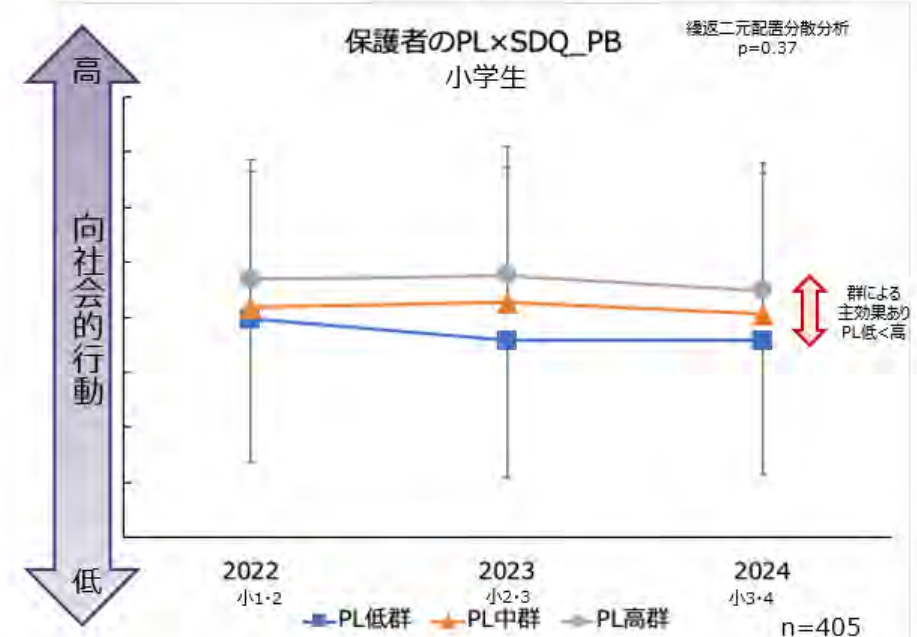
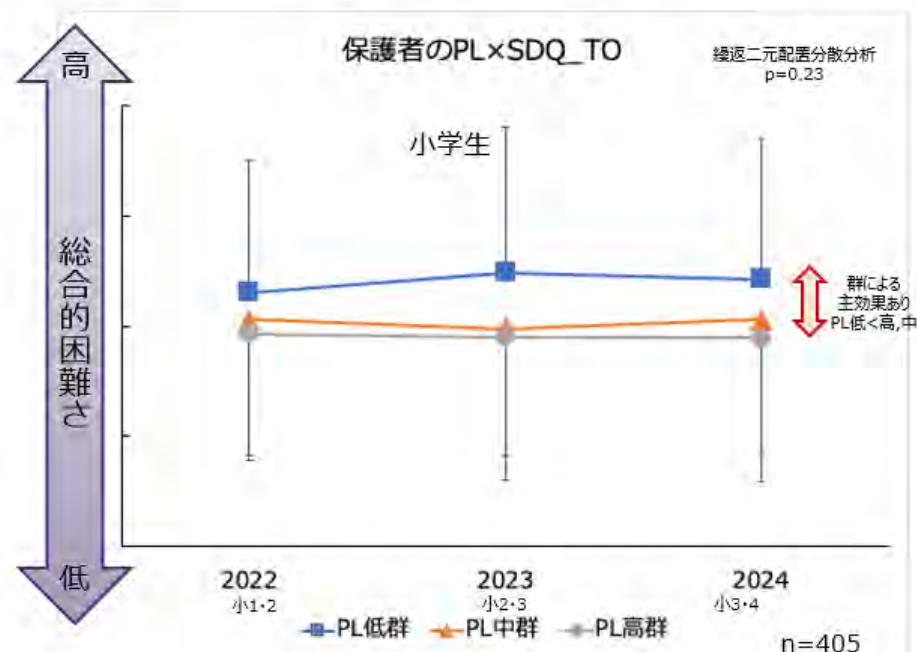
保護者のフィジカルリテラシーと子供の運動能力・心理的健康との相関



保護者の
フィジカルリテラシー × 子どもの姿
変化



保護者のフィジカルリテラシーは、子供の運動能力・心理社会的健康と関連する



「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



5. その他

学習指導要領の変遷



現行学習指導要領の考え方

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び



学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

資質・能力の3つの柱に関する関連条文

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)

第30条 (略)

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

「社会に開かれた教育課程」について

○ 中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)前文

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

※小学校、高等学校も同旨

各教科等の特質に応じた見方・考え方（中学校の例）

※中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 <抄>

言葉による見方・考え方	対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること。
社会的事象の地理的な見方・考え方	社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること。
社会的事象の歴史的な見方・考え方	社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
現代社会の見方・考え方	社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
数学的な見方・考え方	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること。
理科の見方・考え方	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
音楽的な見方・考え方	音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。
造形的な見方・考え方	感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。
体育の見方・考え方	運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。
保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。
技術の見方・考え方	生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること。
生活の営みに係る見方・考え方	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方	外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面・状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。
探究的な見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること。
集団や社会の形成者としての見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現と関連付けること。

平成29年改訂 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂ポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に関かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考するなど〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中：国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中：総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小：算数、中：数学)や見通しをもった観察・実験(小中：理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小：算数、中：数学)、自然災害に関する内容の充実(小中：理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中：国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小：社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中：音楽)、武道(中：保健体育)、和食や和服(小：家庭、中：技術・家庭)などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小：平成30年4月、中：平成31年4月)による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中：総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中：特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※ 小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備・養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

平成29年改訂 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂ポイント

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
- ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)

○情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

○子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。(小中:総則、特別活動)
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(小中:総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中:総則)、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定(中:総則)

平成30年改訂 高等学校学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

〔情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常的事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など〕

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。
〔国語科における科目の再編(「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」) 地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など〕

5. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成(国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめること など)の充実(総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視(数学、理科)するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実(理科)などの充実により学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実(数学)
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設(理数)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実(国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」)
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色(地理歴史)、我が国の先人の取組や知恵(公民)、武道の充実(保健体育)、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実(家庭)

道徳教育の充実

- ・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定(総則)
- ・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記(総則)

外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目(「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」)や、発信力の強化に特化した科目を新設(「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成(総則)、職業人に求められる倫理観に関する指導(職業教育に関する各専門教科)
- ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
- ・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」(工業)、「観光ビジネス」(商業)、「総合調理実習」(専門家庭)、「情報セキュリティ」(専門情報)、「メディアとサービス」(専門情報)を新設
※職業教育の充実にあたっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。

平成30年改訂 高等学校学習指導要領の改訂のポイント

その他の重要事項

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- 必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記（総則）

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- 政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察（公民）、主体的なホームルーム活動、生徒会活動（特別活動）
- 財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通じた経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組（公民）
- 多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み（公民、家庭）
- 世界の自然災害や防災対策（地理歴史）、防災と安全・安心な社会の実現（公民）、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫（家庭）
- 高齢者の尊厳と介護についての理解（認知症含む）、生活支援に関する技能（家庭）
- オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解（保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（総則、特別活動）
- 我が国の領土等国土に関する指導の充実（地理歴史、公民）

○情報教育（プログラミング教育を含む）

- 情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容を必修化（情報）
- データサイエンス等に関する内容を大幅に充実（情報）
- コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）

○部活動

- 教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（総則）

○子供たちの発達の支援

- （キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記（総則）
- 通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（総則、各教科等）
- 日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定（総則）

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数 〔改訂〕 〔現行〕

教科	科目	標準単位数	必修科目	教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	現代の国語	2	○	国語	国語総合	4	○2単位まで可
	言語文化	2	○		国語表現	3	
	論理国語	4			現代文A	2	
	文学国語	4			現代文B	4	
	国語表現	4			古典A	2	
	古典探究	4			古典B	4	
地理歴史	地理総合	2	○	地理歴史	世界史A	2	□○
	地理探究	3			世界史B	4	
	歴史総合	2	○		日本史A	2	□○
	日本史探究	3			日本史B	4	
	世界史探究	3			地理A	2	□
公民	公共倫理	2	○		地理B	4	□
	政治・経済	2		公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理・政治・経済」
		2			倫理	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで可		政治・経済	2	
	数学Ⅱ	4		数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで可
	数学Ⅲ	3			数学Ⅱ	4	
	数学A	2			数学Ⅲ	5	
	数学B	2			数学A	2	
	数学C	2			数学B	2	
		2			数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目	理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2			物理基礎	2	
	物理	4			物理	4	
	化学基礎	2			化学基礎	2	
	化学	4			化学	4	
	生物基礎	2			生物基礎	2	
	生物	4			生物	4	
	地学基礎	2			地学基礎	2	
	地学	4			地学	4	
					理科課題研究	1	
保健体育	体育	7～8	○	保健体育	体育	7～8	○
	保健	2	○		保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○	芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2			音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2			音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2			美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2			美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2			美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2			工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2			工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2			工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2			書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2			書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2			書道Ⅲ	2	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	○2単位まで可	外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○2単位まで可
	英語コミュニケーションⅡ	4			コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	英語コミュニケーションⅢ	4			コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	論理・表現Ⅰ	2			コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	論理・表現Ⅱ	2			英語表現Ⅰ	2	
	論理・表現Ⅲ	2			英語表現Ⅱ	4	
					英語会話	2	
家庭	家庭基礎	2	□○	家庭	家庭基礎	2	□○
	家庭総合	4			家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○		生活デザイン	4	
	情報Ⅱ	2		情報	社会と情報	2	□○
理数	理数探究基礎	1			情報の科学	2	
	理数探究	2～5					
総合的な探究の時間		3～6	○2単位まで可	総合的な学習の時間		3～6	○2単位まで可

【学習活動の場面】

本時（第5時）のねらいを「リズムカルな助走を意識した走り高跳びで、競争や記録への挑戦しよう」と設定した。授業の前半は「自己やチームに適したルールを選んで、競争や記録への挑戦をする」学習活動を行った。授業の後半は、端末を活用して、動きのポイントと照らし合わせて自己の課題を見付け、自己に適した練習方法を選ぶ学習活動を行った。単元の前半は記録が伸びていったB児だが、単元の後半になるにつれ、記録が思うように伸びなくなっていく。

【子供の「深い学び」の姿】

端末を活用し、自己の動きの変化を見付ける。

端末を使い、児童は毎時間自己の動きの確認を行った。

単元の後半、記録が思うように伸びなくなり、意欲が低下しかけたB児には、助走がリズムカルに行えていることを教師が価値付けた。その際、動画を繰り返し視聴し、動きがよかったポイントを具体的に示しながら伝えることで、B児は自信を深めた。また、体育の見方・考え方である体力の向上につながっていることも実感した。

試行錯誤を重ねながら課題の解決を図る。

助走の動きが高まってきたことを実感したB児は、教師の助言も踏まえ、踏切りに着目した。クラウドに保存された自己と仲間の踏切りの動きを見比べる中で、踏切りだけではなく、上体が起きていないという新たな課題に気付いた。そこで、踏み切った後の上体の様子を動画で撮影してもらい、視聴→試技→視聴を繰り返しながら、上体を起こして力強く踏み切る動きの習得に取り組んだ。

【当該指導での「深い学び」】

記録が思うように伸びなくなったB児に、教師は動きの変容を価値付けたり、体育の見方・考え方に気付かせたりした。その結果、B児の意欲が高まり、新たな課題の解決に向かっていった。さらに、クラウドに保存された仲間の動きを参考にすることで、課題の解決に向けたヒントを得たり、自己の動きを撮影し、その場で思考し、判断しながら試技を繰り返すことで動きの習得につなげることができた。



仲間の動きを撮影する



動きの変化を見付ける

■指導上の工夫とICTの利活用

①記録の捉え方を押さえる。

* 学習が進むにつれて記録が頭打ちになることは自然なことであり、その中で少しでも自己の記録を伸ばすことが大切であることを押さえる。

②記録だけでなく、個々の動きの変化を端末を活用して価値付ける。

* 教師が、クラウドに保存された動画を活用し、児童の動きの変化に着目して価値付けることで、自己の体の動きが高まっていることを理解することができるようになる。

③クラウドに保存された自己と仲間の動きから、課題の解決に向けたヒントを得るように促す。

* 見る視点を助走、踏切り、空中動作、着地の四つに絞り、それぞれの動きのポイントを学習資料や端末にまとめておく。その上で、個々の毎時間の動きをクラウドに保存しておくことで、自己の動きと仲間の動きを照らし合わせながら課題を見付け、自己に適した練習方法を選ぶことができるようになる。

【学習活動の場面】

授業では、ダブルスのゲームにおいて仲間と連携した攻撃を組み立てることを目指した。授業の初めに行ったゲームを踏まえ、チームで話し合って効果的な連携プレイについて考えた。チームで考えた連携プレイを次のゲームで試し、その結果をAI学習カードで振り返りを行った。生徒はAIからの問いに対して戦術的な気づきを深めることで、自分のプレイを客観的に振り返ることができ、改善点を見出すことにつながっていた。

【子供の「深い学び」の姿】

ゲームの様子を撮影した20秒のベストシーンの動画をチームで共有し、その動画をもとにAIと振り返る。

- (1) AIからの問いに対しての回答を考えることで、生徒は自分のプレイを客観的に振り返り、仲間と連携した攻撃をするには定位置に戻って次の攻撃に備えることが重要であることに気付くことができた。
- (2) 「この場面で、別のショットを試してみることはできますか？」というAIからの問いに対して、生徒はこれまでの学習で習得した短いショットを効果的に使うという戦術的な気づきを活用してどのようなプレイができるか考えていた。
- (3) AIとの対話を通じて、生徒は自己の課題解決に向けて試行錯誤を重ねながら思考を深めたり、連携した攻撃を行うための技能に関する新たな課題を発見したりしていた。



■指導上の工夫とICTの利活用

①Aha Slidesを使用して本時のねらいに関する思考を深める。

*導入の場面でめあてを確認する際に、生徒の興味関心を高めるとともに、内容を正確に理解させるよう工夫した。

②ゲームの様子を動画撮影し、本時のめあてに沿って振り返る。

*生徒が自分の課題を客観的に把握できるようにゲームの様子を動画撮影した。待機している生徒が撮影を担当し、本時のめあてに沿って振り返ることができるよう動画を撮影するようにした。

③撮影した動画をもとにAI学習ノートで振り返る。

*個々の課題に応じたAIからの発問により、生徒が課題解決に向けて思考を深めていく。AIの活用により、生徒一人一人の課題や学習履歴に応じた発問を同時に行うことが可能になる。

【当該指導での「深い学び」】

Aha Slidesを活用した協働学習

試合中の動画を共有し、Aha Slidesのリアルタイム投票機能を使って、どのプレイが良かったか、なぜ良かったのかを投票形式で意見交換を行った。その後、グループディスカッションを行い、仲間の意見を参考にすることで新たな戦術的な気づきにつながった。

振り返りのための動画撮影とAIによる個別フィードバック

AIが生徒一人一人の学習データに基づいて効果的な問いを投げかけるので、生徒は自分のプレイを客観的に振り返りながら課題解決に向けて試行錯誤しながら取り組んでいた。

解説動画によるアウトプット

ゲームと振り返りを繰り返すというサイクルの中で課題解決のための取組について修正したり適切な方法を選択したりしていた。また、最後にアウトプットすることで自己の思考が構造化された。

【活用したソフトや機能】Aha Slides、動画撮影、みんながく製のスクールAIをベースに東京学芸大学が開発した対話型AI学習カード

保健領域におけるICT活用の例（小学校）

【学習活動の場面】

それぞれの児童が、自分の生活で嫌な気持ちになる場面を想像し、その対処の仕方を考えていった。その際、教師はそれぞれの考えをクラウドのシートに書き込む活動を取り入れるとともに、その結果を全体で共有する場面を設けた。

【子供の「深い学び」の姿】

シートには次のようなことが書かれていた。

「クッションをたたいたり、八つ当たりしたりする」「散歩をしたり、好きな曲を聴いたりする」「深呼吸をする」「友達に相談する」

他の子供の考えを共有し、グループで交流した。

「どうして悩んだときに、自分の好きなことをするの?」「八つ当たりしても嫌な気持ちは減らないよね」など、理由を尋ねたり自分の考えを伝えたりした。理由を明確に説明できないことや、場当たり的な対処の仕方になっていることなど、個々の課題を顕在化した。さらに、気付いたことをクラス全体で共有していく中で、同じような場面でも人によって嫌な気持ちになる・ならないがあることや、その程度に違いがあること、不安や悩みの内容によって対処の仕方を変えた方がよいことなどを分類・整理していった。これらを踏まえ、改めて自分が考えた対処の方法が適切かどうかを見つめ直すことができた。

その結果、「自分の好きなことをすることの方が、八つ当たりをするよりも気分がスッキリする」「人それぞれ個性が出ていた。自分は深呼吸や静かな場所へ行くことをやってみようと思う」などの記述や発言が見られた。

【当該指導での「深い学び」】

他者が思考し判断したことの根拠を確かめ合いながら課題を顕在化できるようにした。それを踏まえ、自分が考えた対処の方法を再度見つめ直すことができるようにすることで、身近な生活に生かせる対処の仕方を深く考えていくことができた。

【活用したソフトや機能】 ロイロノート

■指導上の工夫とICTの利活用

① 互いの考えをクラウドで瞬時に共有し、それぞれの子供が思考し判断したことの根拠を聞き合ったり、対処の仕方について分類・整理したりする活動を位置付ける。

* 端末を使って子供の思考の一部を瞬時に可視化することにより、その根拠を聞き合う活動が可能になる。また、それぞれが考えた対処の方法を参考に、その時々によってふさわしいと思う対処の方法を分類・整理していくことを促すことも可能になる。

② ①の活動を踏まえ、改めて自分の対処の方法は適切かどうかを見つめ直す活動を設定する。

* 他者の考えと組み合わせたり、対処の仕方の場合分けしたりする活動を位置付け、それを文章に表すことで自らの考えを深いものにしていく。

保健領域におけるICT活用の例（中学校）

【学習活動の場面】

生徒への意識調査の結果等を踏まえ、「交通事故による傷害を適切に回避するためにはどのようなことが必要か」という学習課題を設定した。その際、**MEXCBTによる動画を活用して、交通事故の危険を予測し、回避の方法を考える場面を設けた。**

【子供の「深い学び」の姿】

◆自転車に乗って車道を走る動画を繰り返し視聴

生徒はそれぞれの端末で、MEXCBTによる自転車に乗って車道を走る動画を視聴しながら、交通事故に遭遇する危険を予測し、回避の方法をテキストに打ち込んだ。

◆条件が変化する事例から、リスクの程度を判断

その後、くじによって条件が変化する事例を取り扱い、人的要因（焦っている、スマホを操作中、等）、環境要因（雨が降っている、人が多い時間帯、等）に加え、車両の要因（大型トラックが右左折、等）の3つの条件を生徒がランダムに選択しながら、都度リスクの程度を数値化していくことで、根拠をもって傷害リスクの高低やその理由を考え、伝え合うことができた。

◆再度、自転車に乗って車道を走る動画を視聴

交通環境の整備等に関することについても理解した後、再度、MEXCBTによる自転車に乗って車道を走る動画を視聴し、危険の予測や回避の方法について、新たに気付いたことを端末に追記する姿が見られた。

【当該指導での「深い学び」】

上記の指導において、生徒が常に交通事故が発生する要因（概念）や、防止のための原則に着目しながら、「**交通事故による傷害のリスクの軽減**」といった**保健の見方・考え方を豊かに働かせて思考、判断し、表現することができるようにした。**さらに、**再度、自転車に乗って車道を走る動画を視聴して気付いたことを追記する活動により、生徒は自らの思考の再構築するとともに、学びの深まりを実感できた。**

【活用したソフトや機能】 MEXCBT

■指導上の工夫とICTの利活用

①動画を自分のペースで、繰り返し視聴しながら、危険の予測や回避の方法を考え、表現できるようにする。

* 端末で必要に応じて動画を繰り返し視聴しながら、交通事故の危険を予測したり、回避の方法を考えたりしたことを、すぐにテキストで打ち込めるようにすることで、生徒が思考、判断したことを、即時的に表現することが可能になる。

②傷害が発生するリスクの程度を数値化することで、その理由に着目できるようにする。

* 交通事故による傷害のリスクの程度を数値化する事例により、人的要因、環境要因に着目しながら判断の根拠を明らかにしていく協働的な学びを促すことができる。

③再度、動画を視聴し追記する活動を位置付ける。

* 学んだことを生かし、自らの思考を再構築しながら、気付いたことを追記する活動により、学びの深まりを実感することができる。

